

戸 報

2001

特集

●研究論考●

教育改革、カリキュラム改革をどうとらえるか
教文研活動報告
県教文研資料(2000年度)

神奈川県教育文化研究所

目 次

研究機関としての充実を願って	理事長 小 中 儀 隆	1
教育の場に「羅針盤」を コンパス	前研究評議会議長 金 原 左 門	2

I 学習の展開と教育

特集 教育改革、カリキュラム改革をどうとらえるか

【研究論考】

「教科書問題」と教育改革	研究評議員 府 川 源一郎	3
これからの教育評価の視点とその方法	横浜国立大学教授 森 本 信 也	8
教育改革の動きを読む — 「教育改革国民会議」の動きを中心として —		
.....	研究評議員 広 瀬 隆 雄	13
教育改革国民会議「報告」の批判的検討	研究評議員 黒 沢 惟 昭	19

【エッセイ】

揺れる「学区」について考える	研究評議員 富 山 和 夫	27
実は歴史の宝庫だった教育会館周辺	副所長 岩 澤 政 和	31
文化としての「欲求のコントロール」	研究評議員 林 洋 一	34

II 教文研活動報告

20年の歴史を、着実に前に進めよう	所長 森 澄	37
-------------------------	--------	----

【神奈川県教育文化研究所の活動】

●研究部 カリキュラム総合改革委員会	研究評議員 府 川 源一郎	38
●特別研究部 外国籍生徒の学習と進路調査研究委員会	研究評議員 宮 島 喬	40
●事業部	前研究評議会議長 金 原 左 門	42
●教育相談部	研究評議員 広 瀬 隆 雄	44

【地区教育文化研究所の活動】

横浜市教育文化研究所のとりくみ	47
川崎教育文化研究所のとりくみ	52
三浦半島地区教育文化研究所のとりくみ	56
湘南教育文化研究所のとりくみ	60
湘北教育文化研究所のとりくみ	63
中地区教育文化研究所のとりくみ	66
西湘地区教育文化研究所のとりくみ	70

Ⅲ 県教文研資料(2000年度)

《理事会・研究評議会報告》

《事業報告2000年度(4月～3月)》

1. カリキュラム総合改革委員会	74
2. 特別研究部(外国籍生徒の学習と進路調査研究委員会)	74
3. 教育相談委員会	75
4. 事業部	76
5. 教育総研・他県教文研との交流	77
6. 地区教文研との連携	77
7. フィルムライブラリーの貸し出し状況	77
8. 神奈川県教育文化研究所所蔵フィルム等一覧	78
9. 2000年度 神奈川県教育文化研究所・各種名簿	88

研究機関としての充実を願って

理事長 小 中 儀 隆



神奈川県教育文化研究所（県教文研）は、1980年に県民の教育文化の向上に寄与することを目的として設立されました。以後、多くの方々のご理解とご協力をいただき21年目を迎えることとなりました。また、2001年3月には後半の10年間の活動やとりくみを中心にまとめた「神奈川教育文化研究所二十年史」を刊行いたしました。この20年間に、県教文研の発展のためにご尽力いただきました多くの関係者の皆さんに心より感謝申し上げます。

今、時代と社会が激しく変化し続ける中で、教育と学校も大きな転換点にさしかかっています。教育の地方分権を中心に、学校制度、地方教育行政のあり方、教員養成、教育課程、学力観など教育の制度と内容を大きく変え、21世紀における教育の方向づけがされつつあります。私たちは、このような変革期を教育と学校を変える機会とし、教職員の英知を結集する中で改革を主体的に担っていくことが重要と考えます。また、子どもたちをめぐっても困難な状況が続いている。いじめ・不登校・「学級崩壊」など、子どもたちを取り巻く現状は、現在の学校教育のあり方を問いかけるものになっていると思います。こうした状況の克服にむけては、家庭・地域・学校が連携をはかることや学校が裁量権と責任を持ち、自主性・自立性を確立する中で「開かれた学校」としていくことなどが求められています。

県教文研は、こうした子ども・学校・教育をとりまく今日的状況をふまえ、これら諸課題についての研究や事業などにとりくみ、保護者・県民・教職員の期待に応えうる研究成果や処方箋などの発信に努めてきました。また、この20年間における社会や教育をとりまく状況の変化に対応するため、三次にわたる事業と活動、機構の見直し整備を行い、21世紀の教育・文化を創造するシンクタンクとなる研究機関をめざしてきました。さらに、所報、教文研だより、シンポジウム記録集など発行資料の質的向上や事務機能の充実をはかるための事務局体制の確立などもすすめてきました。

今後、教育の地方分権や教育改革がさらにすすめられようとしている中において、県教文研は各地区教文研と連携をはかりつつ、教職員や教育関係者を支え、またその期待に応えられるシンクタンクとしての役割や研究所のあり方について早急に検討をすすめていく必要があると考えています。

この間、20年間にわたって全県下において展開されてきた教文研運動は、神奈川の教育に携わる教職員、教育関係者のみならず、県民の皆さんにもその成果が広く還元され、神奈川の教育文化の向上にも少なからず寄与することができたものと思っています。

今後もこれまで培ってきた教文研運動の成果を継承し、引き続き子どもや教育をめぐる諸課題について「教文研だより」などの刊行物や各種事業を通して、保護者・県民・教職員の期待に応える提言などの情報発信を行うことを心より希望するところです。

(こなか・よしたか)

コンパス 教育の場に「羅針盤」を



前研究評議会議長 金 原 左 門

この冬、あわただしい日々の合間を縫ってわたしは、朝永振一郎、我妻栄の関係書をきれぎれに読んでいた。お二人ともすでに故人であるが、一方はノーベル賞に輝いた理論物理学、もう一人は文化勲章受賞の民法学者である。両者の間にはなんらの結びつきもない。ただ、わたしにとっては、我妻氏のものは、勤務先の大学史の執筆で「法典論争」を取り扱わざるをえなかった関係上、どうしても目を通す必要があったからであるが、この際あらためて我妻民法学の方法の仕掛けをおさらいする意図もあった。朝永氏のものは、昔からの習わして自然科学のアイディアを失敬するためである。

こんな私事にわたる話をもちだしたのはほかでもない。新しい世紀を迎えるなかで、新たに教育界を揺さぶる二つの出来事がもちあがり、それに対処するためには、時代に根ざしたひろい社会認識、自然認識を持つ必要があることに思いあたったからである。

その「二つの出来事」とは、昨年から今年にかけての小中学校の教科書検定にまつわる問題で、一つは、学習指導要領の「厳選主義」にひっかかり修正を受けた理数系の教科書が多かったことであった。もう一つは、「新しい歴史教科書をつくる会」が提供した中学社会科分野の『歴史』『公民』の教科書が多く修正を余儀なくされたとはいえ、合格した事実である。問題は、この二つの検定結果が、公教育の今後に思わぬ波紋を投げかけかねないということである。

物議をかもしだした第一点は、「三割厳選」のため内容が貧弱になり学習の低下を招く恐れがないかと指摘する世論が高まったことである。「ゆとり教育」にかこつけて、教科内容を一律に削ぐことは、^{エデュケーション}教育とは無縁なことではないか。というのは、教育は、個々の人間の発達をうながすことを確実にしていくうえでのもっとも適切な手段であるから、「厳選」を強いるという発想そのものがおかしい。児童・生徒に目から鱗が落ちるように、「はっ」という思いに駆り立て立ち上がらせていくことが大切ではないか。我妻氏が若き日に自分の行くべき道を模索して戦慄苦闘した名論文「私法の方法論に関する一考察」を読み直しながら、「厳選主義」の掻をつき抜けることこそ、これから教師のはたすべき任務ではないかと、考えざるをえなくなった。

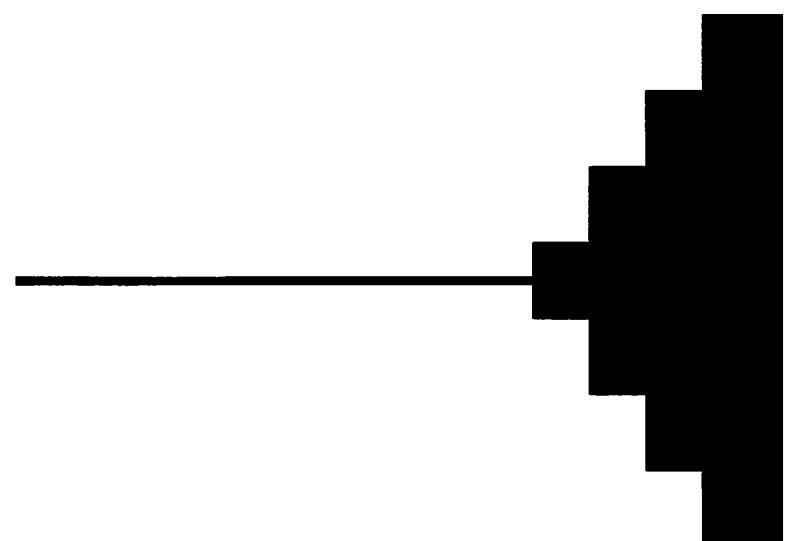
また、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の登場も、これからの教育の場を混乱に落しいれる以外のなものでもない。自国の歴史の正邪を腑分けし批判的にアプローチする史観を「自虐史観」とレッテル張りし、自らの立場を「自由主義史観」と決めてかかり、神話と人間の歴史をゆがめ「自己中心主義」の史論を展開するこの会の主張は、憲法、教育基本法をも否定しかねない姿勢をとっている。案の定、検定合格の報に、即刻に中国、韓国の両政府からクレームがついた。両国の、日本政府の決断をうながす動きに、町村前文部科学相は、多様な史観があり、修正箇所の処理も済んだことであるので合格取り消しはできないと、要請を拒否した。ならば、一八年前に政府が教科書叙述に介入し、文部省がとりわけ歴史教科書での中国への日本の「侵略」を「侵出」と修正させ、さらに、中国、韓国などのクレームで、この言葉を元に戻した事実などは多様性を認めたうえでのことであったのか。そうではないはずである。

「新しい歴史教科書をつくる会」のリーダーたちの説くところをいろいろとみるとみると、共通しているのは、正当な論拠にもとづいて論じていないことである。ということは、「不可知論」ではないか。「不可知論」は「偏向」を生む。「自虐史観」「自虐教科書」と勝手に誇張し糾弾する「…つくる会」のメンバーは、自らが犯している「偏向」には目もくれない。この人たちの言動スタイルも、今後の教育界にどれほどどの害を流すことになるのか、公教育の場でのコンパスが狂い続けているだけに要注意である。それだけに、本研究所研究評議員の黒沢惟昭氏をはじめ暉峻淑子、太田堯氏ら二六名の呼びかけによる「民主主義の教育」が重大な危機にさらされているアピールの意味するところをまとうに受けとめる必要があるし、したがって、「不可知論」を公教育の場からどうしても排除しなければならない。

このため、朝永氏が自然界の深奥にうごめく法則をとらえるため、たえず観察と実証を強調してきたその論法を公教育の場に導入したらどうだろうか。じっくり正しく見通す観察と、たしかな証拠にもとづき証明していく実証、それにテスト（確認）をつけてわえ教師が手をたずさえていくならば、学校教育の前途に光はみえてくるはずである。

（きんばら・さもん／中央大学名誉教授）

I 学習の展開と教育



研究論考

「教科書問題」と教育改革

研究評議員 府川 源一郎



教科書の問題が、クローズアップされている。

直接の要因は、「新しい歴史教科書をつくる会」の主要メンバーが執筆した教科書を文部省の検定に提出したこと、あらためて教科書検定や採択のあり方が問われているからだろう。もっとも、扶桑社が版元になって編集した中学校社会科の教科書の内容については、新聞報道などからうかがい知るしかないし、この原稿を書いている時点では、この教科書の今後のゆくえも、まだどうなるのか明確ではない。しかし、現在、教科書をめぐる問題を整理し、それについて考えを深めることがきわめて重要であることは間違いない。筆者は、こうしたいわゆる「教科書問題」について、必ずしも熟知しているわけではないが、これまでの様々な論議をおさらいしながら、教師にとっての「教科書」という存在について考えてみたいと思う。

「教科書」のかかえる問題

まず、筆者のきわめて個人的な思い出を披露することから話を始めよう。

筆者は、「教科書」と聞くと、新学期になるたびに、学校で配布された一覧表に鉛筆で印を付け、書店に買いに行ったことを思い出す。各教科の教科書をまとめて、風呂敷に包んでみると、結構の量になったものだ。同時に、その代金が馬鹿にならなかったことも浮かんでくる。庶民にとって教科書代の捻出は、4月になるごとに頭を悩ます問題の一つだった。筆者も、お金を渡してくれる親の表情や態度からなんとなくそれを察して、大金を懐に緊張して書店に向かったものだ。首尾よく教科書を入手して家へ戻ると、さっそくそれぞれの教科書に記名をした。その後、この一年間でどんなことを勉強するのかと、ざっと教科書に目を通すのが慣例だった。国語教科書の物語教材などについ引き込まれて、読みふけってしまったこともあった。

もっとも、今この文章を目にしている方々の中には、義務教育の教科書を自費で購入した経験のない方も多いだろう。義務教育関係の教科書が無償になったのが、1969（昭和44）年4月からだから、その年に小学校一年生になった児童、つまり現在38歳以下の人々は、おそらく書店でめいめいが教科書を購入した経験はないはずだ。実は、この教科書無償法という制度の成立は、戦後の教科書の問題を考えるときに、今日まで続く大きな問題を含んでいるのである。

無償で（実は税金なのだが）配られる教科書、およびその制度の成立の検討が、第一の問題である。

さて、そうして購入してきた教科書をどのように使ったのか。これが次に検討すべき問題である。

残念ながら筆者は、小・中・高等学校を通して、肝心の教科書をどのように使ったかについて、ほとんど記憶がない。ただ憶えているのは、試験の前に教科書をひっくり返してアンダーラインを引いたり、丸暗記をしたりしたことだ。とりわけ、社会科や理科の教科書はその傾向が強かった。上級になるにしたがって参考書類の比重が大きくなっていたものの、とにかく教科書は、面白くないけれど、試験の前に既習の学習事項を確認するものとして最強の材料だった。つまり、教科書は、学習すべきことがエッセンスのように詰め込まれている、きわめて大事な印刷物だったのである。

逆にいふと、教科書は、定期試験が終わってしまえば、あるいはその学年が終わってしまえば、手許に置いておく必要のない印刷物だったということでもある。実際、前学年の教科書は、しばらくの間は保管しておいたとしても、結局、廃棄されてしまう存在だった。そんなことはない、今でも、昔の教科書類はすべて取ってあるという奇特な人もいるかもしれないが、それは読み返すべきものとして保存されている

のではなく、単に幼少期の記念物として取り置かれているのではないだろうか。少なくとも、當時書棚の中に置かれて、愛読書として、あるいは必読書として遇されているわけではないだろう。

ここでもうひとつの問題が見えてくる。それは、教科書が、同じ印刷物でありながら、また同じ知識や情報の宝庫でありながら、一般の書籍のように愛着や鑑賞、あるいは保存の対象にならないのはなぜか、という問題である。少なくとも一般の書籍なら、読み終えたからといって、すぐにゴミの日に出してしまうということはないのではないか。つまり、教科書は一般の書籍とはことなり、当面は必ず読まなければならないものではあるが、それが読書の喜びにつながり、「愛読書」へと転化するといった存在ではない、ということになる。

ここで、また筆者の体験に戻る。今述べたように小・中学校では、自ら書店に買いに行くのはあたりまえだと思って教科書に接してきたので、大学へ入っても、すぐに「教科書」の販売コーナーで、指定された教科書類を買い揃えたのも当然だった。ところが、ショックだったのは、講義が始まても、せっかく購入した教科書を使わない先生が多いことだった。まったく使わないわけではないのだが、それはいわば参考書であって、講義の予習、あるいは復習のために読んでおきなさいという場合が多かった。また、分厚い書籍を購入したにもかかわらず、そのうちのほんの一部しか取り上げないということもあった。こうした経緯の中で、ほんやりとした筆者にもようやく分かってきたことがある。それは「教科書」というものは、学習の中心にあってそれを丸暗記して試験に備えるためにあるのではなく、自分が何かを考えたり、調べたりするために利用するものだということだった。つまり、それまで自分が極端な教科書中心主義というべき教育を受けてきたことが、はじめて自覚できたのである。

「教科書」を丸暗記するためのエッセンスを詰め込んだものとしてではなく、ものを考えるための参考書、あるいは愛読書として位置づけることが、教育の質を変える道につながるかもしれない。

教科書観の転換の必要性。これが本稿で考えたい第二の問題である。

教科書無償法の周辺

さて、話題を第一の問題に戻して「教科書無償法」について考えてみたい。

教科書を無償で子どもたちに手渡す制度は、戦後、部分的に実施されてはいた。小学一年生に入学祝として国語と算数の教科書を配布したり、経済的な問題を抱える家庭への無償給与がそれである。しかし、1962（昭和37）年「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」、および翌年の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって、教科書を無償とする制度が、本格的に実施されるようになった。年次計画にしたがって、小学校では1966（昭和41）年度に、中学校では1969（昭和44）年度に全学年無償給与が実現する。

これだけなら、子どもたちがそれぞれお金を持って買いに行かないで済むというだけの話だが、教科書無償法は、教科書の発行や採択に関する規定も含んでおり、教科書内容そのものの変質につながるものでもあった。まずこの法律によって、教科書会社の数と種類が激減した。それまでは、一つの教科書会社が、同じ教科の数種類の教科書を出していたところも多かった。例えば、ある教科書会社が「国語」なら国語の教科書を、いく種類か出版することが認められていた。ところが、同じ教科目のなかでは、一社で一種類の教科書しか発行できないという原則を厳格に適用することが決まったのである。また、これまで資本力のあまり大きくない中小出版会社も教科書の出版にかかわっていたが、資本金の制限などの教科書発行に関する要件が厳しくなり、小さな出版社が発行を継続することや、教科書出版への新規参入が難しくなった。十分な編集体制のもとに、よりよい教科書を作ることをめざしてこうした措置を講じたわけだろうが、実際この後、教科書点数は激減した。それを数字で見てみると、1959（昭和34）年には、小学校が33社154種類、中学校が68社254種類の教科書が発行されていたものが、教科書無償法施行後の1971（昭和46）年度の時点では、小学校が19社47種類、中学校が28社60種類になってしまった。

こうした現象を教科書を選択する側からみると、どのように見えるだろうか。少なくとも学習者にとっては、発行点数が多い方が、選択肢が増えることは間違いない。とすれば、出版点数の減少は、学習者の選択の幅を狭めたということになる。また教科書を製作する側にとっても、一社で複数の教科書の発行が許されるなら、より地域に密着した教科書や、いくつかの特色を持った教科書を用意することができる。その道も閉ざされてしまった。（実際、現在でも高等学校では、かなりの会社が複数の教科書の発行を手がけている。）

さらにこの法律では、教科書採択にあたって「広域化」という方法が採用された。採択地区の広域化が、教科書に及ぼした影響はきわめて大きかった。というのも、それまでは、学校ごとに教科書の採択を行っていたので、教師たちは教科書を身近なものとして意識することが可能だった。つまり、目の前の子どもたちの様子を思い浮かべ、それにもっとも適合した教科書を、自らの手で選択することができたのである。しかし、教科書の採択が、地区ごとに設けられる選定委員会のメンバーに委ねられるようになると、個々の教師と教科書選定との距離は遠くなる。それぞれの教師たちが直接に教科書の採択にタッチしないということで、自分たちが選んだ教科書を使うというより、どこかで選択された教科書を使わせられるという感覚が生まれてきてしまうのは致し方ないだろう。もっとも、現在でも地域によっては、各学校の意見は「学校票」というかたちで、教科書採択に反映されているが、それでも一人ひとりの教師が実際にこれから使う教科書を手に取り、十分に比較検討してそれを選ぶ体制が整っているとは、お世辞にも言えないのが現状だろう。

ところが「広域化」が問題なのは、採択地区の単位が大きくなつたことで、特定の教科書が大きな占有率になる傾向があることだ。その結果実際に、あちこちで「県定教科書」などと揶揄されるような状況が生まれている。つまり、全県が一教科一種類の教科書で占められる場合が多くなつたのである。その方が児童生徒が転校したときあらたに教科書を購入する必要がないとか、研究会などで授業研究や教材研究をするとき同じ教科書を使っていた方が都合がいいという話もよく聞くが、それなら戦前のように全国統一の国定教科書にしたらもっと便利でしょうと、つい軽口の一つもたたきたくなる。

同じ学習指導要領に基づいていても、様々な教科書があって、多様な指導方法がある。一つの教科書だけを長く使っていると、そうしたことが忘れられがちになる危険性がある。多様な教科書は、教師にとっても、それを学ぶ子どもたちにとっても、一定の刺激になる。

もっとも近年は、文部省も採択地区の小規模化の方針を打ち出すようになった。神奈川県でも、1973(昭和48)年以来、全県で22の採択地区に分かれていたものを、2002年度に使用される教科書の採択の時期から、35に増やすことになった。(横浜市が一区一採択地区になり従来の10から18へ、川崎が3から4へ、高相地区が相模原、大和、海老名、綾瀬、座間の各市別に五分割して1から5へ)こうした措置を機縁として、より地域に密着した教科書選択を実現し、それを地域の教育の創造へつなげていかなくてはならないだろう。

教科書検定の強化と新しい動き

「ただほど高いものはない」という俚諺がある。教科書を無償とすることは義務教育という考え方からいっても当然のことであるが、それと引き替えに、教科書内容にも変化が起きた。周知のように、それは学習指導要領の徹底化と、教科書検定の強化が原因である。もともと検定制は、それまでの国定制度に変わり、戦後になってから行われるようになった制度である。明治期にも検定制度を採用していた時期があるが、1903(明治36)年国定教科書の制度が発足して以来、教科書は日本の国家教育の中にがっちりと組み込まれ、昭和戦前期には、教科書が戦争遂行の大きな武器となったことは知られているとおりである。

戦後の教科書検定制度の実施は、国家が教育内容を事細かに縛るのではなく、教科書「で」教えるという教育思想の実践の現れという側面があった。つまり、それまでのように国家がつくった唯一の「正しい」教科書を全科玉条とあがめるのではなく、それをもとに共に考えあうことこそが民主的な教育の姿であるとの認識に基づいていたのだ。もっとも、検定制度が、占領軍、なかんづく民間情報教育局(CIE)の要求であったことも確かである。戦前の国家主義の台頭をチェックするために、本来民間が自由に発行すべき教科書を、「検定」というかたちで占領軍が検閲したことは、教科書の検定制度が、選挙民や被教育者の必要から生まれたものではなく、政治の動きの中で要請されたものであることを示している。

実際、この後も教科書の検定制度は、政治の波の中で、もまれ続けることになる。

「教科書無償法」の前段階として、教科書の内容が大きな問題になったのは、1955(昭和30)年に「うれうべき教科書の問題」という冊子が当時の日本民主党によってつくられたときだった。そこでは主に社会科の教科書の「偏向教育」ぶりが批判され、日教組教研の講師団に加わっているメンバーが執筆した教科書が問題にされた。こうした政権政党による教科書への徹底的な攻撃の圧力を受けて、教科書検定も強化される。学習指導要領の法的拘束性が謳われた1958(昭和33)年版以降、教育内容は文部省による統制の方向へ動いていく。こうした風潮の中で、自ら執筆した教科書が教科書検定で不合格とされたことに抗

議して起こされた一連の訴訟が、有名な「家永教科書裁判」である。もっとも、各教科書会社は、検定での不合格を恐れ、教科書内容は画一化していった。教科書検定は、単に教科書内容のチェック機能を果たすだけでなく、教科書編集者の側が事前に自主規制するという傾向を助長して、教科書内容そのものを規制していったのである。

しかしそれでも物足りなかつたのか、政治による教科書内容に対する批判は、これ以降も執拗に続く。1980（昭和55）年には、政権政党だった自由民主党が、いわゆる戦争・平和教材の増加に神経をとがらせ、「今、教科書は… 教科書正常化への提言」と題した小冊子を発行し、主として国語教科書の内容について非難を展開した。このときは、ジャーナリズムを含めて、自民党の批判についての大きな抗議が寄せられた。

さらに1982（昭和57）年、社会科教科書の検定で、文部省が日中戦争などの記述で「侵略」という用語を使用しないように求めたことに端を発して、中国、韓国が日本政府に抗議した。政府はこれを受け入れ、教科書の検定基準に「近隣諸国との国際理解と国際協調に配慮する」といういわゆる「近隣諸国条項」を追加したのだが、このときも教科書検定のあり方が大きな問題になった。

1986（昭和61）年には、「日本を守る国民会議」が中心になって編集した、高等学校歴史教科書『新日本史』が登場し、教科書問題は新しい段階を迎えた。この教科書は、皇国史觀を前面に出したものだといわれているが、もちろん教科書の内容は、学習指導要領を逸脱することは許されない。それでも高等学校は、各学校ごとに教科書を選定することができるので、こうした危険な教科書が現場で使われる事が懸念された。もっとも、実際にそれを採択した学校現場は数少なかった。（1987年の採択は全国で29校、高校日本史教科書全体の0.6%、と報告されている）

こうした動きの果てに、最初に触れたように「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書が登場したのである。注意すべき点は、扶桑者が編集した歴史教科書が中学校用であるということだ。高等学校用だった『新日本史』と異なり義務教育の教科書は採択地区ごとの採用だから、採択にあたっては、多くの人々の支持を得ないと採用にならない。また、だからこそ、実際に義務教育の中でこの教科書が使われるようになった場合、社会的な影響は、高等学校用の教科書よりもはるかに大きい。「新しい歴史教科書をつくる会」としては、ぜひともこの教科書を、義務教育の現場で採択してもらいたいと思っているに違いない。以下に述べるように、そのための様々な動きがある。

採択にかかる新たな問題

筆者自身は、先に述べたように、教科書の採択は、それを毎日指導することになる現場の教師の参画が是非必要だと考えている。ところが、「新しい歴史教科書をつくる会」の理事である藤岡信勝（東京大学）氏は、教科書を採択する権限は教育委員会にあり、それはとりもなおさず「教師には教科書の採択権がない」ということだと断言する。^{*1}氏によれば、教育委員は各地方自治体の首長が議会の同意を経て任命するのであり、その首長は住民の直接選挙で選ばれているのだから、教育委員は間接的にもせよ住民の代表として選ばれている、したがって教育委員会に教科書の採択権があることこそが「民主的」だと述べる。教師は選挙によって選ばれたわけではなく、教育委員会に雇用されている立場だから、教科書の採択権がない、という論理は、採択の手続きを形式的に論議するならそのとおりかもしれない。しかし、ここにはいくつもの問題点がある。

まず、本当に教科書の採択権が教育委員会にあるということが、法的に規定されているのかどうかである。藤岡氏がその根拠とするのは、「地方教育行政の組織及びその運営に関する法律」第23条第6号、および「教科書の発行に関する臨時措置法」第7条第1項である。「地方教育行政の組織およびその運営に関する法律」第23条第6号では、教育委員会が「教科書そのほかの教材の取り扱いに関する」事務を「執行する」となっており、「教科書の発行に関する臨時措置法」第7条第1項では、「市町村の教育委員会、国立および私立の学校長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない」と規定している。これらの条文から、教育委員会の「事務処理の権限」を読みとることはできても、「採択権」が教育委員会にあるとするのは、相当な無理がある。^{*2}藤岡氏は、「学校票」を即刻廃止すべきである、といい、下部機関による絞り込みをやめよ、ともいう。つまり、教科書の選定作業から、現場教員を排除しようというのである。いずれも、教科書を上から決定しようという提案である。これらは要するに、「新しい歴史教科書をつくる会」の作成した教科書を学校現場に送り込むための議論のように見える。

こうした提案は、単に紙上で行われているだけではない。「新しい歴史教科書をつくる会」では、①教科書の採択の権限が教育委員会にあることの確認②学習指導要領に則った採択資料の作成要求③学校票方式などのような教職員の見解を反映させる採択制度の廃止、などを求めて、実際にそうした要求を地方議会などに、誓願や陳情を出している。2001年1月末に「教科書全国ネット21」事務局が整理した結果では、全国で27の道県議会で教科書攻撃グループの誓願・陳情が採択されている。神奈川県議会でも、こうした誓願が採択されているし、鎌倉市、小田原市、秦野市、平塚市などでも、類似誓願・陳情が採択されている。こうした議会での動きは、教科書の採択をめぐって、各教育委員会を何らかの形で拘束する可能性がある。

筆者は先に、「地域に密着した教科書採択を実現し、それを地域の教育の創造へとつなげていかなくてはならない」と述べたが、それが必ずしも、私たちが考える方向へ進むとは限らない。教科書の問題は、かなり厳しく、また難しい局面に至っているのである。

教科書のあり方と私たちの教育研究

今見てきたように、教科書をめぐる状況は厳しい状況を迎えている。しかし、教科書を絶対化して、それに記載されている価値観を問題にするだけでは、教科書問題をクリアすることはできない。私たち自身の教科書に対する見方を考え直す必要がある。これが、本稿で考えたい第二の点である。

教科書に書かれていることは、唯一無比の絶対的真理ではない。もちろんそれは、いいかげんなことが書かれているという意味ではないことはいうまでもない。教科書に書かれている判断や論理は、その文章の書き手である特定の執筆者の意見だし、図表や統計も、何らかの観点から、ある意図を持って整理されたものである。実際、そうしなければ、文章も書けないし、図や表もまとめられない。それにもかかわらず「教科書」の文章は、無人称の書き手が公平無視の視点から、客観的に書いた文章だと思われているし、そこに書かれた事実は誰にも動かしがたいものだと思われてはいないだろうか。

教科書は、教育を進めていく上での、一つの資料なのだと考える必要がある。この点で、日本の教育が、薄っぺらな教科書を熟読玩味して、繰り返し反復するというような教育方法を探ってきたことも考え方の時期に来ている。多くの資料を比較分析したり、立場の異なる論議を、主体的に批判したり整理したりするような学習が、もっと盛んになされていい。

もちろんそれは、教科書を無視するということとは違う。無味乾燥なエッセンスを詰め込んだような教科書から、多くの資料や、立場の異なる論議を併載した教科書へと転換させるべきなのだ。一時、新しい学習指導要領において、学習内容が3割削減されたことに伴って、教科書の記述も3割減らすべきだというような議論があったが、筆者は、それならば教科書のページ数を3倍にしたらどうか、と提案したい。それを無償で配布することが財政的に負担になるなら、学校に備え付けという形にしてもいい。そうなると、学校図書館に備え付けてある書籍との連動、あるいは資料センターの必要性なども視野に入ってくる。つまり、教科書を閉じられた知識の「聖典」扱いをしないで、学習者が学習を進めるための材料の一つと位置づけるべきなのだ。

そのためには、おそらく、学校環境の整備から始まって、カリキュラムの考え方、学習単元の設計とその評価、さらには学習用具の使い方などに至るまで、検討しなければならない問題は数多くある。それはもはや本稿で論ずべき範囲を大きく超えるし、紙数も尽きた。いずれにしても、教科書の問題には、これからも十分な注意を払い続けると同時に、現行の「教科書」を乗り越えるような教育実践を積み重ね、それらを交流していく必要がある。

(2001.3.30)

(ふかわ・げんいちろう／横浜国立大学教授)

* 1 「新しい歴史教科書誕生!!」高橋史朗責任編集／新しい歴史教科書をつくる会編 PHP研究所 2000年9月 307頁

* 2 「教科書レポート2001 第45号」出版労連 2001年2月 21頁

なお、教科書の問題について入手しやすい概説書には『教科書で見る 近現代日本の教育』海後宗臣・仲新・寺崎昌男著 東京書籍、『教科書』山住正己著 岩波新書などがある。

これからの教育評価の視点とその方法

横浜国立大学教授 森 本 信 也



1. 最近の教育評価をめぐる考え方

子どもの学習過程、並びに到達の程度の指標を見る活動としての教育評価は、日本語では一つのことばとして表現されるが、英語からこのことばに内包された意味を探ると、その機能をさらに明瞭でかつ多様な形で捉えることができる。最近の教育評価に関する文献からそれを拾うと measurement、assessment、evaluation という三つの用語が現れる⁽¹⁾。measurement は文字通り測定することであり、学習の進み具合や到達度を 5, 4, 3 あるいは A、B、C というように数量化することである。assessment は文章・運動・制作物等に現れた子どもの表現において意味ある内容を収集する活動である。そして、evaluation は二つの活動から得られた情報を融合し、当該の子どもの学習成立の程度を価値付け、あるいは意味付けすることである。当然のことながら、これは子どもへの適切な学習支援の方途を探るために行われるものである。

5 あるいは A として measurement された根拠あるいは内実を個々の子どもの学習に即して探ることが assessment であり、これを総合して子どもの学習において不足している部分や優れている部分を見出し、子どもの学習意欲の持続あるいは次の学習の準備を図ることが evaluation というように言い換えることができよう。指導と評価の一体化ということばがあるように、子どもの学習支援あるいは改善を図る場合、これら三つの要素が欠かせない存在であることが明らかである。そこで、こうした視点から現在のわが国における教育評価についての考え方、とりわけその典型である昨年文部省（現文部科学省）より発表された新教育課程における評価の基本的な考え方を分析してみよう。

教育課程審議会答申として提起されたその内容は、「観点別学習状況の評価を基本とした現行の評価方法を発展させ、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を一層重視するとともに、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを評価するための、個人内評価を工夫することが重要である」⁽²⁾という文言に集約される。ここでは、基礎基本の徹底としての「絶対評価」と子ども一人ひとりの学ぶ意欲や個性の伸張、さらには問題解決の資質の育成をねらいとする「個人内評価」がこれからの学校における評価活動の基本と捉えられている。

言い換えれば、予め観点が決められた評価と、予め決めることなく具体的な子どもとの関わりの中で「教師が価値を見出したり、発見する」形で行なわれる評価が、これからの学校における評価活動の中心とされているのである。質的に機能の異なる二つの評価は、上述の考え方から分析すると各教科ごとの評価規準に基づく measurement とこの根拠を明らかにする assessment からなる絶対評価、さらには assessment としての個人内評価、そして、これらの融合としての子どもの評価である evaluation というように考えることができる。実際、この答申では「評価の方法としてはペーパーテストのほか、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポートなどを用いる」⁽³⁾という文言に見られるように従前の measurement 式の評価の色彩の濃かった視点を改め、assessment による情報を加味したまさに、evaluation としての評価へ視点を移動させたように思われる。

こうした分析的、記述的な評価の考え方への移動が具体的にどのようなメリットがあり、どのような課題解決に寄与するのかを具体的な事例をまじえて論じてみよう。例えば、教育評価に関わる英語圏の文献を探ると、上述した評価を実行する上において、子どもの学習記録の constructed response という表現が頻繁に現れる。直訳すれば子どもの構成的な反応である。子どもが自ら課題の求める内容について、論理を構成しながら、それに答えさせるというやり方である。平たく言えば、記述式の評価が隆盛であるということである。さらには、体育や芸術系の科目であれば、いわゆるパフォーマンステストもこの考え方

に含まれよう。子どもの運動や演奏をビデオで録画し、これについてあとで綿密にチェックすることは、文章表現の評価と全く同じ発想である。こうした評価は個々の学校レベルのみではなく、アメリカにおいては州レベル、国レベルで行われている。もちろん、イギリスにおいてもしかりである。

教育評価における発想の現状、それは言い換えれば、子どもの学力についての考え方と表裏一体化しているものと考えられよう。わが国の場合、評価といえば、それは多くの場合用語や公式の暗記に見られるような、知識の記憶量で捉える考え方方が今でも根強いものがある。上述した教育課程審議会の答申に盛り込まれた考え方の質的な変化は、社会におけるこうした現状についての変革のための一つの提案と受け止めることができる。この提案を受け止めなければならない一つの事例を紹介しよう。

既にマスメディアで紹介されたように第3回国際理科教育調査では、中学2年生でもわが国の子どもの成績は世界のトップクラスにとどまっていることが報告されている。しかし、トップクラスであるのは選択肢式や求答式のテストについての結果であり、論述式では世界8位であり、しかもその平均正答率は前2者に比べて20ポイントもダウンしているものである⁽⁴⁾。要するに知識はよく暗記されているが、実際に問題解決する際に自分で咀嚼し、論理として展開する力は不足しているということなのである。子どもにconstructed response を求めないわが国の学習の成果（?）が明瞭に現れているのである。

この現状に対して子どもばかりを問題視するわけにはいかない。この調査において、「中学2年生の理科学習で主要な能力についての教師の考え方」を分析すると、「理科が実生活でどのように使われているかを理解すること」「自分の解答がよいことを示すために理由を言うことができる」を指摘した教師の割合は、わが国では世界33位、32位と大きく後退しているのである⁽⁵⁾。ここでは、教師の評価の視点が子どもの学習成果へまさにストレートに反映している。この調査において、子どもの理科の好き嫌いについても評価され、それが世界のワーストワンであったことも周知の事柄である。理科という教科では自分の考え方や論理の展開は求められない。また、理科は生活感覚をかけ離れたところで行われている。子ども自らが問題に関わるという意味よりも、関わりの必然性が生まれにくい記憶が求められているものと彼らは捉えているのであろう。だから、嫌いなのであろうか。

教育評価の現状とその考え方の変革という現代の学校が抱えた問題を垣間見るとき、20世紀初頭、子どもの活動を行動主義的な刺激一反応の系からのみ捉える教育測定（educational measurement）から、子どもの学習過程における諸活動に目を向ける教育評価（educational evaluation）への視点の変換がなされた時以上に、現代ではこの問題は、子ども一人ひとりの学習保証、あるいは学習への参加を促す方向へさらに変換のベクトルを変えてゆくように思われる。

2. 教育評価のこれまでとこれから

measurement、assessment、evaluation の融合を教育評価の基本的な考え方と捉えるとき、それは具体的にどのような形で現れ、また、それは従前のものとどのような相違があるのかが明らかにされなければならない。表1には従前の客観的評価、並びに上述の構成的な反応をもとにした評価、さらに、この考え方を拡大させた評価についての考え方を比較しながら示した⁽⁶⁾。表において、欄が右にゆくほど子どもに記述式の、言い換えれば、自らの論理の陳述、あるいは個性的なパフォーマンスが求められる評価と考えることができる。端的に言えば、右欄は現代的に言えば、ポートフォリオをその典型として示すことができる。

表における比較を明瞭にするために、中央欄の構成的な反応に基づく評価と右欄の評価の考え方について簡単に説明を加えてみたい。そこで、まず、中央欄についてその評価の視点と方法を明らかにし、ねらいとするところを顕在化してみよう。中央欄の評価は基本的には、上述したように記述式のテストでありその範囲は単純な用語の記述から文章の記述、あるいは音楽や運動の創作を含むものである。その評価の視点は、すべての教科を網羅するねらいとするには限界があるが、おおよそ次の6点として記述することができる⁽⁷⁾。それは、批判的な思考あるいは創造的な活動を子どもに構成させることを重視する学習活動志向の現れである。

- (1) 子どもが学習の中でいつも気にかけてきたこと（bias）あるいは興味を持ったり感動したことについて評価する。

表1 学習評価の視点の比較

	客観的な枠組みによる評価	構成的な反応への評価	客観的、構成的なものに変わる評価
得られる情報のタイプ	他の子どもとの比較の上で、どれだけ正しい回答を選択できたか。	子どもが学習した事柄、あるいは、どれだけ情報を整理したり、関連付けできているか。	子どもが学習したことどれだけ応用できているか。
子どもの学習へのアプローチの深化の度合い	きわめて間接的。	学習目標に照らし合わせて、子どもの活動内容をピックアップし、目標への到達の仕方を評価する。	子どもの活動内容を記録として、余すところなく記述していく。
得られる情報の客観性	学習集団の中での正確な比較ができる。情報を完全に数値化できる。	評価対象の取り上げ方が主観性を帯びる。	完全に目標に準拠した評価が行われない。評価基準が一貫しないことがある。
得られる情報の信頼性	信頼性は高い。	統計的な手法を取らないため、信頼性は低い。	統計的な手法に変わり、子ども個々に着目した評価が志向される。
得られる情報の有効性	有効性は評価項目を増やすことにより強化される。評価の形式上の制約により、有効性は制限される。	評価するための観点そのものについての吟味が有効性を捉える視点として捉えられる。	伝統的な評価についての有効性と関わる議論は困難である。
利点	1. 客観的に数値化できる。 2. 広範囲の学習目標についての評価を対象にできる。 3. より多くの学習内容を網羅できる。 4. 効果が明瞭で効率的な評価が可能である。	1. 創造力、構想力、表現力を評価できる。 2. 子どもの表現する技能を高める機会を与える。 3. 評価観点の設定が比較的容易である。 4. 子どもが当て推量しなくなる。	1. 子どもの生活にとって必要な内容についての評価ができる。 2. 子どもの学習にとって、有意義な内容についての評価ができる。 3. 子どもが獲得した知識を行動へ移すためにもつてゐる諸能力について評価できる。
難点	1. 評価項目の設定に時間がかかる。 2. 子どもの学習の脈略と関わりなく評価項目が設定される。 3. 評価結果の意味は推量により行われるので、解釈を誤ることがある。 4. 創造性を評価できない。	1. 子どもの反応の意味の解釈が主観的になりやすい。 2. 子どもが時々教師に都合のよい反応を示し、その結果、実際よりもよりよい理解を子どもがしているものと見なしてしまうことがある。	1. 時間がかかり、非効率的である。 2. 評価における標本数が少ない。 3. 評価における信頼性と有効性に欠ける。

- (2) 検証できたこと（できること）と検証できなかったこと（できないこと）とを区別できているかどうか評価する。
- (3) 授業で提示された情報を子どもがどれだけ正確に認識しているかを評価する。
- (4) 多様な考え方、意見、表現を比較しているか評価する。
- (5) 結論を出す、あるいは表現方法を決定する際の子どもなりの根拠の有無について評価する。
- (6) 自分なりの咀嚼や解釈が記述できたり、表現できたりしているかを評価する。

これら(1)～(6)における評価の視点から明らかのように、(1)における子どもの問題意識、あるいは学習意欲の継続を出発点とし、(2)(3)における事実認識、(4)(5)における考え方や表現の相対化、そして(6)としての子どもなりの結論、というように子どもの学習過程を基本軸とした評価活動がここでは志向されているのが明らかであろう。一貫して、子どもが自ら立ち上げ、彼ら自身が結論を提起できるようにするための学習支援が考えられているのである。一つの事例に過ぎないが、国際調査に見られた中学生の論理性の力の不足を補うための学習過程の提起と見ることができる。

この視点から行う評価の方法は記述式のテストを事例にすれば、次のような語句でそのテストは開始されよう⁽⁸⁾。すなわち、「比べなさい」「対照しなさい」「理由や根拠を上げなさい」「具体的な例を挙げなさい」「理由を説明しなさい」「予想した根拠を上げなさい」「批判しなさい」「要因を分析しなさい」「図示しなさい」等の指示により、子どもに記述すべき対象といわば思考の方法が具体的に求められているのである。こうした求めは、上述の(1)～(6)に示された評価項目と対応しているのが明らかであろう。

表における右欄の評価は、こうした子どもの学習についての分析的な捉えを、ポートフォリオに見られるようにさらに押し進めた考え方である。その基本的な考え方は、「真正のアセスメント(authentic assessment)」と呼ばれているものである。これは、20世紀の最後90年代に提起されてきた評価の考え方である。その考え方の推進者であるウイギンス(Wiggins, G.)の論よりの内容を概観してみよう⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。ウイギンスの評価の基準は次の項目より構成されている。

- (1) 子どもの学習の文脈に即したアセスメント。
- (2) 子ども自らが学習の振り返りを行う。
- (3) 子どもがこれから実行しようとしていることに対して、必要とされる情報収集活動を可能にする。
- (4) 子どもが多様な情報源から取り入れた知識や技能を統合できること。
- (5) 子ども自らの学習に対する誇りを喚起する。
- (6) 相互評価により他者の学習の取り入れ。

これらの視点から明らかのように、ここでの記述は表1の中央欄の評価の説明とした上述の(1)～(6)の視点をさらに個別の学習へと適用したものと捉えることができる。再三述べてきたように、ポートフォリオを基調とする学習評価の視点という指摘が明らかであろう。すなわち、子ども個々における問題、あるいは表現の追究活動とその展開過程の記述、そして、その完成と子どもにおける自己充足感の喚起がその学習の実像である。この意味で、学習活動の展開において重要な視点は子どもにおけるこだわり、興味・関心への一貫した教師による関与、支援である。それでも、従前のノート指導、あるいはレポート指導においてもこのような学習の成立は見られたわけであり、要は、上述のウイギンスの指摘に見られる子どもの学習についての見方、あるいは支援の仕方についての捉えが学習成果を左右するのである。形式ではない。

3. 子ども一人ひとりの学習活動を意味付け、価値付ける評価の視点

上述の「真正のアセスメント」を実行すること、それは、子ども一人ひとりの学習活動を意味付け、価値付けることと等価である。言い換えれば、このことは、授業の結果として子どもが保持すべき知識観の変換を意味しよう。すなわち、宣言的知識(declarative knowledge)の保持から、その咀嚼された状態である手手続き的知識(procedural knowledge)の保持への変換である。前者は knowing that を、後者は knowing how を意味する。知識や技能いかに多く記憶しているのかを学習と捉えるのではなく、いかに問題解決として利用できる知識を保持しているのかを評価の対象としていくのである。

このプロセスを確実に実行できる要素として、上述の measurement、assessment、evaluation という三つの活動が位置付けられることは言うまでもない。また、こうした区別は、子どもが現在利用できる知

識すなわち、宣言的知識とその咀嚼状態である手続き的知識の保持についての評価としての絶対評価、さらには、子どもが知識や技能をリンクしながら自らの問題解決を行うことができているのかを見る、個人内評価を現実のものにしていくのである。もちろん、子どもの学習をこうした二つの知識で単純化し、記述することに問題があることは承知している。それでも、ここでは、この二つの知識の保持は関心・意欲という要素の保持と表裏一体化したものであるという前提のもとで、この仮説を提起しているのである。実際、知識の保持と学習意欲をはじめとする情意的要素との融合を主張する向きは少なくない⁽¹¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾。言い換れば、これは観点別評価の子どもにおける融合状態を説明しているのである。子ども一人ひとりにおける意味ある学習の成立とはこうした状況を指すのである。

そこで、最後に、大枠ではあるが「真正のアセスメント」を実行すること、すなわち、子ども一人ひとりの学習支援へとこの考え方を供するための視点を例示することで、本稿の結論としたい。次に示す表2はアメリカのケンタッキー州で用いられている子どもの学習活動を価値付け、意味付けるための評価基準である⁽¹⁴⁾。これをもとに、子ども一人ひとりの活動を捉え、次の学習支援のための資料を導出するのである。もちろん、これは子どもへも提示される。各教科において、こうした視点から基準作りをするとき、個人的な評価を基調とする新しい子どもの学習が現実のものとして生起してくるように思われる。

表2 ケンタッキー州における子どもの学習評価ガイド

評価	評価基準
卓越している (distinguished)	<ul style="list-style-type: none"> ・問題や課題を実行したり、それらを明確に報告できる。 ・問題や課題解決の過程において、一般化、応用、アナロジー等の思考方法をとることができる。 ・問題や課題に関わる知識や技能等を完全に習得している。
達成している (proficient)	<ul style="list-style-type: none"> ・おおよそ、問題や課題を実行したり、それらを明確に報告できる。 ・誤解や十分でない理解の部分があるものの、問題や課題に関わる知識や技能を習得している。
学習途上 (apprentice)	<ul style="list-style-type: none"> ・問題や課題のいくつかの内容については実行でき、それらを明確に報告できる。 ・問題や課題に関わる知識や技能等の適用範囲が限定されている。
十分ではない (novice)	<ul style="list-style-type: none"> ・問題や課題の解決は不正確、あるいは不適切。 ・用語や技能は記憶しているが、問題や課題解決に適用するためのストラテジーがない。 ・用語や技能について、最小限の理解はなされている。

(もりもと・しんや)

- (1) Cunningham, G. K.(1998) *Assessment in the Classroom*. Falmer Press. p.10
- (2) 教育課程審議会 (2000) 「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」
- (3) 同上
- (4) 国立教育研究所(1996)「中学校の数学教育・理科教育の国際比較」国立教育研究所紀要第127集 pp. 142 – 143
- (5) 同上書 pp. 210 – 212
- (6) Cunningham, G. K.(1998) op. cit. p. 56
- (7) Cunningham, G. K.(1998) op. cit. p.113
- (8) Cunningham, G. K.(1998) op. cit. p.114
- (9) Wiggins, G.(1989) A true test : Toward more authentic and equitable assessment. *Phi Delta Kappan*. pp.701 – 703
- (10) 理科教育との関連で言えば、森本信也 (1999) 「子どもの学びにそくした理科授業のデザイン」東洋館出版社に詳しい。
- (11) 海保博之編 (1997) 「温かい認知の心理学」金子書房
- (12) 池田・村田 (1991) 「こころと社会」東大出版会
- (13) ホワイト (1990) 「子ども達は理科をいかに学習し 教師はいかに教えるか」(堀・森本訳) 東洋館出版社
- (14) Cunningham, G. K.(1998) op. cit. p.134

教育改革の動きを読む

—「教育改革国民会議」の動きを中心として—

研究評議員 広 隆 雄



1. はじめに

教育基本法の見直し、奉仕活動の義務化などで話題をよんだ「教育改革国民会議」（以下、国民会議と略）が発足したのは、2000年3月であった。国民会議は、同年12月に最終報告を提出し解散したが、この提言を受けて具体化のための法案が、2001年3月に通常国会に提出された。国民会議では、何が論じられ、どのような改革プランが提出されたのか。そしてその改革案の具体化はどのようにになったのか。以下、本稿では、国民会議の動きに焦点をあてながら、これらの問題について論じてみたい。

2. 教育改革国民会議の発足と教育改革提言

(1) 国民会議の発足

国民会議が発足したのは、2000年3月とのべたが、実は、戦後教育の見直しのために首相直属の諮問機関をつくるという動きは半年前からあった。1999年9月30日に、自民、保守、公明による連立政権は、首相直属の私的諮問機関、「教育改革国民会議」を設置し、教育の基本問題を検討し、法整備を図ることを政策合意の一つとして決定していた。もとはといえば、この会議は、小渕恵三元首相の肝いりで発足したもので、総選挙対策として教育改革を新政権の目玉にしようという首相サイドの思惑があった。しかし、中教審がないがしろにされるのではないかという警戒心を抱く文部省があまり積極的姿勢を見せず、それが一因となって同会議の発足が遅れてしまったといわれている。

国民会議のメンバーには、座長の江崎玲於奈元筑波大学長を含めて総勢で26名の委員が起用された。委員の中には、首相の私的諮問機関「21世紀日本の構想」懇談会の座長を務める河合隼雄・国際日本文化研究センター所長、作家の曾野綾子、劇団四季の浅利慶太代表、多摩大学のグレゴリー・クラーク学長、「プロ教師の会」の河上亮一・川越市立城南中学校教諭らがいた。26名の委員の中で、文部省の中教審委員の経験者は9人を占めていた。

教育改革に取り組む首相直属の機関としては、中曾根内閣の臨時教育審議会以来のことであった。ただし臨教審の場合には設置法にもとづく法的裏付けがあったが、国民会議にはそうした法的根拠がなく、いわば首相の私的懇談会という性格をもつものであった。このような首相直属の審議会を設置したのは、文部省から距離を置いて教育改革について議論したいという小渕元首相のねらいがあったためである。しかし、これは裏を返せば、首相交代によって、会議の成果が日の目をみなくなる可能性もありうるということである。

小渕元首相の肝いりで国民会議が作られたといっても、小渕氏自身が教育改革に対して明確な理念やイメージをもっていたというわけではない。連立与党が政策合意をつくりやすいテーマであったこと、総選挙を前にして「教育改革」を連立政権の目玉にしたいことなど、さまざまな政治的思惑が絡んでいた。さらに小渕元首相の個人的傾向として、学者や有識者らを集めて大切なテーマに関する「有識者会議」をつくることを好んだという点も見逃せない。たとえば98年8月経済戦略会議、99年3月産業競争力会議、同「21世紀日本の構想」懇談会、12月ものづくり懇談会、2000年3月警察刷新会議など、小渕元首相のもとで、次々と審議会がつくられた。こうした姿勢に対し自ら明確なビジョンを示さず政策を「丸投げ」するものだという批判もあった（朝日新聞2000年4月5日）。

このように国民会議の設置の必然性がいまひとつ明確ではなかったが、同時期に相次いで発生した、17歳の少年による主婦刺殺事件やバス乗っ取り事件など凶悪な少年犯罪は、国民のあいだに教育の方への危機感をつのらせ、国民会議への関心を高めた。

3月から会合が始まった国民会議は、全体会を4回開催し、その後三つの分科会に分かれて6～7回

の審議を行い、7月26日に分科会の審議の報告を発表した。そしてこれをもとに全体会を開催し、9月22日に中間報告、12月22日に最終報告を発表した。

(2) 分科会の審議のまとめ

国民会議における実質的な審議は、全体会というよりも三つに分かれた分科会での議論が中心であった。

それぞれの分科会のテーマは、第1分科会は「人間性」、第2分科会は「学校教育」、第3分科会は「創造性」であった。さらに詳しくいうと、子どもたちの人間性を育むにはどうしたらよいかという課題に取り組んだのが第1分科会、教師や学校のあり方をどう変えていくかという問題を論じたのが第2分科会、そして独創的な人材育成のあり方を中心に論議したのが第3分科会であった。

この中で話題になった奉仕活動の義務化や教育基本法の改正問題を扱ったのは第1分科会であった。メンバーには、梶田叡一（京都ノートルダム女子大学学長）、勝田吉太郎（鈴鹿国際大学学長）、河上亮一（川越市立城南中学校教諭）、曾野綾子（作家）、山折哲雄（京都造形芸術大学大学院長）など、臨教審以後の自由化・個性化路線に批判的な立場の人々や、「国家・郷土・伝統・自然の尊重」を重視する論客がそろっていた。

第1分科会のメンバーであった河上亮一はその『教育改革国民会議で何が論じられたか』（2000年、草思社）の中で、第1分科会のメンバーの共通認識として「この間におこなわれてきた自由化・個性化的教育改革は行きすぎだった（間違いだった）というのが一致した考え方」であったとのべている。つまり、臨教審以後、文部省がとってきた、自由化・個性化・規制緩和の教育改革のあり方に対して批判的意識をもち、「義務と強制」を重んじる人々が第1分科会を構成していたのである。このようなところから、自由化と規制緩和の立場を重視する第2・3分科会とのあいだに現状認識や改革案をめぐって、意見の対立が存在した。

第1分科会の報告では、まず曾野綾子委員が執筆した「日本人へ」という前文が載っている。子どもがひ弱で欲望を抑えきれなくなり、大人もしっかりと地に足を着けて人生をみることをしなくなったところに、日本の教育の荒廃があり、その背景には、物質的豊かさと、半世紀以上も続いた平和があったという現状認識からはじまっている。そして、教室では道徳をしっかり教えるべきだとし、小学校では「道徳」、中学校では「人間科」、高校では「人生科」を設置すべきだと主張する。また「奉仕の志」を重視しなければならないとして、小・中学校では2週間、高校では1ヶ月の奉仕活動を、さらに満18歳のすべての国民に1年間の奉仕期間を設定すべきとした。

他方、教基法の改正については、第1分科会で出された意見が列挙されており、「時代の変化に合わせて見直すことが必要」「社会的ショック療法として改正が必要」「国家や郷土、伝統、文化、家庭、自然の尊重などが抜け落ちている」「学校や家庭の役割を明確に記述すべきだ」といった意見が紹介され、教育基本法をタブー視することなく、社会の変化に合った教育基本法が必要だと説かれている。そして結論として、「第1分科会としては教育基本法の改正が必要であるという意見が大勢を占めたと考えている」と結んでいる。

第1分科会の派手なパフォーマンスの陰に隠れた感があるが、実は第2分科会の報告も見逃せない重要な提言を含んでいた。すなわち、「不適格教員」への対策である。これはアメとムチの両面をそなえたもので、優秀な教員には表彰したり特別手当を支給したりする一方で、「不適格な」教員には研修を課し、改善されない場合には転職や免職などの厳しい措置をとるというものであった。また第3分科会においても、創造的な人材を育成するために、義務教育開始を一年早める、あるいは大学入学年齢制限を撤廃するなどの大胆な改革案が提起された。

ところで7月26日に発表された分科会報告に対し、翌日の新聞は「教育基本法の改正論、大勢占める」（「朝日新聞」2000年7月27日）と報道し、あたかも国民会議全体がそうした方向にあるかのような印象で記事が書かれていた。しかし、改正論が大勢を占めていたのは第1分科会のみであり、ほかの分科会では教育基本法の改正問題についてはほとんど議論されず、8月末に再開された全体会議においては、改正論に対する異論も多く出された。いわば第1分科会が突出した形で改正論議をぶちまけたのであり、マスコミ報道での批判的な扱いや全体会における反対意見の存在などが影響したのか、9月に発表され

た中間報告では、改正論は一歩後退することになった。

また第2分科会は「不適格教員」対策を打ち出したが、これに対し文部省は8月末に早々と「不適格教員」の免職・配転措置を行う方針を明らかにした（「朝日新聞」2000年8月28日）。国民会議がまだ中間報告も提出していない段階で、検討中の事項に対して、このように素早い対応を見せたのは異例である。臨教審の時からこの問題への対策は話題になっていたが、本格的な取り組みは行われず、せいぜい「分限処分」という形で対処してきた。しかし、子どもたちを指導する能力に著しく欠ける教員を学校から排除するためには、不適格であることを明確にしなければならず、その根拠を立証することが困難なため、分限処分を科される教員は少なかった。そこで今回の措置は、そうした処分がスムーズに出せるように、法令による明確な基準を作成しようとするもので、文部省がこの問題に対して並々ならぬ関心を持っていることがわかる。

(3) 中間報告と最終報告について

ここで国民会議が出した中間報告と最終報告の二つを取り上げ、そのポイントについてのべてみよう。

まず中間報告では、教育改革のための17の提案が出されている。それを列挙すると次のようになる。

○ 人間性豊かな日本人を育成する

- 1 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 2 学校は道徳を教えることをためらわない
- 3 奉仕活動を全員が行うようにする
- 4 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- 5 有害情報等から子どもを守る

○ 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む日本人を育成する

- 6 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- 7 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- 8 プロフェッショナル・スクールの設置を進める
- 9 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 10 職業観、勤労観を育む教育を推進する

○ 新しい時代に新しい学校づくりを

- 11 教師の意欲や努力が報われ評価される体制を作る
- 12 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 13 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる
- 14 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
- 15 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

○ 教育振興基本計画と教育基本法

- 16 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を
- 17 教育基本法の見直しについて国民的議論を

これは、三つの分科会からそれぞれ5つの提言を寄せ集め、さらに教育振興基本計画と教育基本法の見直しという二つの提言を加えて全部で17の提言したものである。

まずここで注目すべきは、教育基本法の改正問題についての意見である。国民会議の中間報告では、次のようにのべている。

「教育改革国民会議においては、昭和22年に制定された当時とは著しく異なる社会状況の中で教育基本法に求められる理念や内容が変化しているはずである、教育基本法は必要に応じて改正されてしまうべきである、という意見が大勢を占めた。しかしながら、具体的にどのように直すべきかについては意見の集約はみられていない。これから時代の教育の基本像にかかる教育基本法の在り方については、

教育改革国民会議にとどまらず、幅広い視点からの国民的な議論が必要であり、「中間報告」を機に各方面で様々な議論が行われることを希望する。」

中間報告は、教育基本法が制定された当時と今日では社会状況が大きく異なるから、改正されてしかるべきであるが、何をどのように変えるかについては、意見の一致がみられなかつたと率直にのべている。

小渕元首相に代わって森喜郎が新しい首相になり、彼は教育基本法の改正問題に積極的な姿勢を示し、「我が国の伝統や文化を尊重する気持ちを養うという観点からみると、いまの教基法は不十分」という認識を明らかにした。しかし、新聞報道によれば、9月に開催された全体会議の場で、こうした考えによる教育基本法の改正論には異論が出され、「いまの教基法には具体的な方策が書かれていなかつたから改正が必要だ」という論理に変わってきたという（「朝日新聞」2000年9月9日）。つまり、科学技術基本法や男女共同参画社会基本法など、70年代以降に作成された基本法には、基本計画の策定や財政措置、国会への年次報告を義務づける規定などが盛り込まれているが、教育基本法の場合には、基本理念が大半を占め、例外的な存在になっている。教育基本法にも、基本計画の策定や財政措置に関する規定を設ける必要があり、こうした観点から改正すべきだという意見が大勢を占めるようになったと伝えている。しかし、中間報告の提言をみると、基本計画の策定など具体的な施策については、「教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画」という形で打ち出されており、それを盛り込むために教育基本法を改正すべきだという考えが反映された形にはなっていない。

もう一つ注目すべきは、奉仕活動の義務化についてである。中間報告では、第1分科会が出した方針がそのまま取り入れられており、「小・中学校では2週間、高等学校では1ヶ月間、共同生活などによる奉仕活動を行う。将来的には、満18歳の国民すべてに1年間程度、農作業や森林の整備、高齢者介護などの奉仕活動を義務づけることを検討する」と提言している。

中間報告を発表した後、国民会議は、10月から11月にかけて、福岡、大阪、東京、新潟において「1日教育改革国民会議」を開催し、教育改革に対する意見募集を行い、その後全体会を開催して意見調整を行い、12月に最終報告を発表した。

全国4カ所で公聴会を開き、国民からの意見を聴いたわけであるが、最終報告の内容は、中間報告とほぼ同じで、17の提案がそのまま再現されている（ちなみに変わっている部分は、「プロフェッショナル・スクールの設置を進める」という中間報告での提言が削られ、「リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する」という提言が最終報告に挿入された箇所だけである）。

このように基本的な見解は中間報告と変わっていないが、奉仕活動の義務化と教育基本法の改正問題については、若干ニュアンスが異なっている。すなわち、奉仕活動の義務化に関しては、「小・中学校では2週間、高等学校では1ヶ月間、共同生活などによる奉仕活動を行う」の後に、「その具体的な内容や実施方法については、子どもの成長段階などに応じて各学校の工夫によるものとする」という一文が加えられ、義務化色が薄められた。また18歳後の奉仕活動については、「国民すべて」と「義務づける」という言葉が削除され、「将来的には、満18歳後の青年が一定期間、環境の保全や農作業、高齢者介護など様々な分野において奉仕活動を行うことを検討する」とトーンダウンすることになった。

一方、教育基本法の改正問題については、新しい時代にふさわしい教育基本法の三つの観点として、①新しい時代を生きる日本人の育成 ②伝統、文化などの継承・発展 ③具体的方策の規定を掲げ、「教育改革国民会議のみならず、広範な国民的論議と合意形成が必要である。今後、国民的な論議が広がることを期待する。政府においても本報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要である。その際、教育基本法の改正の議論が国家至上主義的考え方や全体主義的なものになつてはならないことは言うまでもない」とのべている。

奉仕活動の義務化に関しては、中間報告から最終報告にかけてトーンダウンしたが、教育基本法の見直しに関しては、中間報告にあった「具体的にどのように直すべきかについては意見の集約はみられない」という文言は削られ、むしろ「政府においても本報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要である」と強い姿勢を示すことになった。

これ以外にも、最終報告は、「問題を起こす子どもに対して出席停止などの措置をとる」、「特に優秀な子どもでその大学の教育目標に合うものは飛び級ができるように、大学入学年齢制限を撤廃する」、「効

果を上げている教員には特別手当の支給や表彰を行い、不適格な教員は配置換えや免職などの措置をとる」といった、特別な子どもや特別な教員への対応について具体的な提言を行っており、これらもまた重要な論点である。

3. 「21世紀教育新生プラン」の作成と教育改革関連法案

政府・与党は、国民会議の提言を受けて、その具体化のための施策とスケジュールを定めた「21世紀教育新生プラン」をつくった。それによれば、教育改革のスケジュールは、第1ステージと第2ステージという二段階のステップを踏むことが明らかになった。

これは国民会議の提言の中で、早期に具体化できるものとそうでないものとを振り分け、たとえば「不適格教員」の配置転換、問題を起こす子どもの出席停止措置、大学入学年齢の撤廃などは、学校教育法や社会教育法や地教行法の一部を改正し、その法律案を通常国会に提出し、他方、18歳後の青年の奉仕活動や教員免許の更新制など、国民会議で異論のあったテーマは、中教審に諮問し（2001年4月11日）、2001年度中に結論を出すというものである。

論議をよんだ教育基本法の見直し問題については、中教審に諮問する方針を固めていたが、その時期がいつになるかは明らかにしておらず、今回の中教審での諮問は見送られた。森元首相サイドは、早期に中教審に諮問するように促していたが、連立を組む公明党が「拙速を避け、慎重に議論すべきだ」（「朝日新聞」2000年12月23日）との立場をとっており、また国民会議内にも反対論があったため、先送りの形になっている。7月の参議院選の結果次第では、中教審への諮問が行われるかもしれない。

次に通常国会に提出された教育改革関連法案について、注目すべき点を二、三指摘しておきたい。

まず第1は、奉仕活動の義務化については、最終報告書では、「小中学校で2週間、高校で1ヶ月」と提案されていたが、学校教育法改正の法律案では「児童生徒の体験的な学習活動、特に社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」といった条文を加えるにとどめ、内容や期間は各教委や学校の自主的判断に任せることになった。義務化の問題が、中間報告から最終報告でトーンダウンした点についてはのべたが、この改正案でさらに義務化色が薄められたといってよい。つまり最後は、文部科学省流の味付けによって、当たり障りのない内容に落ち着いたということだ。

第2は、問題を起こす子どもの出席停止に関して、その基準の明確化が行われたことである。改正案では、(1)他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 (2)職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 (3)施設又は設備を損壊する行為 (4)授業その他の教育活動の実施を妨げる行為が列挙され、子どもが上記の行為を繰り返し、ほかの子どもの教育の妨げになる場合には、市町村教育委員会は、その保護者に対して子どもの出席停止を命じることができる。ただし、出席停止期間にあっては、市町村教育委員会は、「学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする」とされた。

第3は、大学への17歳入学について分野の制限の撤廃である。これまで数学と物理の分野で例外的に認められていた高校2年からの大学への飛び入学に対して、今回の改正案では、各大学が「特に優れた資質を有する」と認める場合には、特定の分野に限らず飛び入学を可能にするというものである。

上記の三つの施策は、学校教育法の一部改正による措置であるが、地方教育行政法の一部を改正する法律案では、いわゆる「不適格教員」対策が盛り込まれた。それに該当する条文では、「子どもに対する指導が不適切で、研修等の必要な措置が講じられてもなお適切な指導が行えない教員に対し、都道府県教育委員会は、免職させることができ、都道府県の教員以外の職に配置がえすることができる」とされている。問題は、指導力が不足している事実の確認や二つの要件に該当するかどうかの判断基準であるが、これは都道府県教育委員会が規則で定めることとされ、文部科学省は、改正法の施行通知の中で、判断基準を明確にする予定であるという。

4. 国民会議の提言と教育改革のゆくえ

これまで国民会議の動きを中心に教育改革の状況をみてきた。文部科学省は、この間新しい学力観にもとづく教育改革、すなわち「ゆとり」の中で主体的に生きる力を育成する教育をめざして、カリキュラム改革を推進してきた。しかし、国民会議の打ち出した提言は、こうした改革路線の延長上に位置づくものばかりではなかった。むしろ、メンバーの中には文部科学省が進めてきた自由化・個性化路線に疑問を投

げかける委員も少なからずいた。一方、文部科学省の方は、国民会議の設置が自らの意思によるものではなく、連立与党の政治的思惑によってつくられたという事情から、中教審軽視への警戒心とともに、終始冷ややかな対応を示していた。

しかし、2002年度から全面実施される新カリキュラムを前にして、カリキュラム改革だけでなく、教員改革と学校改革を同時並行的に進めなければ、今回の改革がうまくいかないと文部科学省サイドが考えていたことは確かである。国民会議が審議中にもかかわらず、早々と「不適格教員」対策を明確にしたことは、その一例である。カリキュラム改革・教員改革・学校改革を三位一体のものとして、教育改革を進めようとする文部科学省にとって、その範囲内で利用できる国民会議の提言や政策は積極的に取り入れようということなのである。18歳後の青少年の奉仕活動の義務化や教育基本法の改正問題は先送りしつつ、問題を起こす子どもの出席停止や大学への飛び入学問題への素早い対応はそのことを物語っている。

今回の国民会議は、1984年に発足した臨時教育審議会と比べて、審議の期間が短かった。臨教審は、3年の歳月を費やし、その間に4つの読み応えのある報告を発表した。それと比べると、わずか9ヶ月の審議期間で最終報告を発表するという、スピーディさが目立つのである。そのためか報告では教育改革の理念や思想についてはほとんど語られず、「各委員の思いつきを集めただけ。床屋談義のレベルだ」といった声が当の委員から漏れるほど（「朝日新聞」2000年12月9日）、内容的には深みを欠くものであった。

しかし、教育基本法の改正問題を真正面から取り上げた、初の審議会という意味で、国民会議の存在は軽視しえないものがある。もっとも改正問題についてはそう簡単に結論が出るとは、委員の人たちも考えてはいなかっただろう。改正の方向では基本的な合意をみたが、具体的に何をどう変えるかという問題に関しては、意見の一一致がみられなかつたと、中間報告はのべている。むしろ教育基本法をタブー視する見方を打破し、改正への雰囲気を醸成したといった点で、それなりの役割を果たしたといえるだろう。

今回、国民会議の審議を通して、いわゆる文部科学省が進めてきた自由化・個性化路線とそれに対する批判的な見解との対立が明らかになった。批判的な見解とは主に第1分科会に属する人々が主張した考え方であり、多様化した子どもに学校（教育）を合わせるのではなく、子どもの自律性や社会性を育てるためには、時には強制（押しつけ）教育も必要であるという認識である。こうした見方の背景には、公よりも個を重んじる、わがままでひ弱な子どもの存在と、そうした子どもに対する教育力を失った家庭・地域・学校の崩壊状況が、今日の教育荒廃を招いているという現実認識がある。

ただ一人、現場教師の代表として参加した河上亮一は、このような現状を変えることがいま教育改革に一番求められており、そのための一つの方法として奉仕活動の義務化が必要だと説いている。義務化に対して「反対や否定的な見解を述べた人たちは、現実の子どもたちの実態がよく分かっていないのかもしれない。同時に、学校や家庭の崩壊状況がよく分かっていないということでもある。第1分科会の提言のなかで、唯一、現実を動かす可能性があるのは奉仕活動の義務化である。これだけはなんとしても中間報告から削るわけにはいかない」（河上、前掲書、p.185）と彼は力説する。おそらく彼にとっては教育基本法の改正問題はどうでもいい問題であって、それよりも「普通のおじさんやおばさん」である教員が、当たり前の教育が行えるような学校環境をいかに創り出すかの方が重大な関心事なのである。

もちろん、わがままでひ弱な子ども、とりわけ学校内で問題を起こすような子どもに、奉仕活動を強制したとしても、うまくすり抜けてしまい、あまり意味をもたないことは目に見えている。だからといって、奉仕活動の義務化に反対といって簡単に片づけてしまうわけにはいかない。問題は、河上のいうように、家庭・地域・学校における教育力の衰退状況の中で、子どもたちの自律性と社会性をどのような形で生み出していくか、このことが問われているのである。

国民会議のあとの教育改革のゆくえがどうなるかはいまのところ不透明である。森元首相は、通常国会を「教育改革国会」と位置づけ、教育改革関連法案の早期実現をめざしていた。しかし、KSD事件や、えひめ丸事故の対応に注目があつまり、教育改革の動きはかすんでしまった。さらに、森首相から小泉新首相への交代劇があり、新首相はこれまでの教育改革の継承を宣言しているが、自らの教育改革の理念やイメージは、いまひとつ明確ではない。今回の通常国会に政府が提出した法案は100本近くあり、会期中の教育関連法案の成立を危ぶむ声もささやかれている。国民会議が果たしたカンフル剤としての役割は終え、これからは文部科学省および中教審の主導のもとに教育改革が進められていくだろう。自由化と規制緩和という改革路線が軌道修正されるのかどうか、興味深い点である。

（ひろせ・たかお／桜美林短期大学教授）

教育改革国民会議「報告」の批判的検討

研究評議員 黒沢 惟昭



はじめに

教育改革国民会議（国民会議）については、中間報告、本報告の公表以来すでに数多くの見解が提起されてきた。そのための「特集」を組んだ教育関係の雑誌も少なくない。さらに、同会議の委員を務めた藤田英典氏（東大教育学部長）は、最近その経験を踏まえて『新時代の教育をどう構想するか』（岩波書店）を公刊された。部外者にもわかり易く、説得的な好著である。私も、新聞に対するコメントやら、雑誌の特集に求められて寄稿した経緯もある（拙稿「家庭・学校の道徳教育と奉仕活動－第一分科会『提案』をめぐって－」〈『季刊教育法』NO127.2000年12月、エイデル研究所、拙稿④と記す〉、拙稿「現代資本主義と教育改革－『教育改革国民会議』の批判的検討－」〈『解放教育』2001年6月号、明治図書〉、拙稿⑤と記す）。

以上のような状況であれば、あえてここで国民会議について論ずることは、屋上屋を架する感もなきにしもあらずだが、同会議の報告・提案の法制化（青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策、教育基本法の見直しなど）が進行し、戦後教育の転換の気運がにわかに高まりつつある最近の動向を勘考すれば、繰りかえし重複をいとわず国民会議の提言・意図を厳しく吟味することは必要であり、意味あることだと考える。なお、このような現況のなかで、単に批判的であるだけでなく、どのような「対案」が可能なのか、という主旨のもとに、「教育改革『第三の道』を求めて」と銘打った特集の編集も担う機会もえたので（教育総研『教育と文化』23、2001年春号）、そこでの成果、管見も採り入れて以下に国民会議の批判的検討を試みよう。

1. 国民会議の源流としての臨教審

国民会議の中間報告が公表された当時、私は新聞の取材に対して、一方での市場主義の推進、他方で道徳の強化、という「報告」の要目をみれば、「臨教審の焼き直し」である——と読後感を語ったことがある（『毎日新聞』2000年7月22日）。その後、本報告を読んでからも、この印象は大枠としては変わっていない。そこで、臨教審の改革コンセプトをふりかえってみよう。

その改革構想は、一方で、規制緩和によって教育の自由化（個性化）を積極的に押し進め、他方で、それに伴うインセンティブ、リスクを自覚させ、結果の責任を当事者にとらせるというものであった。こうした考え方のために市場を万能視する「新自由主義」の標榜者が、伝統的保守主義者とも結びつく結果になったのである（当時の中曾根首相と香山健一氏をはじめとする第一部会の委員たちとの結びつき）。様々な修正、ぶれはみられたものの、今までの10数年間にわたって、この国の教育改革はこの臨教審の改革路線上を進んできたのであった。このように断言してよいだろう。

いうまでもなく、改革は教育界だけでなく国鉄のJRへの、電々公社のNTTへの転換に顕著にみられたように、あらゆる分野で推進してきた。臨教審の直前には土光敏夫会長の下に、第二臨時行政調査会（81～83年）が民営化、規制緩和を打ち出し、その後の諸改革の基調になったのは周知のところである。そして、この「行革臨調路線」は、イギリス保守党の基本政策—サッチャーリズムをモデルとする日本への適用であったこともよく知られる。また、この政策はアメリカではレーガンが継承し、レーガノミックスと呼ばれたが、総称して新自由主義＝新保守主義といわれる改革路線であった。それでは、この改革構想はどのような背景の下に提唱されたのであろうか。結論的にいえば資本主義の「先祖がえり」への改革であった。それを確かめるために、ここでひとまず、資本主義の歴史をふりかえってみたい。

2. 資本主義原理の修正と「先祖がえり」

一方における1930年代の世界恐慌の経験を踏まえ、他方においては1917年のロシア革命の影響を受けて旧来資本主義は、生き残るためにその原理の修正を余儀なくされた。端的にいえば、市場に国家が一定程度介入して、恐慌を防ぎ、一方で社会保障の充実に努めることによって、労働者の資本主義への合意・包絡を図る——つまり、二重の意味での社会主義的政策の採用（修正資本主義）によって資本主義の延命を図るものであった。

ケインズ的福祉国家と総称されるこの試みは、1950、60年代から70年代初めまでは先進資本主義諸国では一応の成功を収めたといえよう。すなわち恐慌らしい大恐慌もなく、持続的な経済成長がもたらされ、「豊かな社会」が到来したのであった。欧米にやや遅れて、日本でも「一億総中流化」といわれるほどに、所得配分は平均化され、失業、貧困の問題も主要な課題ではないかのように軽減化の傾向にあった。

ところが、以上のような傾向が行き詰まりを示したのは70年代初め頃であった。経済学者によれば、その典型的な現象が、「stagflation」、つまり「早いインフレーションと、低成長の停滞的な経済状態、「stagneation」とが同時にあらわれる」といった、これまでの経済学が予想もしていなかった事態が西ヨーロッパ、とくにイギリスに生じ、やがて日本も巻き込んで世界的に広がったのである。

その原因は必ずしも明らかにはされていないが、要するに如上の資本主義の修正のための諸施策のツケが回ってきたことにあると説明される。そうであれば、その打開の道は、資本主義の修正の再「修正」、すなわち、資本主義への「先祖がえり」ということに行き着くであろう。経済学者のやや具体的な説明は次のようにある。

「社会主義を取り込むという形で修正を受けてきた資本主義を、もう一度、社会主義的側面をできるだけ薄め、労働運動ができるだけ弱体化させ、社会保障ができるだけ後退させる、そして規制緩和、自由競争という形で市場原理を回復させることによって、資本主義を復活させよう」（拙稿⑤参照）とする一連の施策である。

一方、89年の「ベルリンの壁の瓦解」、91年の旧ソ連邦の崩壊によって、「社会主義」の恐怖もほぼ一掃されたためもあって、もう一度、資本主義を在りし良かりし時代の、市場原理至上主義の資本主義に還帰することが容易になったのである。こうした背景のもとに、サッチャーリズム、レーガノミックス、そして日本の「行革臨調路線」、その教育面への応用としての臨教審路線がこの10余年の間推進されてきたのであった。もちろん、その政策がストレートに実現されたわけではない。この点に関わって次の点に留意すべきであろう。

「教育改革も新保守主義を基調とするが、それは本来、経済的自由主義と同時にナショナリズムを含むものであり、市場主義と国家主義は必ずしも矛盾しない。したがって、臨教審から国民会議まで一貫して規制緩和や民営化の提唱と並んでナショナリズムが強調されてきたのも不思議ではない」。「学校教育の効率化を通じて国際競争力を強化させるためには、創造力の涵養に劣らず国民意識の培養が必要とされるのである。新自由主義がグローバリズムに対応するものでありながら、同時にナショナリズムを伴っているのは我が国だけのことではなく、欧米諸国でも共通している」（市川昭午「臨教審から国民会議までの政策」前掲『教育と文化』誌）。

とはいって、ネオリベラリズム的改革の一環であることからいえば、教育改革においても個性主義が中核的イデオロギーとなり、自由化と規制緩和が謳われたのは当然であった。他方で、グローバル社会でのメガ・コンペティションに対処できる競争力のある「日本人」を創ることが緊急の課題とされたのである。続いて、前出の市川氏の説明を聴くことにしよう。

「そのために必要とされる教育改革の具体的内容は、臨教審から国民会議までの間に提出された中央教育審議会や大学審議会の答申に見られるように、アメリカの徹底的な模倣である。個性と個人主義の重視、リスクを恐れないベンチャー精神などが日本人に欠けているとし、アメリカ的価値に立脚した教育を通してその育成を期すべきだというのである。そのためには教育の制度・内容・方法をアメリカ的なものに変革しようとする。……“創造力ある日本人の育成”という教育改革の基本的な方向は臨教審によって提示されたが、90年代初めまでは日本経済が好調であり、日本の経営が賛美されていたこともあって、本格化しなかった。それが90年代後半になって不況が長期化し、日本の経営が危機に陥るに至って再浮上してき

た」。「……そうした意味では国民会議は臨教審が方向付けた教育改革の総仕上げをめざすものといえよう」(同上)。

3. 国民会議の二大側面

以上の説明から、臨教審が意図した、①新自由主義的側面、つまり市場原理主義の拡大・推進が、その後の経済のグローバル化のなかで必然的にエリート主義を生み出したのであり、②伝統的保守主義の側面は、①による個人化への反動が経済のグローバル化のなかでナショナリズムと結合し、新たに道徳主義的・教化主義を強めているのである。このように解すれば、臨教審の「焼き直し」という私の印象も了解されるだろう。

因みに、藤田氏も国民会議の17の提案を次の三つに分類している(前提書)。

- (1) カリキュラム・教育実践の道徳主義的・教化主義的改革。
- (2) 教育制度・システムの新自由主義的・エリート主義的改革。
- (3) 教育行財政・学校運営・教育実践の改良主義的な基盤整備。

(3)は藤田氏も指摘するように、今回の提案で多少とも評価されるべき側面である(ただし、問題点(〈財政的誘導〉については後論参照)。順序は逆であるが、(2)が新自由主義的側面、(1)が新保守主義の側面である。また、17番目の教育基本法の「改正」への提案は新保守主義の側面に組み入れられるべきであるが、後論では節を改めて論じることにしよう。

(1) 新自由主義的側面

国民会議の提案の新自由主義的面について前出の藤田氏は次のようにアウトラインを述べている。

「臨教審以降の改革は、一律平等主義・画一平等主義が日本の教育をダメにしてきたと主張し、「ゆとりと個性」をスローガンに掲げ、学校五日制の導入・拡大、中高一貫校の導入、入試の多様化などの政策を展開してきました。国民会議の報告は、こうした新自由主義的な制度改革をさらに大胆に推し進め、もう一方で、その結果促進されるであろう教育のエリート主義的再編と階層的分断化を国家主義的観点から正当化しようとしています」。

「具体的にいえば、前者は、学校選択制の拡大、中高一貫校の大幅増、習熟度別学習の促進、大学入学年齢制限の撤廃、5歳からの入学自由化の検討、といった提案に表れています。また、その正当化イデオロギーは、報告書の第1節『私たちの目指す教育改革』で、「一人ひとりの持つて生まれた才能を伸ばすとともに、それぞれの分野での創造性に富んだリーダーを育てる教育システムを実現するという視点」を強調していることに端的に表れています。これが才能による教育機会の差別化を正当化するものだということは、具体的な制度改革案がセットになっていることを考えれば、明らかのことでしょう。つまり、早い段階から「才能」に応じた教育が受けられるように教育システムを弾力化し、「社会を牽引するリーダー」を育成する必要があると言うのです」(前掲藤田書)。

因みに、「報告」からこの面の具体的例を抽出してみれば次のようなようになろう。

(1)「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する」の項目のなかでは、①「一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する」、②「記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する」、③「リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する」。(2)「新しい時代に新しい学校づくりを」の項では次のような例が挙げられている。①「教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる」、②「地域の信頼に応える学校づくりを進める」、③「学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる」、④「授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする」、⑤「新しいタイプの学校(ex「コミュニティ・スクール」)の設置を促進する」。なお、「教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画」によって、これらの規制緩和・自由化推進の計画を具体化し、「旧態依然とした組織や効果の上がっていない施策をそのまま放置して、貴重な税金をつぎ込むべきではなく」、「計画の作成段階及び実施後に厳格な評価を実施し、評価に基づき削るものは削り、改革に積極的なところへより多くの財政支援が行われるようにする」。

ここにみられるように、如上の規制緩和・自由化によって、競争を推進し、それを「評価」し、それに

よって財政支援を行うというのである。つまり、財政誘導による「改革」意図が明らかである。これらの新自由主義的側面の「改革」について鎌倉孝夫氏は、「基本的には教育領域に、市場原理・競争原理を導入するという発想からのものであり、さらにいえば資本家的企业経営（しかも競争戦の中でリストラを推進しつつある企業経営）の観点に立ったものである」（「教育における規制緩和・自由化路線をどう考えるか」前掲『教育と文化』誌、なお国民会議の新自由主義的側面について、鎌倉論文から多くの示唆を与えたことを感謝したい）と指摘し、次のように批判する。

「一体、教育の『効果』なるものを、どう測るというのか。進学率とか試験の点数とか奉仕活動とかいう外形的基準で教育の効果は測れるものではない。この発想そのものが、儲けの得られる商品を効果的に供給・販売するという資本家的企业経営のセンスから出たものである。ここでは、成果の上らない様々の試み、しかしその試みから人間的の営みとしての教育が発展する——まさに“失敗から学ぶ”——のであるが、結果重視の資本家的観点から、これら重要な営みは切り捨てられる。そればかりか、外形的、外観的、人間形成に結びつかない成果・効果の産出を、教師そして学校が互いに争うということになったら、学校は悲惨な状態に陥ろう。教師の協力・共同的教育の営みは破壊されるし、企業・財界などに速効的に役立つ人材形成ではなく、人間として生きる基礎をじっくりと学ばせようとする学校は、潰されてしまう。それこそ教育の危機を深めるもの、といわなければならない」（同）。全く共感できる批判である。

以上のような、新自由主義政策の推進によって、格差の拡大化傾向も一層進行することも懸念される。この点については、前出の市川氏の見解を引用させて頂こう。

「臨教審以降の教育政策は早期選別によるエリートの育成を基本的な目標とする能力主義的な性格が極めて強いが、この能力主義的な選別志向が率直に示されることではなく、豊かな個性を伸ばすという穏やかな表現に変えられている。個性を正面に出すことすべては個人差によるものであるとされ、社会的諸要因は消されてしまう。さらに自由な選択を強調することで結果はすべて個人の責任に帰せられてしまう。

まさに新自由主義の教育政策というに相応しいが、それまで一億総中流化と称させるまでに均等化が進行してきた我が国が、臨教審が活躍した1980年代頃から一転して所得格差の拡大と社会階層の固定化の方向に進み始めたといわれるが、新しい教育政策はそれに対応するものであると共に、それをさらに促進する結果を招くものであることは間違いない」。

前出の藤田氏も指摘するように、臨教審以降、画一的平等主義が日本の教育を悪化させてきたと喧伝され、それに代わるものとして「実質的平等」「多様化」「特色づくり」のスローガンの下に教育改革が進められてきた。たしかに一面において、70年代後半以降、情報化、消費化社会が大きく進展したため、商品・サービスの差異化、多様化を求める人びとが多数を占めるようになり、如上のスローガンを受け入れる状況も出現したことは否定できない。しかし、自由競争市場というのは元来、優勝劣敗、弱肉強食の世界であるから、現存する格差構造を無視して、規制緩和による自由競争を推進すれば、格差がますます増大することは当然の成り行きである。事実、80年代から90年代にかけて日本の所得格差が拡大し、先進国中で、短期間のうちに不平等がもっとも高まった国といわれる（橋木俊昭『日本の経済格差』、岩波書店）。

教育界においても、かつて学校間格差の弊害が指摘され、臨教審直後の14期中教審は、学校間格差が教育の病理の要因であると公言したことがあり、私はその現状認識に大いなる共感を覚えた。だが、対策は学校の「個性化」「特色化」によって、偏差値（「学力」）による一元的序列化（格差）を是正しようというものであった。現在に至るまで、一貫して、その改革は続行されてきた。施策からすでに10余年を経るが、格差の解消はおろか、是正されたという話もきいたタメシがない。“偏差値”を生みだす、大学、企業、社会の在り方にメスを入れず、現実にある格差是正のために積極的財政支援もせずに、「特色化」「個性化」を競争させるだけで、格差を是正するなどということは土台ムリなハナシというほかない。

以上の点を考えると、「ゆとり」教育や「個性化」教育の本当の狙いは「能力主義やエリート教育にあり、そのソフトな表現にすぎない」（前出、市川論文）という解釈も正鵠を射ているのではないか。念のために、市川氏も、その例証として引用する教育課程審議会前会長・三浦朱門氏の見解をここでも引証しておく。

「学力低下は予測し得る不安と言うか、覚悟しながら教課審をやっとりました。いや、逆に平均学力が下がらないようでは、これから日本はどうにもならんということです。つまり、できん者はできんまま

で結構。戦後50年、落ちこぼれの底辺を上げることばかりに注いできた労力を、できる者を限り無く伸ばすことに振り向ける。百人に一人でいい、やがて彼等が国を引っ張っていきます。限り無くできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいてもらえばいいんです。……平均学力が高いのは、遅れている国が近代国家に追いつけ追い越せと国民の尻を叩いた結果ですよ。国際比較をすれば、アメリカやヨーロッパの点数は低いけれど、すごいリーダーも出てくる。日本もそういう先進国型になっていかなければいけません。それが“ゆとり教育”的本の目的。エリート教育とはいいにくい時代だから、回りくどく言つただけの話だ」(斎藤貴男「機会不平等」、文芸春秋)。

本音を語ったという点で、傾聴すべきであるが、「先進国」の実情はどうか。格差が拡大し、二極分解が進んだ国は果して健全な国といえるだろうか。アメリカはともかく、新自由主義の本家のイギリスでは、サッチャーリズムのおかげで経済は活性化したが、一方で公的医療、教育の荒廃、さらに所得格差の拡大が生じ、その反発が97年5月の総選挙で、労働党の大勝に結果したのではなかったか。つまり、イギリス国民の多数派は、サッチャーリズムすなわち市場主義改革のやりすぎに対して「ノー」を表明したのである。因みに、現在EU15カ国のうち、スペイン、アイルランドを除く13カ国が中道左派政権である。つまり、格差の是正=社会的公正を旗印にする派が政権の一角を占めているのである。やや断定的にいえば、90年代後半に至って、ヨーロッパの先進諸国は「市場の失敗」を認め、「第三の道」を模索中といってよいだろう。日本も、市場原理主義を標榜する教育改革を根底から見直すべき時に至っているのではないか。私見によれば、次に述べる、国民会議の新保守主義の側面は、市場の失敗の対処案ではないかと思われる。その側面の検討に移ろう。

(2) 新保守主義の側面

市場原理の拡大によって新自由主義を推進しようとする者は、その経済的な効果だけでなく、「自助努力」「自己責任」のモラルの確立を志向している。だが、規制なき市場競争が拡大され激化すれば、道徳的退廃が必然化し、個人は公共性から離れたムキだしのエゴに陥ることはつとにヘーゲルが「法の哲学」において論じたとおりである。因みに、近年一向に回復しない教育の「病理」現象——不登校、中退、いじめ、校内暴力 etc——の多くは、究極的には市場の失敗と深い関係があることはまちがいないであろう。予め結論をいえば、この失敗を糊塗するために、国民会議は道徳を、しかも真の保守主義からは逸脱した国家的道徳を強調しているのではないか。教育基本法の「改正」(少年法「改正」も加えてよいであろう)の意向もこの文脈で解釈すべきであろう。この辺の事情は、別稿(拙稿④⑤)でやや詳しく論じたところがあるので、以下に要目を述べるに止めたい。

① 教育の原点としての家庭

家庭教育は国民会議の提案の一番最初に位置づけられている。ここがもっとも重要で、衆目の一致するところという受けとめ方なのであろう。しかし、問題は多い。

まず、離婚の実情である。統計によれば、率も件数も63年から一貫して増加し、80年代には若干減少し、88年を境に再び上昇し続けて今日に至っている。因みに、「10年ほど前まで、日本はイタリアと並んで離婚率の低い国の一つであったが、現在の日本の離婚率はドイツやフランスに匹敵」しており、しかも「この傾向は、今後も加速度的に進行するだろう」といわれる。このような状況であるにもかかわらず、「家庭は厳しいしつけの場であり、同時に、会話と笑いのある『心の庭』である」(国民会議・提案)と述べ、一方的に家庭の重要性を説くことは日本の現実に対して著しくリアリティを欠如するといわざるをえない。

次に指摘したいことは、とりわけ日本における「家庭」のもつ抑圧性、排他性である。「民法」がそうであるように、「夫婦と基本的には血を分けた子どもから成る家庭のみを家族とし、その一員でなければ健全な人とはみなさないという主義主張」に帰因する。この家族イデオロギーは単に家族の形態だけでなく、「夫婦である男女二人の権力構造を決定し、さらに子どものあり方をも暗に規定」するのである。これらの点と関連して池田祥子氏は次のように述べているが、説得性をもつであろう。

「家庭教育」の称揚とは、このような社会規範と論理を女たちに強要することと無関係ではない。したがって「家庭教育」の内実がこのまま問い合わせられることがなければ、女たちは依然として「母性愛」の拘束によって、「子どもを愛せない」「子どもを殴ってしまった」「子どもがいなくなればいい」などと思つ

てしまう我が身を、責め続け追いつめ続けるであろう。さもなくば、若い女たちは逆に、母になることから限りなく遠ざかるだけかもしれない。おそらく、これもまた、現在の『少子化』の根深い原因の一つとなっているに違いない」（池田祥子「家庭教育という神話」前掲『教育と文化』）。

以上のような事態に国民会議はどのような見解を示したのであろうか。もし、多少とも議論をしたならば、とても前述のような呑気な提言などできなかったのではあるまい。私見によれば、もちろん、家庭教育への支援は不可欠であるにしても、子どもを家庭に閉じ込む方向ではなくて、「社会の子ども」として捉えかえし、教育を「社会協働の事業」と見なす方向で家庭教育を脱構築すべきと考える。具体的には、家庭、学校のほかに、地域社会の様々な子育ての場、教育・文化・スポーツ施設などのネットワークのなかで、絶えず複数の大人たち、子ども同士によって、子育て・学習・教育が文字通り「共育」として行われるようなシステムの構築こそが急務なのである。

② 学校における道徳教育

「学校は道徳を教えることをためらわない」。この提案の限りではとくに反論はないだろう。問題は、国民会議の提案が、現行の「特設道徳」をかけての修身科のような「教科」に「格上げ」しようという魂胆が読みとれることである。これは、「小学校に『道徳』、中学校に『人間科』、高校に『人生科』などの教科を設け、専門の教師や人生経験豊かな社会人が教えられるようにする」という章句に明らかである。「専門の教師」が「教科」を教えるのであれば、「道徳」の免許状をもつ教師が「検定教科書」を用いて授業を担当し、「評価」も行うということにほかならない。これは戦後教育の大転換を意味する大問題である。

道徳教育が「特設」されたのは58年以降であるが、「特設」をめぐって当時は激しい論争があったことを想起するべきである。その集約点は、「修身科」の復活ではないかということであった。いいかえれば、「個人」の内面の「価値」に基づく「道徳」と「国家」の要求する「価値」との関係をどう考えるかという大問題が論議になったのである。この意味で、「特設道徳」の「教科」化は、公教育制度の根幹にかかる変更であり、憲法第19条「思想・良心の自由」にも抵触する懸念も大きい。このような重大な点を国民会議はどのように捉え議論したのであろうか。全く理解に苦しむところである。私の考えはこうである。

「死とはなにか、生とはなにかを含め、人間として生きていく上での基本の型を教え、自らの人生を切り拓く高い精神と志」を教えることは、如上のような危険を冒してまで、「人間科」「人生科」などの「科目」を創設しなくとも、現行の「道徳」の時間で、あるいは、今後実施される「総合的学習」で「人生経験豊かな社会人」の話を聞き、必要に応じては「通学合宿」「社会体験」などによって、充分可能である。教研集会に出席すれば、そこで数多くの豊かな実践例を見聞することができる。私は毎年この実態をこの目でこの耳で確かめている。道徳の教科化などは百害あって一利なしであることを特記しておきたい。

③ 「奉仕活動」の問題とボランティア活動

第一分科会の理念と目される曾野綾子氏による「日本人へ」（『文芸春秋』2000年10月号）なども併読すると、「安全」「福祉」などを国家が与えてくれるのは国民に対する「恩恵」であるから、それに対して「奉仕」は国民の当然の義務なのだと説かれる。ハナシは逆であろう。国民の安全を守り、最低生活を保障することは国家の側の義務であり、それを要求し享受することは国民の権利でなければならない。念のために憲法学者の見解を近刊の書から引用しておこう。

「本来国家というのは、……人びとの心の問題について国家は中立を保ち、やみくもに出てきてはいけない。けれど市民生活の物質的な安全、経済的な生活水準の維持といふ点については、多かれ少なかれ国家がきちんと役割を果たしてもらわなくてはいけない」。「そもそも国家というものは、私たちから離れてどこか別のところで宙に浮いているわけではないでしょう。国家をつくり上げている一人ひとりの私たちが、選挙で選び、立法府以下をつくり、そして私たちが働いて納めている税金で、そういう国家を運営しているのです」（樋口陽一『個人と国家－今なぜ立憲主義か』、集英社）。

私は、以上のような国家への「義務」を前提とする「奉仕活動」には反対であるが、自らの意志に基づくボランティア活動は大いに奨励されるべきであると考える。

子どもたちは、ボランティア活動・体験を通して、他人の役に立つ喜びを実感し、同時に自尊・自愛の感情を芽生えさせるだろう。それは必ず他者への関心につながり「公共性」も育まれるだろう。ただし、一律に強制されても、このような感情の醸成は不可能である。したがって、「小・中学校は、二週間、高

校では一ヶ月の共同生活」などの方式は止めるべきである。そうではなくて、先述の「総合的学習」などを活用して、地域の大人たちも一しょになって、できるだけ子どもたちの自主性のもとに、ボランティアを体験するように支援すれば、そこから“強制”ではなくごく自然に「奉仕」を喜びとして学びとれるのではないか。阪神・淡路大震災の際になんと延べ130万人近い若者たちがボランティアに駆けつけたではないか。子どもや青年たちに内含されている、このような可能性を最大限に引き出すこそ教育の本務である。また、そのような「仕掛け」を、家庭、学校、地域社会の連携によってつくり出されている事例も多く公表されている。先例に学んでこうした支援本制を広くつくることが急務ではないだろうか。

4. 教育基本法の「改正」

2000年12月22日に首相に提出された国民会議の最終報告には「新しい時代にふさわしい教育基本法を」と表現されている。これに対して、同年9月22日に出されていた中間報告では「教育基本法の見直しについて国民的議論を」であった。ここには、中間報告から本報告への過程で、教基法「改正」への姿勢が一層強く示されたと読んでまちがいあるまい。

手近にある新聞にも、「教育基本法改定論の源流」と題して次のように如上の事実を裏がきするかのような、無署名の記事が見られる。

「国民会議の構想が立ち上がる前の98年夏。『(新しい教育基本法を) 求める会』の代表役員の1人で、外交・文教政策に関して歴代首相の『ご意見番』ともいわれる末次一郎氏が、就任間もない小渕恵三元首相を訪ねた。

『教育基本法に手をつけられなかった臨時教育審議会を反面教師にすべきだ。人事が大切だ』

基本法改定を強く訴えた末次氏に、小渕氏は理解を示したという。

末次氏は今、『基本法も憲法も伝統を重んじることを忘れている。まず改正しやすい教育基本法から国民的議論を起こすべきだ』と語る。

末次氏が『失敗』とみる臨教審は84年、『戦後政治の総決算』を掲げて登場した中曾根康弘元首相が発足させた。『憲法と同じで、日本解体の政策の所産だ』と基本法改定を狙ったが果たせなかった。

中曾根氏は近著の中で悔やんでいる。

「人事の失敗が臨教審が中途半端に終わった大きな原因だ。教育改革国民会議はその轍を踏むな」(『朝日新聞』2001年5月3日)

なお、小渕氏を引き継いだ森前首相も、2000年5月11日の第4回会合で、「基本法を見直すことが必要。我が国の文化や伝統を尊重する気持ちを養う観点などから、根本的議論をお願いしたい」と求めたという(同紙)。

もし、以上のような経緯であれば、最初に結論ありきで、国民会議などは、憲法改正のための「露払い」、一連の教育「改革」関連法案を急いで成立させるための「儀式」と見なされても仕方ないであろう。しかし、「はじめに」でも記したように、この国の昨今の状況を勘案すると、単なるセレニモニーと見過ごせない重大な問題提起、戦後教育に対する一大挑戦と受けとめざるをえない。そこであえて旧稿との重複をいとわずに管見を述べてみよう。

ふつういわれる教基法「改正」点としては、①文化や伝統が書かれていらない、②個人の権利ばかりが強調されている、③生涯学習時代にふさわしくない、といったものである。本当にそうであろうか。前文、条文をよく読んでみよう。

①前文には、「普遍的にしても個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と書かれている。②第1条には、「勤労と責任を重んじ、…国民の育成を」期すことが説かれ、第2条には、「自他の敬愛と協力」によるという文言も記されている。個人の権利だけが一方的に強調されているなどとはどこを読んでも書かれていらない。その上、「個人の価値」の尊重とともに、「国民の育成」も唱導されているのだ。つけ加えれば、前文に宣明されているように、国民の一人ひとりを日本国憲法の目指す、「民主的な文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献」しうる戦後日本の國の主権者として育成することを教育の理念としているのであるから、教基法が愛国心教育を欠如しているという批判は全くあたらない。③生涯学習の文言がないというが、第2条には、教育の目的は、「あらゆる機会に、

あらゆる場所において実現されなければならない」と明言されている。これは「いつでも、どこでも、だれでも」学べる、という生涯学習のスローガンと見事に合致している。基法法としてはこの理念の宣言で充分であり、生涯学習の理念を、戦後直後の混乱した状況のなかで、先駆けて宣言した事実をこそ誇るべきであろう。

なお、巷間しばしば耳にする、教育基本法は、戦後GHQから“押しつけられたもの”であるという批判に対しては、制定過程を（恐らく日本でもっとも詳細に）考究された佐藤秀夫・日大教授は次のように反論する。

「法文の細部まで内閣に作られた教育刷新委員会に全面的にゆだねられ、戦後初めて日本人が主体的に作った教育法だ」（前掲「朝日新聞」特集記事。因みに、私も「教育基本法問題研究会」で同教授から同様の「断言」を直接、詳しい資料を基に拝聴したことを特記しておきたい）。

以上のような状況であれば、いま教基法「改正」を急ぐ理由は全く見い出すことができないというのが私の結論である。ただし、私としては、次の点を考える必要があると思う。

つまり、教基法は「教育勅語」に代るものを作成された経緯があることである。そのため、「勅語」の歴史的限界、狭隘性を否定し、超えるために、殊更に「普遍性」が強調される必要があったと思われる。いいかえれば、「伝統」（忠・孝の思想の伝承）に言及することは戦前への回帰と見なされ、嫌悪・忌避される傾向が強かった。昨今の風潮を考慮すれば、この「伝統」の実態を再考することが必要と思われる所以である。前出の末次、中曾根民の言にみるように、批判の焦点はここにあるように思われるからである。

ただし、ここでとりわけ留意されるべきは、日本の伝統とは「教育勅語」が謳う「国体」に集約されるものでは断じてないであろう。古代・中世にまでさかのぼり、また50年以上に及ぶ教基法成立以降の戦後史も含めて、なによりも歴史学の成果を踏まえて、近隣諸国との協力のもとに徹底的な検証が不可欠である。

この際、国民会議の「報告」のリードともなっている「日本」ないし「日本人」に関する「通説」には多くの問題が内包されていることを歴史学者の網野善彦氏は史実に基づいて検証し、公表している。もし、将来「伝統」を教基法に盛り込むというなら、以上に一端を記した問題をまともにうけとめて、タブーなき知的・公開論争のつみ上げによるミニマムな国民的合意形成がその前提とならなくてはならないだろう。

教基法「改正」という戦後教育への挑戦がこうした作業と実りある論争の契機となることを期待して小論を結びたい。

付 記

教育改革国民会議の批判的検討に基づく、私なりの改革「提言」については、拙稿「教育における『第三の道』——市場原理主義と国家主義を超える市民主義の提言——」（前掲『教育と文化』23）を参考されたい。

（くろさわ・のぶあき／東京学芸大学教授）

エッセイ

揺れる「学区」について考える

研究評議員 富山和夫



1. 揺れる学区

最近「学区」のあり方が揺れている。公立の高等学校の通学区域は、「学区」として決められているのであるが、この学区が次第に有名無実になりつつある傾向があり、それを追認する形で法的な規制も緩和されるようである。その背景には、公立高校が私立高校や国立高校に対抗して大学受験での進学校として復位を目指す思惑が働いているようである。

現在の公立高校の「学区」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって定められている。同法の第50条は、次のようにになっている。

「都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。」

2 前項の場合において、市町村委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ当該市町村委員会の意見をきかなければならない。」

この地方教育行政法ができた当初は、かつての旧制中学ではかなり遠距離の子弟を受け入れていた経緯もあって、こうした学区を定めることが不当ではないかとの不満や反発もあったようである。新制中学と新制高校が、旧制中学より遙に開かれた門であるのに対して、旧制中学は、少数の限られた者が進学していたに過ぎず、寄宿舎等を利用して、かなり遠距離からの子弟が進学する例も稀ではなかったからである。そうした不満や反発に対して、当時の文部省は、「学区を定める教委規則は法規命令として住民を拘束する」とまで言い切っている（1953年8月20日付、初等中等局長回答）。こうした中で、全県を一つの学区にしてはどうかという考えも出てきた。これに対しても、文部省は、「全県一学区に定めることは違法である」（1956年10月18日付、初等中等局長回答）との見解を示している。学区を実際に決めるのは都道府県委員会であるが、その根拠には地方教育行政法がある。そして具体的には、学区の大きさは住民十万人程度を一つのめやすに適正規模にしたいと考えていた。

最近になって、この地方教育行政法の一部を改正し、都道府県委員会の判断で学区を撤廃できるようにする案が浮上してきている。ここでは、この揺れる学区について考えてみたい。

2. 神奈川の学区

学区の大きさ（その学区内にどれだけの人口があり、どれだけの数の高校があるか）については、これまでにも色々な議論が行われてきた。現在の神奈川のような入試方法では、学区内の高校数が増えると、高校間の格差が次第に明確になり、格差による入学生の輪切りがされることになる。神奈川の場合、学区数は18で、校数でみると最大の学区は、横須賀三浦学区であり（12校）、以下、鎌倉藤沢学区（11校）、横浜中部学区、横浜南部学区、川崎北部学区（共に10校）と続き、全県の平均は1学区8.4校となっている。

学区内の高校数が少ない場合と多い場合とでは、格差の状況も変わってくる。格差の拡大を防ぐために

は、高校数が少ないほうが良いことは明らかである。とはいっても、学区の分割は、行政区画や高校の現状を無視して行うことは出来ないので、神奈川でも過去にいくつかの分割例はあるが、これまでも遅々として進まなかった。

神奈川の高校入試で悪評だったア・テストの廃止を決めたさきの高課研では、この学区についての検討は行わなかった。その後の経過を見ると、高校進学者数の大幅な減少を見越して、公立高校の統廃合計画がスタートしたので、結果的に神奈川の学区は高校数の減少に対応して縮小していくことになる。しかし、同時に学区の壁も低くなっているようである。現在でも学区外受験がかなりの数にのぼっている。高校によっては、第一希望の段階で50名を越える受験者が隣接学区から集まっているケースがかなり見受けられ、この壁は益々低くなる趨勢にある。新構想の高校の学区も、これに影響を与えそうである。既に単位制高校としてスタートした神奈川総合高校と、総合学科高校の大師高校は、共に学区は全県一区となっており、横須賀の3校を統合する市立高校を含め、これから統合再編されて総合学科高校になる高校も、学区は全県一区となるようである。そうなると、神奈川にはかなりの数の全県一区の高校が出来上がることになる。

とはいっても、神奈川では現在の学区そのものを積極的に見直す気配はなく、現在の学区をそのまま維持したまままで、学区間の壁は低くなる傾向だけが目立っている。これに少なからぬ影響を与えていているのが、東京都などの近接都県の動向である。東京都では、学区外からの枠が神奈川よりも遙に緩く、ほとんど有名無実になりつつある。

3. 進学区域の広い私立校

現在の大学受験では、難関といわれる国立大学へ大量の入学者を出している高校には、私立高校と一部の国立大学付属高校が目立っている。

たしかに今年度の東大の前期日程の合格者の出身高校をみると、上位校は私立高校と国立大学付属高校が占めており、公立高校の出番は殆どない。しかし、このことはそのまま大学受験で私立校の教育が優れているということを示している訳ではないようである。なぜなら、一部の私立校の進学区域は、実は全国に及んでいるのである。連続20年間東大合格者数で一位となっている東京にある私立高校では、既に1970年代の後半の時点で、生徒の父母は東京都以外の住人が略半数を占めていた。この学校は、もともとは東京の下町の子弟を多く集めていたのである。だが現在では、まるで様変わりとなり、全国各地から生徒を集めている。当然のことながら、遠隔地出身の生徒は、近くにマンション等を確保して通学することになる。国立大学の付属高校も、学区には縛られていない。この場合には一般に通学時間が一つの規制にはなっているが、それは「学区」よりも遙に緩やかで、これらの学校もかなり広い地域から生徒を集めることができる。

この進学区域の広さが、これらの進学校を支えているのである。「学区」が定められているのは、公立高校の場合であり、私立高校にはこのような規制はない。しかも、私立校では、その多くが生徒を高校の段階ではなく中学校の段階で募集している。中には高校で全く生徒を募集しない学校も多くあり、その傾向は益々強まっている。つまり一部の私立校は、公立高校に先立って中学校入学の段階で全国から生徒を集めているのである。こうした学校が進学で好成績をあげることができるのは、極めて当然のことと言わなければならない。私立中学の受験では、受験日の違いを見て、小学生が受験の為に、飛行機で東京と鹿児島を移動するような例も稀ではないという。

私学助成の制度で都道府県が私立高校に助成金を支出する際に、税金を払っていない保護者の子弟の教育になぜ助成しなければならないかという問題がしばしば生じている。学校の所在地とそこに通学する生徒の保護者の住所とが、食い違っている場合が目立つからである。

4. 学区を拡大すると

愛知県立岡崎高校の場合は、「複合選抜方式」という実質的に2回受験できる方式の採用で「尾張学区」と「三河学区」の二つ学区の生徒が受験できるシステムとなり、学区が2倍の広さになった。その結果は、公立の進学校としての名声を急速に高めることになった。これは学区の拡大が、高校間の格差を拡大し、トップ校が2つの学区の上位の生徒を集めて進学で優位になった好例である。これと全く逆の例は、神奈

川で身近に見られたところである。数年前に神奈川を代表する進学校を含む学区が分割され、その影響が現れると、この高校の進学の成果が急速に下降線をたどることになった。上位の生徒を集める範囲が狭くなったからである。

これらは、学区の範囲を意識的に操作した場合である。しかし、学区の範囲を操作しなくとも、学区の人口が自然増や社会増で拡大して中学生の生徒数が増加していくと、その学区内のトップ校の進学の実績は上昇する傾向にある。これは、より多くの生徒の中からトップ校が生徒を選抜することになる訳であるから、当然の結果である。しかし、こうして進学の実績の上がってきた高校への入学を目指して、越境が増加することも知られている。かつて埼玉県のある高校の「学区」では、学区内の中学校に転入する生徒が、果たして実質的に生活をしているかどうかを教育委員会が調査することがしばしば行われ、保護者とのトラブルが相次いだことがある。

逆もまた真であり、人口が減少し、中学生数が減少していくと、その学区の進学の実績も下降していく傾向がある。

首都圏でも、人口が急増している地域でのいくつかの都市では、公立高校が進学についても立派な成績をおさめている。全国から生徒を集めている一部の私立の進学校よりも、こうした中核都市での公立高校の方が遙に立派であると言わなければならない。

東京都でも、23区内の高校の進学実績が振るわず、旧三多摩地区の高校の進学実績が目立っているのも、部分的にはこうした人口の地域変動から説明することもできる。部分的といっているのは、東京都ではこうした要因よりも私立との競争がより強烈であると思われるからである。

5. 日比谷高校の試み

今年の2月、東京都の日比谷高校が独自の入試を行ったことが話題になった。昨年の9月に東京都教育委員会が都立高校の入試問題の自校制作を認める決定をし、日比谷高校がこの決定に沿って自校制作の国語、数学、英語の問題を出題したのである。今回の入試では、学区の壁も極端に低くなり、学区外からの入学を半数認める方針も同時に採られていることが注目される。こうした動きの背景には、名門校の復位をとの思惑が働いている。同校の河上校長は、「日比谷は都立の中の権威者でありたい」と述べ、今回の独自入試の意図を明らかにしている。

良く知られているように、日比谷高校は戦後しばらくの間、東大への進学で第一位の座を占め続けていた。しかし、その結果は、日比谷高校の学区内の小学校や中学校への越境入学が増加するなどの問題点も次第に明らかになってきた。その為、1967年に学校群制度が導入され、日比谷高校を含む多くの都立高校が、進学校としての地位を失っていったという経緯があった。その後、都立高校の入試の方法は学校群制度から変更されたのであるが、かつての地位を取り戻すことはできなかった。今回の独自の入試が、どのような結果になるかはまだ明らかではない。今年度の受験倍率は、昨年度と殆ど変わっていないようであるが、受験層が変化しているとの指摘がされている。特に注目したいのは、独自の入試を行ったことよりも、学区外からの入学が大幅に（50%までに）認められたことである。これだけ学区外の枠が広がると、学区そのものが殆ど有名無実になりかけていると言ってもよいであろう。しかも、それは名門校の復位を目指す為には、的確な措置であったと言えよう。

既に述べたように、かつて日比谷高校が進学校として名声を誇っていた頃、その学区内での小学校や中学校では、事実上の越境入学が横行していた。都心の麹町地区は、行政や企業の管理機能が集中している地域であり、この地域に居住する人口は減少を続けていた。麹町区（千代田区の前身の区の一つ）の人口のピークは、1923年の関東大震災の直前であり、その後はその人口を上回ることはなかった。それでも、小学校と中学校には一定の生徒が越境入学で集まっていた。最大の理由はそこが進学で有名な高校の学区だったからである。その魅力がなくなってしまうと、越境してこの地域の小学校や中学校に入学する生徒数は激減し、小学校の統合・再編が話題を呼んだこともあった。今回の学区外からの入学枠の拡大は、こうした基盤の変化に対応したものである。

6. 私立校と公立高校

かつての都立高校のいくつかが進学校の座を滑り落ちたのは、「学区」の状況が変化したためではなく、入試制度を変更したためであった。その後、入試制度を改善したものの、元の名声を取り戻すことはできなかった。その後「学区」内の人口が激減したことでも、当然影響している。今回、日比谷高校が「学区」の壁を殆ど取り去った形で入試を行ったのも、実質的な「学区」の拡大の効果をねらったものということができる。

しかし、状況の変化は別の所にも生じている。一部の私立高校が、大学進学で確固たる地位を築いてしまっているからである。中学生を全国から集めて実績を残している私立校が沢山ある中で、公立高校が大学進学で優位に立つことは容易ではない。東京都の中学生は、既にかなりの部分が私立中学校に流出してしまっている。これらの私立校は、カリキュラムの面でも公立校にない自由度があり、多くは中高一貫教育のメリットを充分に活用できる立場もある。高校入試の段階で、高校の優劣を競うのは手遅れな感がなくもない。都心部のような私立校との競合の激しい地域の公立高校は、私学との対抗は容易ではない。神奈川もその例外ではなく、近年は私立校の一部が明らかに公立高校を進学の面では圧倒する勢いである。学校5日制の完全実施に伴う各種の条件の変化も、公立には不利に働いているようである。

こうした状況の下で、はたした保護者が新しい公立高校の試みに子どもの将来を賭けることになるかは極めて疑問である。今年度の競争率が昨年度と殆ど変わらなかつたことは、このことを裏付けているようである。

一方で、首都圏の一部中核都市や人口増加の著しい地域にある公立高校が、着実に力をつけている点により注目したい。私立との競合もなく、中学生数も増加していることがその基礎にある。

7. 私学との競争は愚挙

学区を考える際のもう一つ留意しておきたいのは、新しい中等教育学校である。この中高一貫の公立学校は、まだ発足して間ないので、それ程沢山の設置例はないが、中長期的にどのようにしていくのか注目したい。この場合の学区は、実質的には中学校の段階で決まるからである。しかも、ここでは、少なくとも生徒を集める時期は、公立と私立とが同じ線に立っているからである。

ところで、公立高校は、大学進学で私立高校と競争しなければならない理由は全くない。スタート時点も、生徒を集める範囲も異なり、しかも自由なカリキュラムで授業をしている私立高校とは、競争する条件がまるで差があるからである（私学の保護者の莫大な経済的な負担は今は問わない）。

公立高校は、高校教育をきっちりと行えば、その先の大学進学については、個々の生徒の努力に任せるべきであって、受験指導に過剰に傾斜する必要はない。私立高校の大部分は、実はその教育内容の面でも、従って進学の面でも、平均的に公立高校よりも実績は低いのである。ごく一部の私立校の受験の結果だけを気にして、学区を拡大したり、有名無実にするような試みは愚挙と言えよう。過熱する受験競争には、大学側の入試改革等も大切である。

大学でも、これまでの学力に偏ったテストによる選抜だけではなく、様々の方法での入学者の受け入れが必要ではないかと考えている。これまでの大学は、に入る時には厳しくしていたが、入学後は卒業までの学生の勉学には甘い対応をしてきた。こうした状況を改め、門戸は広く、出口は狭い欧米型の教育方針に転換していくことが大切である。最近増加している推薦入試と並んで、大学が入学希望者と数ヵ月かけてゆっくりと話し合いをして入学を決めるような方法が出来たら面白い。こうした入学者の選考は、受験競争の過熱を緩和する効果も期待できる。

（とみやま・かずお／関東学院大学教授）

実は歴史の宝庫だった教育会館周辺

副所長 岩澤政和



2年前、あることがきっかけで、タバコをやめました。そのためか、栄養の吸収がよく、体重がオーバーウェイトになり、「door to door」の自転車通勤に転換しました。2000年より、勤務が教育会館にかわり、健康維持の自転車を奪われ、体重オーバーの解消が困難になると恐怖感が襲ってきました。

昨年の5月、6月は通勤途中のJR横浜線の沿線にある鶴見川サイクリングロードを毎朝歩くことに決め、始めました。毎朝約40分の程よい散歩でした。野鳥の鳴き声、水鳥のはばたき、魚たちの泳ぎ眺めながらの通勤はなかなかよいと満足していました。しかし、夏の暑さや雨の日の苦労などで一般の道を歩くようになりました。

なにしろ、歩くことが極端に少ない仕事の上に、ストレスはたまつてくるという中で、毎日のリフレッシュタイムを作ることが何より大切です。若いころから、何かあると散歩をして、リフレッシュすることが身についていたことを思い出し、自分なりのコース設計を始めました。

その出発点は、教育会館のある戸部山の麓にある「願成寺」でした。というのはこの寺は幼稚園も併設しているのですが、何気なく通りかかったとき看板に「子は親の通りにはならない。親のするとおりになる。」という言葉が、書かれているのを見つけたのがきっかけでした。寺のことですから、日本の現世利益を追求した布教活動の一環なのでしょう。一人で歩いていると、この言葉でいろいろと取り留めのないこと考えて数分間の坂道の苦労を忘れさせてくれるのです。「これはなかなかよい」という第一印象でした。この言葉は1ヶ月に一回書き換えられますが、楽しみの一つになりました。

この寺から、丘を2つ越えるとJR桜木町駅です。

朝、桜木町駅を降り、横浜市立野毛動物園の山裾を回ります。「花咲町音楽通り」、この名も気に入って表札で確かめながら歩きます。やがて、もう20年も前になるだろうか、「オープンスペース」の教室を始めて作った本町小学校です。校門がない変わった造りとなっている、学校のエントランスに「瓦斯灯」が建っています。「日本最初の瓦斯会社がここ花咲町にできた。」と碑が建っています。

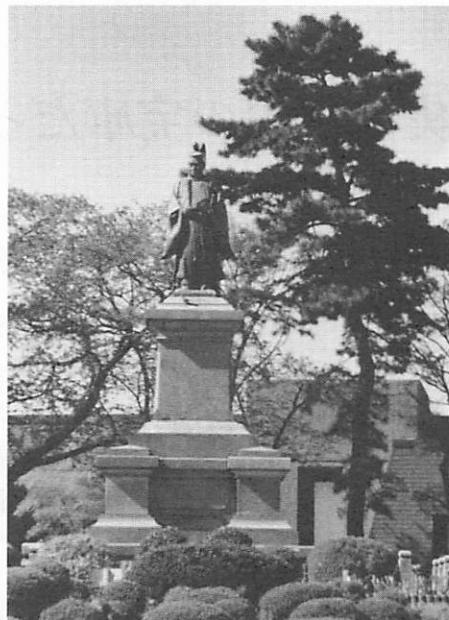
音楽通りを過ぎると、「紅葉坂」を登ります。紅葉坂の頂上に「神奈川県立青少年センター」があります。ここから後ろを振り返ってみると、巨大な「ランドマークタワー」が道一杯にそびえています。

この青少年センターは「幕末の横浜開港場周辺の行政を司った神奈川奉行所の跡に建設されたもので、明治になり、神奈川奉行所が県庁となり廃止された。」との石碑が建っています。

この青少年センターの裏手に「掃部山公園」があります。「かもんやま」と読みます。幕末の大老井伊掃部頭直弼ゆかりの地です。ここには地上10メートルを越す井伊直弼の銅像がMM21地区を見下ろしています。側にある石碑には次のように刻まれています。

安政五年（一八六八）
日本近代に先駆した大老井伊掃部頭直弼は
よく内外の激動に耐え
機に臨み英断
日米修好通商条約を締結した
安政六年
ここに横浜は
未来に発展を予見するかのように
世界の海洋に向かって開港した

明治十四年（一八八一）
 井伊大老を追慕する彦根藩士有志により
 開港に際しての功績を顕彰するため
 記念碑建立の計画をたて
 明治十七年この地の周辺の丘を求め
 掃部山と称し造園を施し
 明治四十二年（一九〇九）
 園内に銅像を建立しこれを記念した
 大正三年（一九一四）
 井伊家より同地並びに銅像を横浜市に寄贈
 掃部山公園として公開された
 ここに平成元年を以って
 市政一〇〇周年
 開港一三〇周年を迎える
 これを記念してこの碑を建立した



そびえる銅像を見上げ、幕末の井伊直弼の最期を考えるとき、「彦根藩士の気持ちはどうであったろうか。」と想像を掻き立ててくれます。以前、琵琶湖畔の丘の上に立つ彦根城を訪れたとき見渡した琵琶湖の広さを思い出すこともできました。周りの小道はうっそうとした木立に囲まれ、夏などは忘れていた森のひんやりとした空気の流れも感じることができます。途中の飯岡幸吉歌碑には次のように記されています。

まちなかに
 緑をたもつ
 掃部山
 ましてや虫を聴く夜
 たのしき

夏に茶の通人であった井伊直弼にあやかった茶会（虫の音を聞く会）を題材にしたものです。都会の真ん中で、淡々と詠んだ歌に趣を感じます。

掃部山を越えて、次は「御所山」です。この地名もなかなか想像をたくましくしてくれる地名です。ゆっくりと坂道を登っていくと、民家の間に「史蹟御所五郎丸之墓」の木柱が現れます。奥に石製の五輪塔が立派な祠の中に置かれています。毎日、掃除をしたり、花を代えたりしているようです。側に石碑があり、五郎丸会という保存会があり、毎年祭事を行っていると記されています。

五郎丸は建久四年五月二十八日、源頼朝が富士の巻狩をした夜、曾我兄弟の父の仇工藤祐経を討ち取った。その時兄弟を祐経の館に導き本望を遂げさせた後、弟五郎時宗を捕らえ頼朝に差し出した。実に勇と情を備えた武士の鑑である。当御所山の地名も御所五郎丸の名よりつけられたものである。.

この石碑を読んでいるとき、近くの女性が拝みにやってきました。五郎丸の子孫でしょうか。それとも亡くなった五郎丸は神様になったのでしょうか。

御所山の交差点を渡り、西区役所を右手に見ながら、西前商店街までくると、願成寺に着きます。ここから、「願成寺坂」を登ると教育会館に着きます。

桜が満開になった3月下旬、ふと境内に入って見学をしようと中に入り、いろいろ見て回りました。門の右手には「日限地蔵尊」三体が安置されています。藤棚停留所辺りと願成寺、岩龜横丁にそれぞれ昔

からあったものが、関東大震災で焼けたのち、願成寺にまとめて置かれることになったものです。言い伝えによると、「お地蔵様に願いをかけ、日を限りお祭りすることで願いがかなう。」ことから、願成寺ということです。

門の左手に、横浜市教育委員会の表示板があったので、読んでみると大変興味深い記述があるのでご紹介します。

墓地には、外国人を殺傷して戸部刑場で処刑された清水清次・間宮一（一八六四年に起きた鎌倉事件の加害者）、亀吉（小亀）（一八六六年に起きたフランス水兵殺害事件の加害者）の墓があります。この先の坂は「くらやみ坂（暗闇坂又は鞍止坂と書く）」といい、一八五九年開港とともに取り締まり上重要として設けられた関門がありました。

また、くらやみ坂脇には牢屋敷が建てられ処刑場も設けられました。

現在は平和な横浜で最も高齢化がすんだ静かな住宅街です。一四〇年ほど前は、随分と歴史に関わった場所であったことが解ります。このくらやみ坂については、一九九三年に島田荘司作「暗闇坂人喰いの木」という推理小説がでていて、最近講談社文庫版のものを読み、想像をたくましくさせていたので、このくらやみ坂だけで数ヶ月リフレッシュできることとなりました。

小説では、この「くらやみ坂」を以下のように書いています。

横浜という都市は今でこそ「みなとみらい」計画などで非常に近代的かつ国際的な都市の資質をますます身につけ始めているが、一九八四年のあの頃は、街そこそこに、まだまだ素朴な地方都市のそのままのありようを見せていました。

そんな中でも京浜急行戸部駅の南西にあたる暗闇坂の周辺はその傾向が強かった。伊勢町に向かって上がる、やや急で長い坂道に昔からこの名前がついているのだが、この不気味な名の由来については定かではない。……（中略）……江戸の頃この坂の上に牢と刑場があったと聞けばこの奇妙な名の由来も納得がいく。刑執行後は、台上に晒し首が並んだ。ここは罪を犯した者が集められ、いっとき留め置かれ、冥土に送り出される、地獄の闇へのまさに入り口だったのである。

江戸の昔、昼なお暗いこの坂道に立ち止まり、耳を澄ませば、坂上の牢から、現世の悲惨さを呪う罪人の呻き声やすすり泣きの声が、たいてい聞こえてきたという。

こうなってくると、どうしてもこの「くらやみ坂」を探し出さなくてはなりません。探し出して、小説の記述と比べ、また横浜市教育委員会の記述を確かめなければならなりません。

数日後、「くらやみ坂」を発見したときの喜びは近年にないものでした。「くらやみ坂」という石碑の後ろには、祠があり、コンクリートで埋めた井戸の上には古くはなっていたが、花まで活けてありました。

最近は、この朝の散歩ルートも少し色あせてきたので、時間の余裕をみて、路地を探り始めています。歴史とミステリーにあふれた教育会館周辺を調べ尽くすのに何年かかるのでしょうか。一度教育会館周辺ツアーを計画したいものです。

（いわさわ・まさかず）



文化としての「欲求のコントロール」

研究評議員 林 洋一



最近の大学・短大等の授業風景をみると、携帯電話や PHS（以下、携帯電話）を机上においている学生が少なくない。机上に置いていなくても所持している学生は非常に多く、私の所属している大学では、学部も大学院もほぼ100%である。つまり、携帯電話を持っていない学生を捜すことが難しい。ただ、メール機能は全員が使っているわけではなく、おおむね半数程度である。

数年前、授業中に携帯電話を使用していた学生を注意したところ、「漢字がわからないので、携帯の仮名漢字変換機能を使って調べていた」との答えが戻ってきた。別の学生に「なぜ携帯を机上においているのか」を尋ねたら、時計を所持していないので時計代わりに使っているという。これらの答えは虚偽とは思えなかつたので、それ以来、携帯電話を机上においているだけで注意することは取り止めにした。しかし、中には明らかに授業中にメール・チェックをしている者がいるようである。

電車の中での携帯電話の使用風景は、メール機能の普及によって大きく変わった。あいかわらず大声でしゃべっている人には中高年者が多く、若い人はメール・チェックとメール作成に励んでいる。私は以前から携帯電話を所有しているがメール機能は使っておらず、使う気もない。限られたキー操作で文章を作成するのが、非常に面倒だからである。したがって、混雑した電車の中で巧みな指使いでメール作成している人を見ると、ある意味で「尊敬」してしまう。神業のごとく高速で文書を作成する能力は、驚嘆に値するからである。

ところで、電車の中といえば、年代を問わず飲み食いをしている人が増えている。夏期には、ペットボトルで水・お茶・ジュース等を飲んでいる人が目立つ。駅の中のコンビニが増えたせいか、ハンバーガーやおにぎりばかりでなく、弁当を食べている人が多くなった。中には、立って弁当を食べている人までいる。

数年前に「ジベタリアン」という言葉がはやった。電車の中でも階段でも駅のホームでも、辺り構わず座り込んでいる若者たちを指す言葉であったが、これも今や普通の風景になり、誰も気に止めなくなってしまった。かつて、Gパンやロング・ヘア、髪の脱色や染色は若者の大人への抵抗のシンボルだったがそれがすっかり日常的な風俗になり、大人の世界にまで広がっている。ピアスや指輪をしている男性が増え、それだけで奇異の目で見られることはなくなった。そういう公園や川縁の段ボールハウスが増えているので、衣・食・住の全てにおいて、「自由化」が進んでいると考えることができるのかもしれない。

段ボールハウスは別として、これらの行動には共通点がある。他者の存在を「全く気にしない」ことであり、それと同時に、自分の欲求の「即時の満足」を求めることがある。そのときに自分がやりたいことをするのは当然であり、また、それはやってよいことである。つまり、自然な欲求を我慢する必要など全くないと思っているのであろう。

考えてみれば、動物に欲求の満足を遅らせる訓練をすることはなかなか難しい。たとえば、イヌでは「待て」と命令すれば餌を食べるのを待たせることができますが、ウサギやネズミでは、それは困難である。インコやカナリヤにそのようなしつけをする人はいないし、排泄の場を一定にするトレーニングを鳥類に試みた人は聞いたことがない。つまり、生理的欲求をコントロールすることは多くの動物にとって非常に難しいのである。

生理的欲求は動物が生きるために必要なものであり、それが満たされなければ個体は死ぬ。したがって、餌や水、あるいは異性に対する欲求を抑えることはしないようにできているのかもしれない。ルネッサンス以降、自然な欲求をそのまま表現することが「人間らしい行為」と考えられるようになったが、それはある意味で誤りである。欲求を必要に応じてコントロールすることが、新皮質系が発達した人間の特徴な

のである。たとえば、「不倫は文化だ」と言った俳優がいるが、実は「不倫を押さえること」が文化なのである。

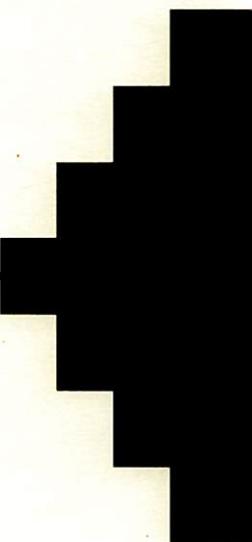
現代社会は、人間の欲求や欲望を刺激し続けなければ存続できない。そのために次々と新しい商品を誕生させ、それが人々の欲求を煽る。たしかに「社会の発展」にはある程度までそれが必要なのかもしれないが、人生の質（QOL）を高めるために本当に必要なものは何かを、われわれは「精選」すべきであろう。本当のこころの教育とは、「自己の欲求を適切にコントロールすること」を学ぶことなのではないだろうか。

もちろん、子どもの教育においては、ただ欲求を押さえつけられよいというものではない。自分の行為が他者や自己に対してどのような意味を持ち、またどのような影響を与えるかを考えて行動するように向付けることが大切である。子どもの行動を頭から押さえつけて、ただ指示に従順に従うだけの存在を作ろうとするのは、もちろん誤りである。だが、同時に、世の中には無条件に従うべき社会的ルールがあることを学ばせることも必要であろう。

たとえば、「なぜ人を殺してはいけないのかわからない」という子どもからの問い合わせが、大きな社会的反響を引き起こしたことがあった。もしその答えがあるとすれば、「同種の個体同士が争っても、一方が負けたというサインを送れば負けた相手を殺さない」という動物に一般的な生得的プログラムを人間が持っていないからであろう。この背景には人間を含むサルの仲間に共通する脳の肥大化と機能の進化がある。それが最も極端な人間を、自然状態のままに放置すれば人間同士の殺し合いが多いが多発し、種としての存続が難しくなってしまう。そこで道徳や宗教という名の社会的ルールを作り、人間同士の殺し合いを抑制しているのである。したがって、このルールには、無条件に従わなければならない。それも人間が生み出した「文化」なのである。この文化は、世代を越えて適切に伝達される必要がある。換言すれば、親は子どもが幼い時期に「人間同士が殺し合ってはならない」ことをはっきりと教え込まなければならない。そしてもしこのルールを破った場合には、厳しい社会的制裁があることを明確に伝えるべきなのである。

(はやし・よういち／白百合女子大学教授)

II 教文研活動報告



20年の歴史を、着実に前に進めよう

所長 森 澄



2000年度は県教文研20周年の年にあたる。この大きな節目の年を画するように、県教文研が推進してきたそれぞれの研究計画は区切りのまとめを行った。

教育課程・方法研究委員会は、新しい教育課程が2000年4月から移行措置に入るのに合わせるよう「かながわの総合学習ヒント集」を5月に刊行した。また、11月には、「子どもたちに生きた学力をここまできたかながわのカリキュラム改革」をテーマに第14回教文研教育シンポジウムを小田原市保健センターを会場にして開催した。ここでは、横浜、平塚、南足柄の小・中学校での「カリキュラム改革」の実践が報告されるとともに、新しく神奈川県教育センターに設置された「神奈川県カリキュラムセンター」について担当者から話を聞くことが出来た。

外国语生徒の学習と進路調査研究委員会では、99年度よりの調査・研究を2001年3月に「外国人の子どもたちとともにⅡ 学習と進路の保障をもとめて」として刊行した。教育相談部は、現代における子どもの特徴的な問題状況をキーワードで抽出し、それらについての解説と関連情報を載せた「相談室の窓から 教育相談キーワード20」として2001年3月に刊行し全組合員に配付した。また「神奈川県教育文化研究所二十年史」も2001年3月17日の二十周年祝賀会に刊行・配付することが出来た。

1996年の夏、中央教育審議会が第一次答申を発表し、その中で、「生きる力」を育んでいくためには、「横断的・総合的な指導を一層推進し得るような新たな手立てを講じて、豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効である」と述べ、新教育課程の中に、新たに「総合的な学習の時間」を設けることを提言した。以後、「総合的な学習」は、従来の教育課程にはない新しい教育活動として注目され、議論が高まり、実践研究に向けた動きが大きなうねりとなって各地に広がっていった。県教文研の取り組みもその流れの中にある。新教育課程は2002年4月より本格実施であるが、カリキュラムセンターの具体的な活動を含めて「かながわにおけるカリキュラム改革」をこれからも追究し続けていかなければならない。

「外国人の子どもたちとともにⅡ」は、対象を中学生にしづり、①学習の状況とその進路についての実態を知ること、②進路において彼等の出会っている問題を明らかにすること、③それらに基づいてカリキュラムや高校入試のあり方、学校と地域のサポート体制に検討を加えること、を調査研究の課題とした。国際教室担当教員の配置されている県下の38中学校の同担当教員とそれ以外の教員の全員と若干名の指導主事を対象にアンケート調査を行い、693名の回答を得た。またそれ等の学校に学ぶ外国籍の子ども約20名に学習と進路についての意見を直接に尋ねた。地域で学習支援活動をしているボランティアへの聞き取りも行った。まとめでは16項目にわたる具体的な提言も行っている。2001年度には、この冊子を資料として、何回かの研究会をもつべく検討している。

「教育相談キーワード20」は、今日的な子ども状況を象徴するような問題を取り上げた。これで「型」が出来たので、これからは数年を経てキーワードと関連情報を見直し、更新すべきは更新し、時代に適合した内容に改訂した新版を出す、出し続けたいと願っている。

「二十年史」では県教文研の二十年の足跡をたどった。これからも県教文研の歴史が着実に積み重ねられるよう努めていきたい。

(もり・きよし)

神奈川県 教育文化研究所の活動



研究部

研究評議員 府川 源一郎

カリキュラム総合改革委員会

1. カリキュラム総合改革委員会の発足

2000年の4月から、研究部に置かれていた二つの委員会が統合され、新しい委員会が発足した。それが、カリキュラム総合改革委員会である。昨年までは、第一研究部「教育課程・方法研究委員会」と第二研究部「教育政策と学校づくり研究委員会」が置かれていたが、今年度は両委員会のメンバーの交流を図り、神奈川県の教育をより具体的に考えていくために、新委員会が設置されたのである。

メンバーは、富山和夫、宮島喬、黒沢惟昭、市川博、木谷要治、府川源一郎、高橋和子、広瀬隆雄、浅見聰、稻川英徳、山田和秀、長裕輔、石井延幸（黒沢功）、堀義秋、岩田裕之、高田義仁の16名である。そのうち、稻川氏以下の7名は、各地区教組から選ばれており、各地域の実態の報告や情報の分析を、会議に持ち寄っててくれる。同時に、ここで話し合ったことが各地域へ還っていく。神奈川の教育を考え、それを推進していくための格好の布陣だといつていいだろう。

ところで、この委員会で考えていかなければならない問題は、幅広く、また多岐にわたっている。本年度は、流動する教育状況を分析しつつ、これからの方針を見定めていくことを大きな目標とした。

2. 2000年度の活動報告

(1) 4月15日(土) カリキュラム総合改革委員会今年度の活動について

今年度から新しく発足した本委員会の方向を探るために、現状を報告し合った。日教組では、21世紀カリキュラム総合改革委員会が報告集を出した。そこでは地域カリキュラムセンターの構想が示され、神奈川県でも教育委員会の主導で、神奈川カリキュラムセンター設立の動きがある。こうした流れと連動した下からのカリキュラム創造の重要性とそれを支援することが本委員会の責務であることが確認された。

(2) 5月20日(土) 福島三春町の「学校ルネッサンス」ルポ／黒沢惟昭

黒沢氏がレポーターをつとめ、放送大学で放映された番組を視聴した。今話題になっている三春町の教育改革の様子がよくわかった。また、そこへ何度も取材に行った黒沢氏から、地域の特色の説明と学校建築とドッキングさせながら進めてきた三春町の教育の理念についての補説があり、神奈川の教育改革に生かすことのできる視点は何か、について話し合った。なお、このビデオは、教文研事務局に常備し、借り出すことができるようになった。

(3) 6月17日(土) 教育課程を考える・戦後の国語学力／府川源一郎

戦後の国語学力についての論議の推移について報告があった。コアカリキュラムが各地で盛んに行われた後、学力低下の声とともに急速に終息してしまったカリキュラム改革論議の経緯は、ある意味で今日の状況と重なるところがある。「新教育」といわれた戦後の教育改革の理念とそこでの成果を振り返って、あらためてそれを位置づけなおす必要性がある。

(4) 7月15日(土) 学校に求められているもの・教育相談そして地域の立場から／浅見聰

「学校」を疑うところからカリキュラムの問題を考えるべきだろうという浅見報告は、重要な問題を提起していた。教育相談では、従来の学校の枠組みから排除されている方々からの相談が多いという実例の紹介も、考えさせられる問題を含んでいた。さらに、マイノリティーの子どもたちを支援するカリキュラムの必要性が話し合われた。

(5) 9月9日(土) 各地区カリキュラム改革の現状報告

神奈川県下の各地では、どのような取り組みが進められているのか。それを報告し合った。とりわけ「総合的学習の時間」がどこでも話題になっているようで、横浜、川崎からは先進校の紹介があり、地域に根ざした学校改革が進んでいることがわかった。一方、三浦からは小中学校の教員のアンケートの結果が報告され、小学校では半数の学校が改革に着手し、授業時間のモジュール化やノーチャイムなどに取り組んでいること、中学校でもかなりの学校が「総合的学習の時間」を意識した取り組みをしていることが報告された。湘南、中、湘北でも、それぞれの取り組みは若干異なるが、2002年度に向けて、教育現場が大きく変わろうとしている様子がうかがわれた。

(6) 10月14日(土) 新教育課程と情報教育／広瀬隆雄

文部省の考える「情報活用能力」についての検討を行った。また市場に氾濫している「総合的学習の時間」を当て込んだ教育書を紹介し、それらには情報活用能力とは何かという問い合わせが欠けていることを批判した。さらに、情報教育の問題点を、人材、情報格差、個人情報の保護という観点から整理して検討した。なお、神奈川県が進めている「県立教育センターにおけるカリキュラムセンター」の構想の中に見られる、コーディネーター、コンサルタント、アドバイザーなどの用語の概念規定の曖昧さについても批判がなされた。

(7) 12月2日(土) 教員養成カリキュラムの開発について／高城 忠

東京学芸大学で進められている「教員養成カリキュラム開発センター」のセンター長である高城氏から、その理念や計画の進捗状況について報告があった。当該施設は、教員の資質として求められるカリキュラム開発能力を支援するために設立された。ようやく専任の教官も着任し、仕事が始まったばかりだという。情報の発信基地としてのデータベースの作成や、現職教員再教育のプログラムなどが用意される予定だと構想が話された。

(8) 2月17日(土) 全国教研分科会報告／岩澤政和

日教組教育研究全国集会で論議された教育改革論議を報告してもらった。主として「教育課程づくりと評価」「総合学習」の分科会の論議が報告された。ポイントの一つは「子ども参画の重要性」ということであり、自治的諸活動を含めて、カリキュラムづくりにどのように子どもを参加させるかが問題になった。またもうひとつのポイントは「地域の力をどのように取り込むか」ということである。こうした観点は、神奈川の教育改革にも生かしていく必要がある。

3. 今後の課題と展望

さまざまな観点からの報告を受け、今、神奈川の教育が大きな転換点にあることを確認することができた。こうした一連の動きの中で、戦前回帰の運動や、国家主義的な傾向の主張も目に付くようになっている。あらためて、一人ひとりの子どもたちを民主的な市民に育て上げるためのカリキュラムを創造していくなければならないゆえんである。本委員会もその努力をし続けていかなければならない。

(ふかわ・げんいちろう／横浜国立大学教授)



特別研究部

研究評議員 宮 島 香

「外国籍生徒の学習と進路調査研究委員会」活動報告

調査研究を終えて

昨年の5月～8月の、県内の外国籍児童生徒のための地域学習室（8教室）への聞き取り調査を最後に、私たちのすべての実態調査を終了し、そのまとめに入り、本年3月、報告書『外国人の子どもたちとともにⅡ——学習と進路の保障をもとめて』を公刊することができた。ほっとしているところである。

この2年間における外国籍の子どもたち、指導者の方々、その他の関係者の方々との出会いは、いずれも刺激に満ちたものであり、「そうだったのか」と教えられることが多く、今にして思うと非常に貴重な経験だった。調査に、また報告書の執筆に、生徒の指導に直接携わる中学校の教諭の方々に参加していただいたことはとてもよかったです。上記報告書におけるこれらの先生方のレポートでは、生徒たちの視線から今の学校生活がどうみえているか、学ぶべき課題が彼らにどれほど困難な「壁」と映じているか、がきわめて具体的に描かれている。是非ともご一読をお願いしたい。

この2年間の調査研究で明らかになったことを、いくぶんランダムになるが、以下に記す。

教科の日本語の壁をどう乗り越えるか

在日韓国・朝鮮人を除いたいわゆるニューカマーの外国人の子どもの中学在籍者、高校在籍者の数が増えている。それだけ教育、学習上の問題が高学年化してきているわけで、中学課程の学習についていけるよう指導し、高校進学を希望する者にはその道が開かれるようにすることが当面大きな課題である。

これらの子どもが出会っている大きな問題の一つは、「教科の日本語」である。会話ではかなり自由に自分を表現できる子が、教科の時間になると言語のカベにぶつかり、ほとんど授業に参加できないという実態がある。むずかしい漢語の表現がかれらの理解を阻んでいるのは明らかだ（これは日本人の子どもにも程度の差はある、あてはまる）。そしてこれは国語や社会だけでなく、数学や理科の日本語についてもあてはまる。教科書や教材をやさしい表現に改める、漢字にルビふりを行うなどの改善が必要だろう。

滞在の年月を重ねるうちに自分の母語を忘れていく子どもも増えている。読み書きはほとんどできない、話すのもむずかしく聞き取るだけ、という生徒もみられる。日本に滞在し学習する上ではそれでなんら支障がないように見えるが、そうではない。母語をも動員しながら教科の言語の理解につとめるという可能性が失われるし、「自分はブラジル人」「自分はベトナム人」というアイデンティティにも搖らぎが生じ、家族との意思疎通もむずかしくなる。それゆえ、報告書の中では私たちは「外国籍生徒および保護者の希望を聞きつつ、母語の指導を実施すべきである」と提言している。

学校における国際学級および原学級での指導はもちろん大事である。しかし生徒一人一人の出身文化や進度に違いがあるのだから、マン・ツー・マンやチーム・ティーチングによるキメ細かな指導が必要であり、この点、ニューカマー外国人生徒在籍者のあまりに多い学校では、有効な指導体制が組めずに悩んでいる。私たちは「提言」において、国際教室担当教員の配置に関し「一校2名以内という枠を廃止し、実情に応じた配置を行う」ことを強く求めている。

進学の保障のために

そして現状では、種類を異にするさまざまな学習上の課題や要求をかかる子どもたちに学校だけで対

応することは無理があり、ボランティアの手で運営されている地域の学習室の役割が無視できないものとなっている。学習上の分からることを自由に尋ねることができ、高校進学についても生徒の実情に応じてアドバイスし、指導もしてくれるこうした学習室の存在意義が、私たちの調査でも確認された。これら学習室と学校との連係、学習室の運営への自治体のサポートが今や必要ではないか、と私たちは考える。

ニューカマーの子どもたちの高校への進学は、神奈川県では、進学先の高校を選ばなければ、なんとか可能だといわれる。事実、彼らの進学率約40%と推定されるなか、多くの生徒は、「行きたい高校」ではなく「受け入れてくれる高校」に進むのであり、定時制高校や、定員のなかなか埋まらないような高校に進んでいるのが実情である。調査委員会では、日本語力の限界ゆえに十分發揮されないかれらの能力を適切に評価する入試方法の検討、いわゆる「進学校」も含めてあらゆる高校での外国籍生徒の受け入れ、あまりにも少ない「外国人特別募集」枠（神奈川総合高校、ひばりが丘高校で各10名）の拡充などを、必要な改革と考え、これを提言している。

彼らの置かれている条件への理解を深めて……

それにしても、ニューカマーの生徒へのインタビューを通じて私たちが強く感じたことは、かれらが日本人生徒とは違い、親たちの移動に伴って訪れるようになった“異文化”の地で、将来の滞在プランもさだかではない不安定な状態でさまざまなハンディを負いつつ生活し、学んでいる事実である。表だったいじめや排斥は訴えられていないが、ないわけではなかろうし、疎外感は言葉の端々のいたるところで表明されている。

こうしたかれらの置かれている状況への理解がまず第一に必要である。次いで、かれらを励まし、サポートする態勢を、学校、教員、生徒、地域社会、行政、ボランティアなどが協力しつつ、つくっていくことで必要であろう。それは、本調査委員会のメンバー全員が強く感じたところである。

(みやじま・たかし／立教大学教授)



事業部

前研究評議会議長 金 原 左 門

カリキュラム改革をめぐって

今年度の事業部の部会で話題になった論点は“カリキュラムセンター”についてであった。もっとも、このセンター構想については、以前から県教文研の独自の事業としてあれこれ議論してきたことはあるが、ここにきて話が煮つまってきたのは、この問題について文部省が腰を上げ、神奈川県立教育センターが7月のはじめに小泉秀夫（横浜国立大学）氏を会長とする設立協議会をスタートさせたからであった。

県立教育センターが“カリキュラムセンター（仮称）”を2001年春に開設することはその後『神奈川新聞』（2000年8月22日付）に紹介され広く知られるところとなった。このように、県立教育センターが“センター”設立のお膳立てをするまでには、神教組をふくめ県下の教育機関、組織と懇談の機会をもち準備を積み重ねてきたと聞いているが、神奈川の地で国や他府県に先駆けて、神奈川独自のカリキュラムや学習教材を開発したり、新しい教授法や特色のある学校づくりの研究を進めようとしていた事態は注目してよい。その構想の背景には、2002年度から小・中学校でその翌年より高校で完全実施される総合学習に示される教育改革があることは事実であるが、狙いとする機能はすこぶる多方面にわたっている。

県立教育センターの「県立教育センターにおけるカリキュラムセンター機能の整備について」という素案をみると、具体的にはカリキュラムに関する研修や調査研究、情報の収集と提供などをおこない、学校づくり、学習指導などについての学校や教職員への助言・支援をはじめ、父母や地域住民などの学校運営への参画についての応援をおこなうとある。これは、“カリキュラムセンター”的機能についての範囲と考えかたであり、この機能にもとづいて教育センターは、それぞれの市町村で特色的な教育実践・実践研究の成果などを広く普及し、情報交流を促進することを心がけている。素案の基調には、小・中・高校の改革を促進しようとする意欲に溢を読みとることができる。

その狙いは、児童・生徒たちが自ら考え、主体的に判断し行動する能力を身につけ、「他者感覚」をもった豊かな人間性を培うという「生きる力」を育成することに置いているかのようである。この課題は、現在における公教育の場での人間改革の第一歩で、この人間改革こそは、個性的な学校づくりの前提である。

ということで、わたしたちは、県立教育センターの“カリキュラムセンター”づくりの動きに関心をもちながら、これまで県教文研のなかで積み上げてきた総合学習とカリキュラム編成との課題をどのように展開していくかをリアルに検討していくかなければならなくなつた。

こうしたなかで、県教文研として恒例の教育シンポジウムの共通テーマにカリキュラム改革の全般についての問題をかかげることにした。なかでも争点になるのは、総合学習と各教科との結びつきについてである。そこで事業部では4つの事務局案、すなわち「どう考え、どう創る神奈川（かながわ）21世紀のカリキュラム」、「21世紀目前英知を結集したかながわのカリキュラム改革」、「子どもたちに 生きた学力をここまでできた かながわのカリキュラム改革」、「『教科学習』と『総合学習』のゆれうごき 今考えるかながわのカリキュラム」を検討し、このなかからキャッチフレーズを決めることにした。

採択されたテーマは、3番目の「子どもたちに 生きた学力を ここまでできた かながわのカリキュラム改革」であった。こうして、第14回教文研教育シンポジウムは2000年11月18日、小田原市保健センターでおこなうことになった。主催は県教文研、共催は西湘地区教文研で、後援は県教育委員会、小田原市教育委員会、神奈川の教育を推進する県民会議、県高等学校教育会館教育研究所である。シンポジストには吉田豊香（県教育センター）、島田優（横浜市立本町小学校）、小山紳一（平塚市立大野小学校）、飯島俊幸（南足柄市立足柄台中学校）の4名をお願いし、コーディネーターは府川源一郎（横浜国立大学）研究評議員がつとめることになった。

このシンポジウムの目指す目標は、数年にわたってとりあげてきた教科教育の編成の重点の置きかたとか自主改革の視点を受け継ぎながら、昨年度の総合学習についてのシンポと連動させてカリキュラム改革についての全般にわたる問題点を洗いだそうとするものであった。シンポの目的は達せられ、成果をあげることができたと思う。いずれ、ブックレットにまとめるので、ぜひ一読願いたいと思う。

「二十年史」の刊行

一昨年初春にスタートを切った県教文研の『二十年史』の編集委員会は、2000年4月に事務局の人事異動にともない、従来の稻垣卯太郎、伊藤博彦、浅見聰、谷口隆、榎本重次、滝沢博、金原の7名にくわえて、新しく森澄（所長）、岩澤政和（副所長）、金子進一郎（事務局長）の3氏が参加し、計10名となった。この前後から編集委員会は、編集プランを具体的に調整し修正していく作業にはいっていった。

もっとも、この間『二十年史』の「IV資料」の「年表」については、稻垣委員のもとで作成済みであり、「県教育文化研究所の足跡」にかんしては稻垣・谷口・榎本・滝沢の4委員の手で相互に連絡をとりあい原稿を読みまわしながら草稿をまとめつつあった。今回の「年表」は『十年史』の1980年から90年にかけての「年表」の部分をカバーしながら文字どおりこの20年間における教文研の足どりを記録することができた。また、「県教育文化研究所の足跡」は、稻垣委員のほかに3人の元・前事務局長が90年代の県教文研の活動の中核に坐わり等分するかっこうでその役割をバトン・タッチしてきた経験者であるだけに、ここから1990年代において県教文研が試みてきたユニークな活動の全貌をとらえることができた。

『二十年史』の編集作業は、締め切り時よりはるか前にこの2つの原稿がほぼできあがっていたので、『十年史』のときとくらべて、ゆとりをもって進めることができた。このころ、編集委員会は、前もって決定していた刊行スケジュールを確認した。すなわち原稿の締め切りは9月として11月一杯に初校をだし、年内に初校をあげる段取りをとることにしたのである。その後、9月16日付のわたしのメモ書きによると、締め切り前にかなりの原稿が事務局に届き、見通しがついたことが、編集委員会をリラックスムードに導いていた。というのは、すでにのべたとおり、『二十年史』のストーリーの骨格をなす「県教文研の足跡」と「年表」ができあがっていたから、「IV子どもと教師をとりまく教育環境」と「V教育相談と社会・世相」の原稿内容の整合性についてことさら心配する必要がなかったからであろう。

ところで、編集委員会の席上でしばしば議論の的になったのは、『二十年史』のプランを練りあげていくにあたり、『十年史』とくらべてどこが異なるのか、という点であった。わたしは、宮島肇所長・研究評議会議長のリーダーシップの下にあった80年代後半までの県教文研は、民主的な教育改革を目指し神奈川県らしい教育の場をつくりだすアイディアを提供しようと試行錯誤の道をたどっていたとみている。その試みはリアリティをもち、以後の県教文研の活動の栄養になっていた。この活動の時代をクッションにしてこそ、90年代の教文研は、県レベルでは三次にわたる機構改革を進めることができたのである。この事情は『二十年史』のIIであきらかにしている。そして、機構改革があったからこそ、県教文研としては、時々の教育問題に対処し、改革の理想の線をにらみながら活動を積み上げることができたのではないか。それから、80年代と90年代のもう一つの差異は、地区教文研が7地区ともユニークな活動をくりひろげ、その成果を蓄積したことである。『二十年史』で、地区教文研の活動を独立して取り扱っている事が、それぞれの活動の充実度を告げている。『十年史』と決定的な違いである。

2001年3月17日、県教文研の事務所のある神奈川教育会館で、ささやかながら県教文研20周年記念祝賀会をおこなった。『二十年史』刊行を祝してのパーティーでもあった。3月17日に合わせて『二十年史』を発行する作業行程は冒険ではあったが、森所長、金子事務局長を中心とする事務局の奮闘の結果、みごとに帳尻を合わせることができた。

と同時に、事業部も多少かかわりのある『外国人の子どもたちとともにII』と『相談室の窓から—教育相談キーワード20—』の二つの冊子も、当日送り届けることができた。

最後に一言。『二十年史』は、『十年史』とともに教文研の過去20年の記録であるが、同時に、本書を公教育の場で教育改革に取り組んでいく手がかりにしていただきたい。

(きんばら・さもん／中央大学名誉教授)



教育相談部

研究評議員 広瀬 隆雄

2000年度の教育相談部の主な活動としては、日常の相談業務に加えて、月1回それぞれ隔月ごとに開かれる教育相談委員会と相談員による調整会議、さらに夏休みに教職員向けに開催された「教育相談セミナー」、そして「教育相談キーワード集」の刊行といったものを行った。特に「教育相談キーワード集」は、相談部がはじめて刊行した小冊子で、日頃の相談活動の経験が生かされている。

なお2000年度から、今まで長年専任カウンセラーとしてかかわってきた内山淳相談員が退き、教文研初代研究員を経験された畠健一相談員が代わりに相談業務を担当することになった。また、相談部長も浅見聰相談員から広瀬隆雄相談員にバトンタッチされた。

1. 2000年度の教育相談の状況

2000年度の相談件数は、総計で297件（2001年3月8日現在）で、そのうち継続は、184件、新規は113件になっている。

相談内容の内訳をみてみると、不登校が58件（20%）と一番多く、次に障害47件（16%）、引きこもり33件（11%）となっている。ただしこの件数は、同一の相談者による継続相談の件数を含んだ延べ数になっている。

ここ数年の傾向として、相談件数の減少が顕著である。たとえば、98年度は459件、99年度は379件、2000年度は297件と、毎年20%前後減少している。その原因として、教育相談室のチラシをまく時期や方法の他に、行政機関による相談施設の充実、学校におけるスクールカウンセラーの導入による相談体制の整備、個々の教員の不登校に対する意識変化など、さまざまな要因が考えられる。悩みを抱えた人が減ること、あるいは他の相談機関を利用するようになることは歓迎すべきことであるが、多くの県民や教職員がもっと気軽にこの相談室を利用してほしいという願いもある。

2. 教育相談セミナー

今年度も昨年度に引き続き、「教職員のための相談セミナー」を開催した。第4回目である。テーマは、「引きこもりがちな現場をどうしよう」で、8月22日～23日の2日間実施した。参加者の人数は2日間で約20人。小・中学校の教員や地区教文研の人々が参加し、これに教育相談室の相談員6人がスタッフとして加わった。

第1日目の午前中に、山片正昭氏（横浜カウンセリングセンター理事長）による、基調講演「子どもと親と先生と会って思うこと」が行われた。横浜のスクール・スーパーバイザーの経験をもとに講演され、不登校の子どもや授業に参加できない子どもは、他の人とプレイできなくなった子どもである。こういう子どもには、個人的なプレイ場面を用意することが必要。その子の心をリラックスさせ、興味を持っていることを聞き出し、ときにはおしゃべりに興じること。指導熱心な教師よりも、子どもとプレイできる教師がいま求められている、といった趣旨の話がなされた。午後は、この講演を受けて、参加者が2つに分かれてグループ討論を行った。

第2日目の午前中は、参加者全員が集まり、「昨日をふりかえって、何が課題か出し合ってみよう」というテーマで全体会が開かれた。午後は、また2つに分かれグループ討論、その後、内山淳氏（前専任カウンセラー・元桜美林短大講師）による、集約講演「カウンセリングと私」、そして全体会によるまとめという形で締めくくられた。

今回のセミナーは、日程や人数の点で無理がなく、グループ討論でもゆったりとした話し合いができる

た。ただ、相談セミナーへの参加者の動機は年々多様化しており、日頃抱えている悩みについて話し合うというスタイルに收まりきれない部分も出てきている。

3. 「教育相談キーワード集」の刊行

もう一つ特筆すべきことは、「教育相談キーワード集」の刊行である。これは、教育相談に関わるテーマについて20のキーワードを選び出し、教育相談員が中心になって執筆した。選び出したキーワードは、ふだん教育相談で話題になることがらや重要と思える教育状況を主に取り上げた。またキーワードの解説だけでなく、その関連情報や巻末資料なども掲載した。

相談員が書き上げた原稿については、調整会議の場や相談委員会の場で検討が行われ、特に相談委員会のメンバーである心理学関係の専門家からの貴重な助言は、大変参考になった。このキーワード集は、主に学校現場の教職員に配布されるが、一つ残念なことは、日常の相談業務をもとにキーワードが選ばれているために、学校現場のニーズに直接応える形にはなっていない点である。また、関連情報や資料は、できるだけ最新の情報を掲載するようにしたが、あと2、3年経過したら、それらの見直しが必要になるだろう。

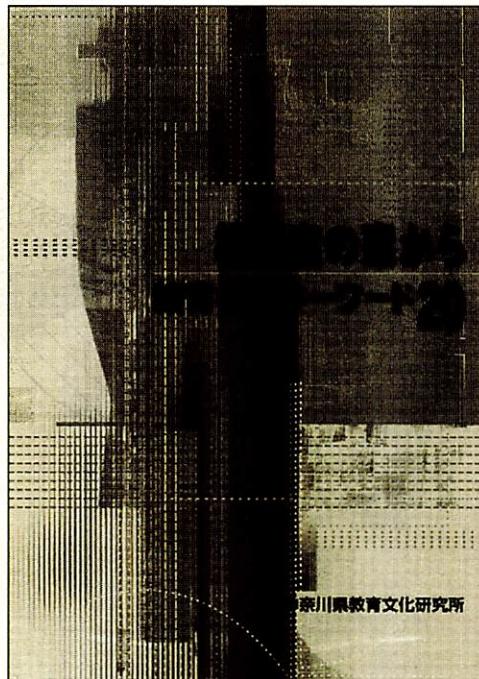
4. 教育相談委員会の活動

隔月ごとに行われる教育相談委員会では、教育相談内容の検討だけでなく、委員による話題提供も行われた。

2000年7月1日には、木下泰子相談員が「児童虐待をめぐって」を報告した。児童虐待の定義と分類、児童虐待防止に対するアメリカや日本の取り組みの現状を紹介し、虐待が子どもに及ぼす影響、虐待を招く親子関係、虐待への子どもの援助と親の治療のあり方などを指摘した。

2001年3月10日には、金井剛委員（横浜市大医学部附属病院）が「これからのお教育相談を考える」という報告を行った。話のポイントは二つあり、一つは「患者理解」のあり方、もう一つは「相談委員会」のあり方についてであった。相手の話を聞く態度についての注意事項や生育歴・家族歴・現病歴を聞くことの意味、さらに主症状と主訴とは異なるという指摘がなされた。なかでも「患者の訴えは現在の状況に彩られている」という指摘は、印象深かった。また、相談委員会については、批判的な意見のやりとりを忌憚なく行うこと、事例検討のあり方に関して、一つの事例を深く検討し、その他は浅くという検討のやり方が必要ではないかという発言があったが、今後の相談委員会のあり方に活かしたいと思う。

（ひろせ・たかお／桜美林短期大学教授）



教育相談状況

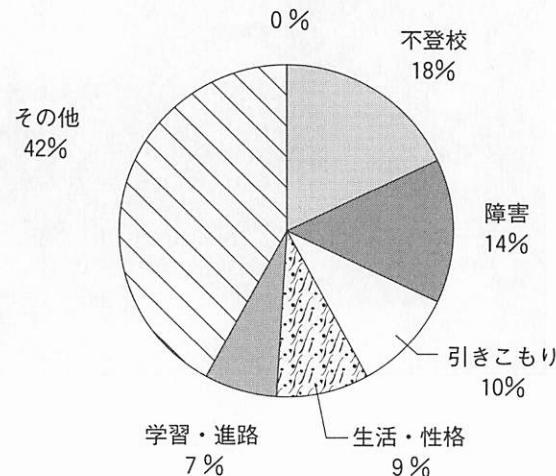
対象別・相談者別集計

2000年度 1年分（4月5日～3月23日）

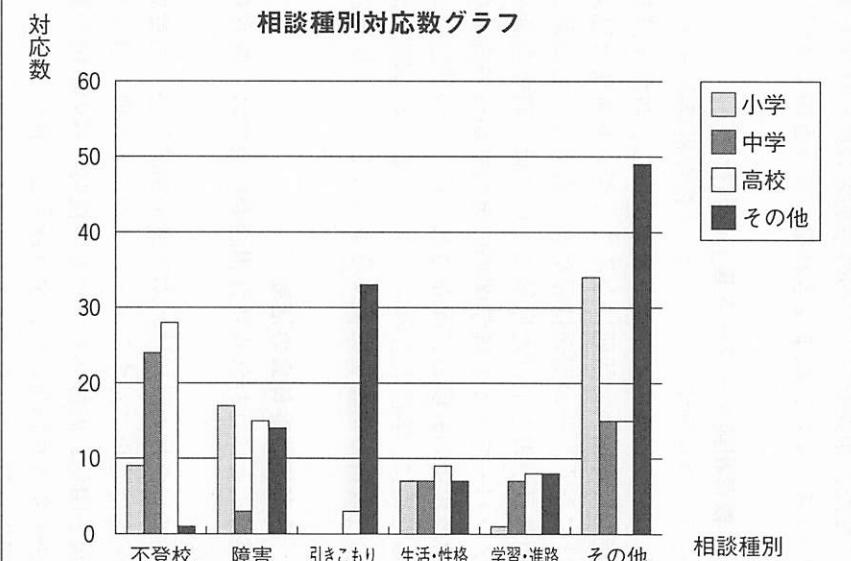
電話対応数	295	面談対応数	16	手紙対応数	2	総対応数	313
-------	-----	-------	----	-------	---	------	-----

分類	相談対象別					相談者別					
	小学生	中学生	高校生	その他	総合計	母	父	本人	教員	その他	総合計
性格・生活	7	7	9	7	30	10%	27	1	1	0	1
不登校	9	24	28	1	62	20%	59	2	0	0	1
学習・進路	1	7	8	8	24	8%	17	2	1	0	4
健康・発達	0	0	2	0	2	1%	2	0	0	0	0
障害	17	3	15	14	49	16%	37	0	8	2	2
いじめ	2	2	2	0	6	2%	6	0	0	0	6
対人関係	9	2	4	7	22	7%	14	0	2	6	0
問題行動	5	7	2	2	16	5%	10	1	0	4	1
引きこもり	0	0	3	32	35	11%	6	0	29	0	0
学校・教師問題	14	2	0	5	21	7%	18	0	1	2	0
家庭内問題	4	2	4	8	18	6%	10	0	1	1	6
その他	0	0	1	27	28	9%	2	0	19	7	0
合計	68	56	78	111	313	100%	208	6	62	22	15
											313
											100%

相談種別対応数グラフ



相談種別対応数グラフ



地区教育文化研究所の活動

横浜市教育文化研究所のとりくみ

はじめに

財団法人横浜市教育文化研究所では、事業部、研究部、教育相談部に分かれて活動を展開しています。事業部は、教職員、保護者、市民が教育問題を考える契機にと、教育情報誌の発行や講演会・映画会等を実施しています。研究部では、環境教育や女性問題の研究等を行っております。教育相談部では、教育相談活動の他、子ども理解に向けた多角的研究を進めています。以下、各部毎の活動を報告致します。

1. 事業部活動報告

(1) 出版活動事業

○ 教育情報誌「JAN」19号、20号の発行

当研究所の大きな事業の一つとして教育情報誌「JAN」の発行があります。教育界が現在抱えている諸問題を一つ一つ整理しながら広い視野にたって解決への道すじを提言しています。そのため読者に時の話題を中心に、身近な内容をやわらかい切り口で、わかりやすく表現し、「見る・読む・保存したくなる」教育情報誌をめざし現場の教職員をはじめ、広く教育関係者やPTA・市民に情報提供しています。

ア. 19号「スポーツ都市ヨコハマ」(00年夏季)特集2002年サッカー・ワールドカップに向けて「W杯横浜決勝戦の歴史的意義」を「中村俊輔選手」に語っていただいたり、「横浜F・マリノス選手による小学校巡回指導」を取り上げました。ワールドカップはスポーツ都市ヨコハマを生み出すのか、黒船来航をきっかけに、開港して140年余りが経つ今、国際的意識の先頭を切ってきた横浜市民のグローバリズム、オープン・マインドが今試されようとしています。また、「海外の環境教育に学ぶ」では、スウェーデン、オーストラリア、ドイツの国々の環境教育への取り組みを教科書を中心として紹介しました。



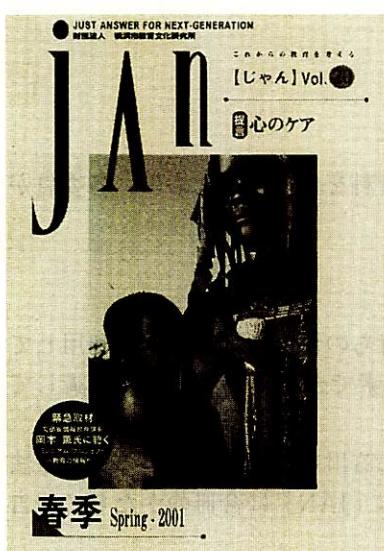
イ. 20号「心のケア」(01年春季)

特集「鼎談・心の健康を保つためのストレス予防」「動物で人の心は癒される」「障害児を招いての能舞台」を取り上げました。2002年、学校完全週五日制実施に向けて、現実の学校教育を巡って、様々な問題が取り沙汰されている中で教職員は過度の緊張にさらされています。元気な先生が元気な子どもを育てる、教師自らが健康でなければ21世紀を担う子どもは育たないので、その手立てを提言しました。緊急取材として、前文部省情報教育課長岡本薰氏を取り材し、「ミレニアム・プロジェクト」～教育の情報化～の意義とは何かを掲載しました。

(2) 講演会活動

○ 第9回市民に贈る文化講演会

浜教文研・市P連主催、市教委共催、神奈川新聞社後援で、



演題は「娘は宇宙飛行士」、講師は宇宙飛行士向井千秋さんの実母の「内藤ミツ」氏で、11月14日（火）に横浜市教育会館で開催しました。優しい語り口で、自身の貧しい子ども時代のことから、結婚して明るく行動的におおらかに4人の子育てをされた話、千秋さんの宇宙飛行士としての訓練中の話など「子どもは育てる」だけでなく、子どもが大きくなったら「子どもに親が育ててもらうこと」も大切である等々と話されました。

(3) 親子ふれあい映画会

今年度は、ろう者と聴者の監督が共同演出した笑いと涙の感動作「アイ・ラブ・ユー」を、10月7日南区公会堂を皮切りに2001年2月12日都筑区公会堂まで16会場23回上映し、延約9,000名が鑑賞しました。



(4) 地区行事

各地区で実行委員会を組織し、独自の企画で次のような事業を実施しました。

○ 講演会

6月27日 「今、総合学習を前に、教育における基礎・基本」

・講師：鈴木一策（國學院大學）

・会場：山内地区センター ・参加者：教職員約100名

11月22日 「ジェンダーフリー」

・会場：横浜市歴史博物館ホール ・講師：桂文也（落語家）

・会場：横浜市歴史博物館ホール

・参加者：教職員約200名

※3地区合同共催

2月17日 「新しい学習内容の充実に向けて」 ・講師：滝充（国立教育研究所）

・会場：市立二つ橋養護学校体育館 ・参加者：教職員保護者約80名

(5) その他の共催・後援事業

○横浜市資源リサイクル事業共同組合「環境子ども会議」 ○横浜・川崎サケっ子の会事業

○第2回ワンダーシップシンポジウム「みんなのビオトープ」 ○ポコの会コンサート

○財神奈川県高等学校教育会館教育研究所シンポジウム「17歳～高校生の生活実態と学校」

○横浜夢座「奇跡の歌姫、渡辺はま子」 ○ピース・ミュージアムよこはま「歌も芝居も平和と共に」

○教科書をテーマに明日の教育を考えるシンポジウム

2. 研究部の活動

研究活動

(1) 自然とのかかわりで環境教育を考える研究委員会

主として自然環境面から、環境教育をすすめる教職員に直接役立つ資料を作成するために、各委員がそれぞれ実践を伴う研究活動を進めてきました。

○ 研究内容

① 研究活動

昨年度は、環境問題の情報化に向けての検討を行い、委員の手持ちの情報（写真等）を利用して「横浜の生物の図鑑」化を行い、学校でインターネットを通して検索できるような手だてを講じてきましたが、今年度も引き続きその作業を行いました。

また、研究テーマとして「横浜の水辺」をとりあげ、市内を流れる川をテーマに水辺の調査方法など実践をふまえた具体例をまとめました。当所の教育情報誌「JAN」に合冊のかたちで報告を行う予定です。

② 第16回「横浜の川と緑を考える子ども会議」の開催

日頃、身近な地域で自然保護活動などに取り組んでいる子どもたちの団体が、ふだん行っている調査の様子を紹介し合ったり、それぞれの意見を出し合ったりして、水辺や緑に親しむ楽しさを広めようというねらいで毎年1回開催しています。25団体200名を越える参加者で成功裡に終了しました。

・名 称	「横浜の川と緑を考える子ども会議」
・期 日	2001年3月25日(日)
・会 場	東京ガス環境エネルギー館(鶴見区末広町)
・日 程	午前10時～ 各グループの交流とパネル展示 午後1時30分～ 討論会 午後4時 終了

(2) 社会とのかかわりで環境教育を考える研究委員会

主として学校で現在行われているリサイクル活動など、社会環境面から環境教育を考えるために研究活動を進めてきました。

○ 研究内容

年々地球規模できびしくなっている環境問題のなかで、とりわけ深刻化している「ゴミ問題」を数年前から取り上げ、学校の教育活動のなかでどう取り組んだらよいかについての研究を進めてきましたが、引き続きその実践例を中心とした報告書を作成するための研究活動を行っています。

(3) 女性問題研究委員会の活動

女性をめぐる問題を中心に研究し、その成果を子ども・教職員・市民に広く提供することを目的に1997年6月に発足した委員会です。ジェンダーとメディアを中心テーマに、映画、小説、テレビCM、新聞等のメディア各分野の女性像、男性像を取り上げ、その意味や影響等を検討・協議し、その成果を「ジェンダーから見た日本の社会－メディア・教育・服装・社会制度等－」としてまとめ、2000年2月に14,500部発行しました。

これを受け、2000年度からは「ジェンダーから見た日本の社会Ⅱ－ジェンダーの視点で学校を変える－」をテーマに、研究を進めています。

主な研究内容－ジェンダーの視点で

ア. 学校教育の課題－授業実践、教科書分析、その他

　小学校(保健学習、性の教育、労働、家族)、中学校(国語科・体育科など)

イ. 社会的課題(メディアチェック・DV・労働・その他)

ウ. 海外の教育事情

研修活動

(1) 学級づくり研修講座

「学級づくり」をメインテーマにした研修講座は、今年度で8年目を迎えました。

○ 開催要項

- ・研修テーマ 「学級づくりをとおして子どもとどうかかわるか」
- ・対象者・人員 小学校教諭 15名程度
- ・開催回数 9月より計6回
- ・開催日時 原則として毎月第1月曜日 午後6時より
- ・講 師 大出光郷先生(当教文研教育相談専任カウンセラー)他補助講師数名
- ・開催場所 当教文研
- ・費 用 無料

以上のような内容で実施しました。

3. 教育相談部の活動

(1) 相談活動

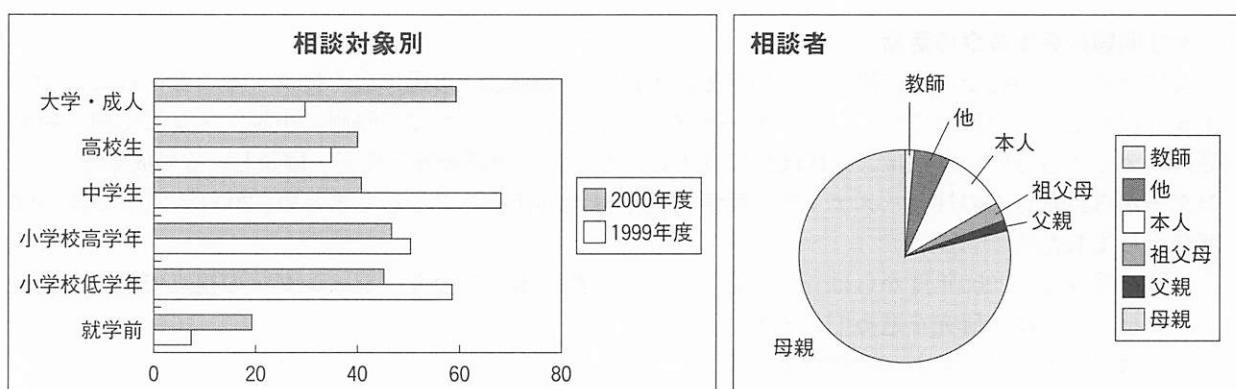
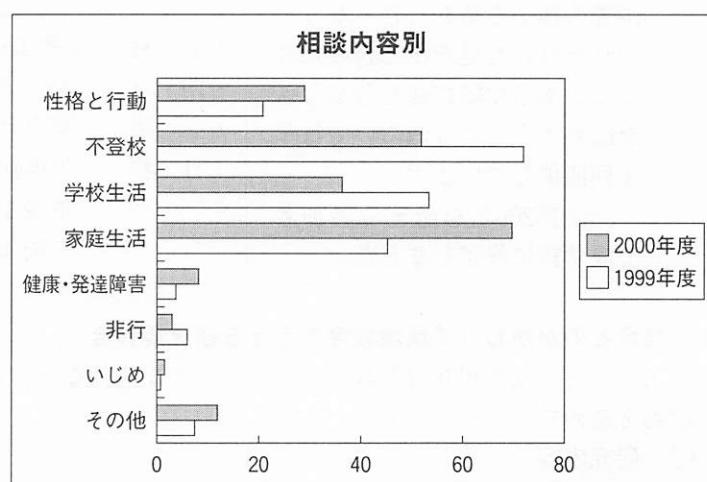
専任相談員5人で、月曜から金曜まで電話と面談による相談を行っています。

相談内容としては、昨年までは、不登校に関するものが34%を占めていましたが、2000年度の相談では、約33%が「家庭生活」に関するもので、続いて不登校、学校生活に関するものとなっています。

これは、不登校が減ったということではなく、不登校に対する保護者の意識の変化があるものと考えられます。

また相談者の約80%が母親で、父親からの相談は約1%、本人からの相談が増えています。相談対象に成人が多くなっているのも2000年度の特徴といえます。

面接相談は約17%です。



(2) 教育相談委員会

学識経験者、小・中・養護学校の現職の先生、教育相談員などで構成され、教育相談部の運営に関する協議と協同研究を行っています。

① 研究課題「学校教育を阻害しているもの」

学校教育に対しての市民の声は、批判の枠を超え、非難になろうとしています。「いじめ」、不登校、学級崩壊、教師の対応のあり方、保護者との相互理解の不足など、学校教育への不信を招いている要因はいろいろ考えられます。改めて、学校の内外に目を向け、謙虚にその要因を直視し、教育現場で何をしなければならないかを考え、研究を進めました。

② 研究内容と報告者

- ア 「『学校教育を阻害しているもの』をテーマにした理由」 大出光郷委員（教文研専任カウンセラー）
- イ 「学校現場からの提言Ⅰ 小学校の場合」 尾谷研、星野昭子、土屋かよみ、長谷川玲子各委員
- ウ 「学校現場からの提言Ⅱ 中学校の場合」 伊藤さか江、相原裕、奥村典子各委員
- エ 「学校教育の信頼を回復するために－心理学の立場から」 永井撤委員（都立大学助教授）
- オ 「保護者は学校教育に何を求めているのか」 神保ルイ子委員
- カ 「学校教育への不信から生まれるもの－精神医学の立場から」 山田芳輝委員（市大医学部医師）

(3) 相談に関する研修活動

① ミニ講座「母親のためのカウンセリング入門」

親子関係の見直しや、新しい親子関係を構築するための支援のひとつとして、ミニ講座を開催しました。今年度のテーマは「話をきくということはどういうこと II」で、12回開き、延べ132名の参加がありました。

② 養護教諭カウンセリング技術セミナー・研究会

養護教諭を対象に、浜教組養護教員部との共催で、2グループ25名が参加し、年間16回、土曜日の午後に実施しました。

おわりに

2000年度は、当教文研にとりまして人事の交代期であり、理事長をはじめ理事・評議員の改選、所長をはじめ所員・事務員の一部交代、また、教育相談員の交代がありましたが、一致協力で無事乗り切ることができました。

今後は、より一層内容を工夫し、子ども、保護者、市民そして現場教職員の期待に応えられるよう、現在の教育課題に鋭く迫る研究や活動を展開していきたいと考えています。

川崎教育文化研究所のとりくみ

1. 活動の基本方針

川崎教育文化研究所は、81年2月に事業をスタートさせ、2001年2月で20周年を迎えました。発足以来地域に根ざした教育のあり方を追求するとともに、広く教育・文化活動の推進と充実をはかってきました。教育文化研究所が進めてきたさまざまなりくみは、子ども・保護者・教職員のみならず市民の中に広がりを見せています。

2. 事業内容

(1) 出版事業のとりくみ

① 教育総合誌「形成」の発行

本誌発行の意図するところは、教育研究や実践を通して自由で創造的な教育文化の育成をねらいとしています。また、当面する教育問題の研究から評論、創作など幅広い内容で編集されています。

現在、第17号の編集作業に入っています。第17号は、2001年4月に施行される「川崎市子どもの権利に関する条例（子どもの権利条例）」の理念を、子どもの権利について子どももおとなも共通に理解し、子どもを一人の人間（権利主体）として尊重するなど、これから学校で展開される方向などを特集として、編集しています。

また、学校における総合的な学習の実践をはじめ、特色ある教育実践についてもとりあげています。

② 教文研双書（単行本）の発行

毎年公募により、出版審査会（学識経験者など11名で構成）の審査を通った個人やグループなどの研究実践、創作などに補助金を交付し、教文研双書として発行しています。2000年度までに52冊を発行しています。

99年度未報告および2000年度審査を通過し、現在発行された4冊について報告します。

No.49 川崎市教育情報ネットワーク「情報発信のすすめ」川崎市総合教育センター編

No.50 「川崎の教育いまむかし—教育委員会の設置とその変遷—」 渡部久喜著

No.51 「あゆむその3」川崎市教職員組合障害児教育部発足35周年記念実践記録集

No.52 「ごほんのゆびみなちがう」 ブナの木会編

No.49は、総合教育センターを核とした市内各学校のネットワーク化をすすめる中、ホームページ作成や登録に関連した操作方法の説明や情報発信における個人情報保護、著作権の留意点などをわかりやすくまとめたものです。

No.50は、1950年の本市教育委員会の発足から、1956年の任命制教育委員会がはじままでの公選制教育委員会時代を中心としながら、教育行政の教育復興の苦闘を記したものです。

No.51は、川崎における障害児教育の実践を今後につなげるため、子どもの成長のすがた、交流、総合学習の実践などを報告しました。

No.52は、知的障害児をもつ4人のお母さんと担任だった教員が、「ブナの木会」と名付けおしゃべり会をはじめました。「互いに尊重しあい、違いを認めながら生きている。みんな違って当たり前。違うから人生はおもしろい。いろんな生き方があって、いいじゃない。」をテーマにまとめました。

(2) 夏休み親子映画会

健やかで、心豊かな子どもを育てるための文化活動の一環として、平和・人権・多文化共生・環境問題をテーマとして「親子映画会」を、夏休みに開催しています。

この事業は、1980年川崎教育文化研究所開設以来継続した事業の1つとして定着しています。今年度は、7月24日から8月4日まで市内8会場で上映し、約8,000人が参加しました。

上映された「5等になりたい」は、障害を持つ律子さん的心や、クラスの子どもたちの心の動きを通

して、「人間にとって一番悲しいことは、からだのハンディよりも、心にハンディを持つことなんだ。ひとりひとりがちがう。心と心で手をつなごう。」を、クラスの活動を通してこの映画は表現しています。

(3) 市民教育文化講演会

市民の教育文化向上をはかるため、その時々の教育課題等について、保護者・市民・教職員を対象に、学者・文化人・教育関係者による「市民教育文化講演会」を開催しました。(社)川崎地方自治研究センターの後援をうけています。20周年を迎えるコンサートを加えるなど広がりを見せ、3会場で200人の参加がありました。

主題・講師については以下の通りです。

2月15日(木) あすなろコンサート「愛と感動の夕べ」
出演／芸術村「あすなろ」

3月8日(木) 『「ヤマタノオロチを退治」を退治する』
—日本神話の情報リテラシー—
講師／元玉川大学講師 村井 守さん
3月16日(金) 『かわさき発「人権共生のまちづくり』
講師／かわさき人権啓発推進協議会会長
法政大学教授 江橋 崇さん

あすなろコンサート「愛と感動の夕べ」では、愛のあいさつ(エルガー作曲)、早春賦(中田章作曲)、バイオリン・ソナタNo.5「春」より第1楽章(ベートーベン作曲)など、早春の香りのする心豊かなコンサートとなりました。

『「ヤマタノオロチを退治」を退治する』は、日本神話の楽しさを十分に伝え、奈良大和路を散策したくなるような内容となりました。

『かわさき発「人権共生のまちづくり』は、市民とともに歩んできた川崎市の人権施策を振りかえりながら、市民として、人権共生のまちづくりにどのように関わるのかを、参加者みんなで考えました。

(4) 川崎こどもニュース

小学校5・6年生、中学校1年生(一部2年生)を対象に、長期休業に入る前に全員に配布しています。

その時々の川崎における子どもの活動を紹介するとともに、休業中に子どもが参加できるイベントの紹介などを中心に、児童・生徒の自主的な活動を促進できるよう編集しています。年4回の発行で、定期刊行物として、市内の小・中学生、保護者に定着しています。2001年3月で、38号となりました。



(5) FM かわさき「子どもニュース」

かわさき市民放送の開局以来、毎週日曜日午前11時から午後1時まで、川崎市提供の「カジュアルサンデー」の中で、「FM 子どもニュース」(前半30分程度)がくまれています。

教文研ではこの番組に、夏休み親子映画会、「親子で来て 見て 考える 平和推進事業」、川崎子ども集会、ふれあいサマーキャンプ、少年の祭典ボレロなど、教文研が関わっている諸事業はもとより、子ども祭りや障害者との手をつなぐ体育祭など、学校内外の子どもたちの様子を、ニュースとして提供し



ています。

子どもたちや教職員が自主的に取材を行い番組づくりをするなど、積極的に活動しています。最近では、「川崎子ども・夢・共和国」の広報担当のメンバーが、夢共和国の活動を取材し、定期的に放送するなど、子どもたちの情報発信としても広がりをみせています。

(6) ふれあいサマーキャンプ

89年9月、東北地方を襲った台風によるりんごへの被害救済が縁となり交流が始まった岩手県東和町、さらに北海道中標津町、長野県富士見町、宮崎県日向市ほか2町3か村とのふれあいサマーキャンプの事業は、市内在住、在学の小中学生に定着しています。現在では、北海道岩見沢市を加え、5つの地域と交流を深めています。

ふれあいサマーキャンプの運営は、青少年地域間交流事業実行委員会で行っています。

教文研では、川崎こどもニュース特集号として、募集要項を市内小・中学生に配布するほか、引率教職員スタッフの派遣や(財)川崎教職員会館を通して財政面での支援も行っています。



(7) 少年の祭典「ボレロ」の後援

小さな子どもからお年寄りまでが参加して開催される「ボレロ」は、毎年12月の楽しみの一つとして、多くの市民の皆様に親しまれています。教文研は開催にむけて「ボレロを楽しむ会」に参加し、子どもたちの参加について積極的に活動を行ないました。

小さな子どもは、自分たちで拾ってきた石を楽器としたり、小学校で使用しているリコーダーや鍵盤ハーモニカを楽器にしたり、誰でもが参加できる音楽会です。

2000年12月17日（日）川崎教育文化会館を会場に、「21世紀に伝えたい少年の祭典“ボレロ”」と題し、20世紀から21世紀へ心あたたまる大合唱・大合奏を行いました。当日は約1,000人の参加がありました。

このボレロには、市内在住勤の子どもたち・市民・はたらくものの他に、音楽を担当する芸術村「あすなろ」、音楽愛好家やスペイン舞踊家など多くの有志の協力を得て開催されています。

教文研では、川崎市教育委員会と連携をとり練習会場の確保、児童・生徒・教職員の参加についての依頼、当日の会場の手伝いなど、子どもたちや保護者・市民とふれあいながら活動しました。

(8) 「子どもの人権を考える専門委員会」の設置

「川崎市子どもの権利に関する条例」の策定に意見反映するため、98年7月に学識経験者4名と教文研役員で構成する「子どもの人権を考える専門委員会」を設置しました。

月1回の委員会を22回開催しました。川崎市の人権施策の経緯をたどりながら、これまで学校を中心ととりくんできた人権尊重教育の実践例をもとに、地域における学校のあり方、子どもの権利を尊重した教育環境をどのように実現させるかなど、子どもの権利を保障するための具体的な提起にむけて検討を行いました。この間、「権利条例」を作成する「権利条例調査研究委員会」による2回のヒヤリングに応じ、意見反映を行いました。

これらの議論をふまえ、10月に「子どもの人権を大切にした教育を－『川崎市子どもの権利に関する

条例』の実効化をめざして－」として報告書をまとめ、市内各学校や関係団体に配布しました。

(9) 川崎教育文化研究所20周年記念式典・祝賀会の開催

川崎教文研は、81年2月に事業をスタートさせ、2001年2月で20周年を迎えました。これを記念して、20周年記念式典と祝賀会を開催しました。



①日時 2001年3月3日(土)

②会場 互助会館「とどろき」

③内容 記念式典・祝賀会

(10) その他の事業

財川崎教職員会館に助成し、川崎市教育人材センターの事業を補助しています。教職員の退職後の社会貢献、生きがいづくり。また、豊かな子どもの時代を創造し、地域の教育力の向上をめざしています。最近の傾向として、総合的な学習などの関連から、幅広く人材を有する「人材センター」への期待が高まっています。

三浦半島地区教育文化研究所のとりくみ

— 地域からの教育改革を —

(1) 基本方針

本研究所は、地域・保護者・教職員の要望する教育・文化の課題にとりくみ、その成果を地域の保護者や市民に還元します。

同時に主任制度反対の運動を広く保護者・市民に訴えます。

(2) 事業内容

① 教育懇談会

ア. 小（中）学校区単位教育懇談会

《小（中）学校区に在住する組合員が分会の協力を得つつ開催する懇談会》

② 教育研究活動

ア. 教育相談

イ. 所報「風知草」の発行

③ 教育文化事業

ア. 平和と文化の発展を願い

－親と子のためのコンサート－

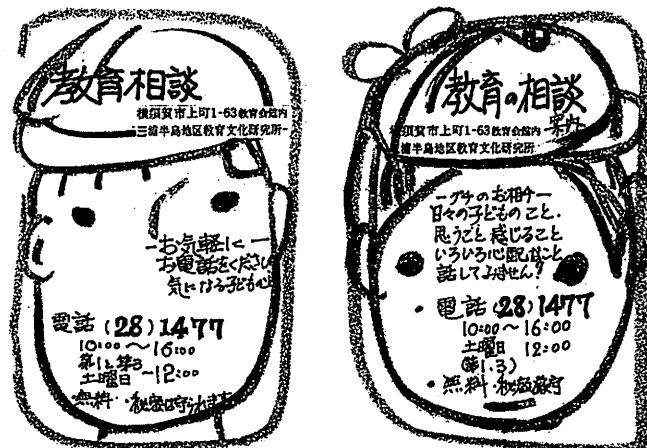
イ. 市民教養講座

ウ. 平和作品展

エ. 親と子のよい映画を見る会

オ. 国際教育交流

カ. 奨学金事業



(3) 事業実施内容

① 教育懇談会活動

「上からの教育改革」に対し、「地域からの教育改革」をすすめるために、地域居住者組織による小・中学校区単位の教育懇談会活動を発展させ、今年で16年目を迎えました。

* 今年度はのべ6回開催され、子どもをとりまく状況や教育課程改革、地域課題等について、保護者・市民・教職員がひざをまじえて話し合ったほか、自然観察会等、参加・体験型の行事も行なわれました。

今年度は、様々な情勢のなか地域居住者組織の活動を十分に行うことができませんでした。組織が確立されていない地区もあり、地域と学校との連携が望まれているおり、今後の積極的なとりくみが必要です。

2000年度 教育懇談会開催一覧表

	地区	開催月日	会場	テーマ（内容）	参加人員
1	葉山地区	6／2	葉山町福祉文化会館	放課後の子どもたち	21人
2	逗子地区	6／15	逗子市立図書館	文化・教育ゾーン事業の逗子小新校舎について	25人
3	〃	11／9	逗子アリーナ	同 上	22人
4	久里浜地区	12／1	久里浜公民館	わが家流子育てについて考える	23人
5	葉山地区	1／20	長柄小学校	その時、親としてどう対応しますか？	52人
6	山崎小	2／3	堀ノ内連合町内会館	廻づくり	21人

② 教育研究活動

《教育相談》

「ゲチのお相手いたします」の気軽な呼びかけで、これまでにも地域の中で活用されてきた教育相談活動ですが、いじめ・不登校、「学級崩壊」など様々な教育問題が社会的関心を呼んでいる最近の状況を受け、今年度から専任所員の久米武郎氏、嘱託職員の橋本真智子氏により、毎週月～金曜日、第1・3土曜日に相談時間を拡大して行ってきました。5月末と10月にお知らせのチラシを配布しました。

保護者を中心として子ども・教員などのべ113名の利用がありました。人間関係が希薄になっていると言われていますが、子育てに悩む保護者の姿が浮き彫りになり、この活動の重要性があらためてわかりました。

《所報「風知草」の発行》

「子どもから学んだこと」をテーマにした現場からの寄稿を中心に、毎号、専任所員による教育現場への提言を行なってきました。月1回の発行を目途に、2000年度は11号を発行、通算276号を数えました。教育関係諸機関を含め、広く配布をしています。

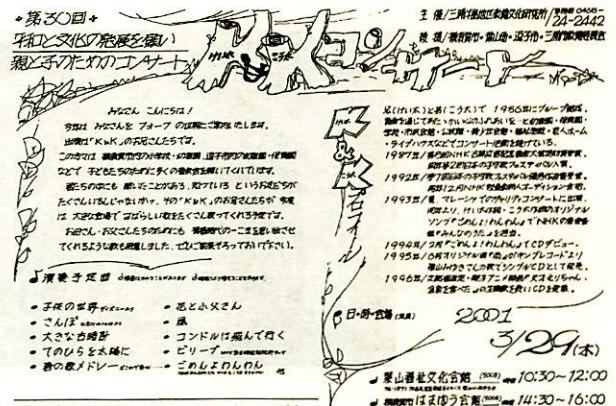
③ 教育文化事業

《親と子のためのコンサート》

平和と文化の発展を願い、毎年春休みに地域にゆかりのある音楽家によるコンサートを開催してきました。

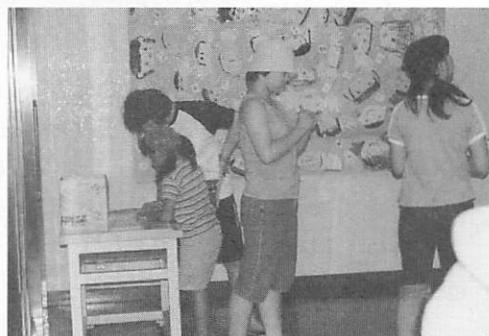
2000年度は、K&Kによる子ども向けフォークソングコンサートを、3月29日、葉山町内1カ所、横須賀市内1カ所で開催し、計270名を越える参加者がありました。

地域にすっかり定着したコンサートとなっており、参加者からは、今後の継続を求める感想が数多く寄せられました。



《平和作品展》

8月11日～15日、横須賀市はまゆう会館展示ギャラリーにおいて第13回平和作品展を開催しました。今年度も絵画を中心に立体・作文など、2000点におよぶ作品が、子ども・教職員・一般市民から寄せられました。入場者も2000年度は5日間で500名にのぼりました。寄せられた作品はすべて展示するというユニークな作品展として、広く市民に親しまれ、定着しています。



《親と子のよい映画を見る会》

今年度より地域での活動を引き継ぎ、三浦半島内各地区において実施しました。
(横須賀・逗葉地区)

3月26日（月）ヨコスカ・ベイサイドポケットにおいて「ピッピ南の島へ」の上映を行い、約570名の入場者がありました。

(三浦地区)

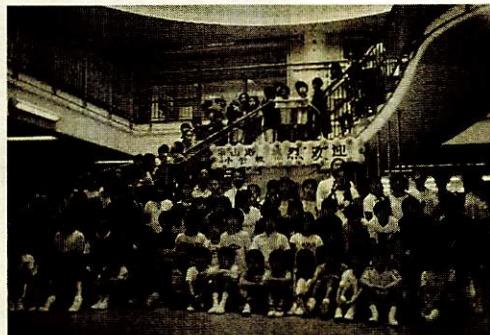
11月1日（土）三浦市南下浦市民センター、2日（日）三浦市青少年会館において「ハッピーバースデイ」の上映を行い、2日間で約220名の入場者がありました。



《日中教育交流》

1996年度より始まった、中国との教育交流のとりくみも5年目を迎えました。今年度は瀋陽市の寧山路小学校より子どもたちを招きました。7月13日、小学生8名・先生3名が来日し、横須賀市教育長への表敬訪問をはじめ、山崎小・野比東小・桜小・大矢部小において日本の子どもたちと教育交流を行い、友好を深めました。また、海岸でのバーベキューや円覚寺での茶会、ホームステイなどで市民との交流も行いました。さらには、横須賀の軍港や観音崎自然博物館・神奈川市民プラザの見学等を行うなど、多くの成果を残し7月23日帰国しました。

その間、組合員や市民の皆さんにホストファミリーとしても多大なご協力をいただき、日中の友好・交流をいっそう深めることができました。2001年度は子どもたちを中心とした交流団により、中国・寧山路小学校を訪問する予定です。



《定時制高校生に対する奨学金制度》

定時制分会からの提起を受け、1999年度より定時制高校に学ぶ生徒に対して奨学金の支給を行なっています。好評のため、昨年度より奨学生の枠をふやし、市立高校生4名（2校2名ずつ）の枠で実施しています。

湘南教育文化研究所のとりくみ

1. 活動の基本方針

湘南教育文化研究所は発足以来、地域に根ざした教育文化を保護者・地域住民とともに創造することを目的に、映画会・教育実践講座・講演会の開催、出版活動、フィルムライブラリーの整備・充実などの活動を続けてきました。

1990年4月に運営規定が定められ、所長に山田宗睦氏（関東学院大学教授）をむかえました。現在、学校と地域とを名実ともにつなぐ場として機構整備を行い、さまざまな教育文化活動を推進しています。

2. 事業の内容

(1) 親子映画会

① 夏の親子映画会（2000年7月～8月）

戦争の悲惨さ、平和と命の大切さを親子で、あるいは友だちどうしで考える場として、毎年「7月の平和教育月間」にあわせて“平和”をテーマとした親子映画会を開催しています。

2000年度は、「白旗の少女琉子」を上映しました。この映画は第2次世界大戦末期の沖縄戦における報道写真の「白旗を掲げる少女」を題材につくられ、湘南教組でも1993年にライブラリー拡大事業の一環として上映したことのある映画で、ご存知の方も多くいらっしゃると思いましたが、今年度は沖縄サミットの年でもあり、沖縄を題材としたこの映画に決定しました。国民を守るはずの兵隊が、作戦のため現地の人たちに犠牲となることを当然のごとく命令する恐怖を、小さな少女の目でとらえ、国民の一人としてではなく、一人の人間として生きていくために、白旗を掲げることを選ぶ少女の心の動きを分かりやすく描いたアニメです。サミットを機に、沖縄の話を親子でするべきのひとつの材料になれば幸いです。



この夏の親子映画会は、各学校において子どもたちに紹介し、鑑賞希望者に予約券を配布するという形式をここ数年とっています。7会場で延べ18回上映し、約1,600名の入場者を得、好評のうちに終了しました。

② 春の親子映画会（2001年2月～3月）

“心のゆたかさ、親子・人とのふれあい”を願って、恒例となっている春の親子映画会を今年度も開催しました。今回は、長くつしたをはいた力持ちの少女が仲間たちと冒険の船旅に出て愉快に活躍する「ピッピ南の島へ」を5会場で上映しました。リンドグレーン原作の世界的に有名な「長くつしたのピッピ」のアニメということで、親子ともになじみも深く、多くの入場者を得て、好評のうちに終りました。

(2) 教育懇談会

子どもを中心として、保護者とともに教育改革をすすめるために、小学校区・中学校区の教育懇談会を年間を通して開催してきました。2000年度は、「子どもをとりまく環境」「地域と学校との連携」などの各学校や地域の実態にあったテーマや、「子どもの幼児化」「ひきこもり」などの非常に今日的なテーマが設定され、各地区で開催されました。

(3) 地域振興事業 一教育講演会一

地域住民と広く連帯し、地域の教育や文化の振興に寄与することを目的として行われているこの事業では、99年度に引き続き、「湘南退職教職員の会」の後援を得て、下記のとおり教育講演会を開催しました。

「生活と色彩」2001年1月27日／藤沢市立大道小学校教室

講師／園田康子（カラーコーディネーター）

「人にはそれぞれ似合う色がある」をキーワードに、日々の生活をおしゃれに、そして心豊かに過ごすための工夫やポイントをわかりやすく説明してもらい。参加者から好評を得ました。

(4) 教育実践講座

「楽しい学校・楽しい授業」をめざし、明日の教育現場の実践につながる教育実践講座も第12期をむかえ、事業として定着しています。今年度も総合学習を意識した講座を中心に開催しました。いずれの講座も講師を囲んでの教育論議が熱心に行われ、新しい教育課程にむけて大変参考になると、参加者から好評でした。講座内容は以下のとおりでした。

① 総合学習「教育実践講座」

10月12日

講師／善元 幸夫（荒川区立第四峡田小学校）

毎回、すばらしい話が聞ける教育実践講座を、もっと多くの人に聞いてもらおうと、今回より湘南教組と共に共催の形で、湘南教育研究集会の1日目に教育実践講座を開くことになりました。その第一回目にあたる今年は、湘南地区の実践報告を発表交流した後、善元さんの学校における実践発表と実践上の留意点についての講演を行いました。

多くの参加者が熱心に講演を聞くとともに、日頃の総合学習実施の上での疑問や問題点などを出し合い、交流を深めました。

② 総合学習「『結いま～る』の心で踊る、沖縄の踊り」

2月20日

講師／川上 幸子（私立・桐朋学園小学校）

昨年に引き続いてのみんなで楽しく踊る講座です。昨年のソーランに代わり、今年は沖縄の踊り「結いま～る」を踊りました。桐朋小学校の子どもたちの集団演技や、民謡を踊りながらアジア各国を歴訪した子どもたちの舞台のビデオを見た後、講師の指導のもとみんなで仲良く踊りました。



③ 家庭科「自分の輪郭を創る」

〈家庭科・6年授業実践より〉 2月27日

講師／濱崎 タマエ（西東京市立谷戸第二小学校）

今回は、谷戸第二小における家庭科の実践を紹介していただきながら、このテーマで取り組むことになった理由や、実践のなかから見えてきた現代っ子の生活や心の状況を聞かせて頂きました。現在の子どものおかれている厳しい状況を確認し、また、東京の教育を取り巻く様々な状況も聞け、有意義なひとときを過ごしました。

(5) 出版事業

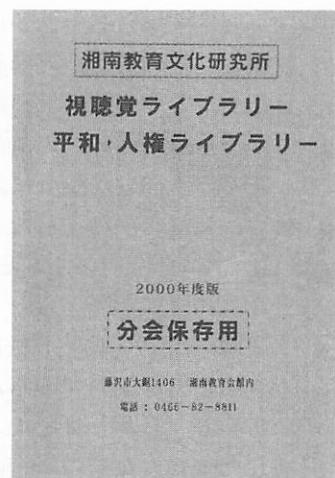
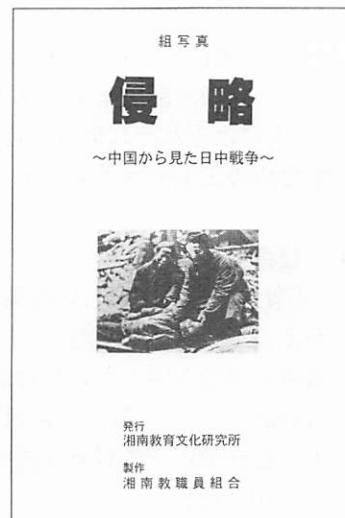
97年12月に湘南教育会館において平和展「中国から見た日中戦争」を開催しました。会場に来られた方より写真集作成の要望があり、98年4月より写真集「写真が語る日中戦争」を出版・販売しました。現在は「湘南の総合学習の実践集」の出版にむけ活動中です。

(6) 教文研ライブラリー

平和教育・人権教育を中心とした湘南教文研ライブラリーには、書籍や写真集を中心とした「平和・人権ライブラリー」と、ビデオテープ・16ミリフィルムを中心とした「視聴覚ライブラリー」があります。また、「視聴覚ライブラリー・平和人権ライブラリー目録2000年度版」を各学校に配布し、多くの利用を呼びかけました。視聴覚ライブラリーの方は、平和教育、環境教育、人権教育、原発・核問題、労働・社会問題、性教育・男女の自立と共生に分類し、活用しやすくなっています。「7・5全県平和教育の日」を中心とした7月の平和教育月間には、平和教育関係のフィルムやビデオが多く貸し出されています。また、年間を通じて平和・人権・性・環境教育のビデオが広く貸し出され、ライブラリーが定着してきたことを物語っています。今年度は人権教育関係のビデオや総合学習に生かせるビデオを増やしました。今後も各学校での要望に答えられるよう、なおいっそうの充実を図っていきたいと考えています。

3. 今後に向けて

2002年の完全学校5日制にむけ、新しい教育課程の編成、地域・家庭との連携など多くの課題がわたくしたちを取り巻いています。教文研活動は、学校現場がこれらの課題に取り組んでいく中で、地域・家庭とともに歩み、育ちあっていく「開かれた学校づくり」を推進していくサポート役でありたいと願っています。



視聴覚ライブラリー、平和・人権教育ライブラリー —2000年度新規購入作品— (2001.2月)			
●視聴覚ライブラリー (VTR)			
人権ってなあに	あなたへのメッセージ	カチャーシー講座	
－入門篇－	ジェンダーフリー	エイサー	
－女性篇－	わいわいごちゃごちゃ	童夢花わらび	
－在日外国人篇－	被差別民が担った文化と芸能		
－部落篇－			

湘北教育文化研究所のとりくみ

1. はじめに

湘北教組は、1980年12月の第114回中央委員会において、「教育文化運動の推進」についての討議のもとに、「湘北教育文化研究所」の設立を決定しました。それ以後、20年間にわたって、①主任制反対闘争の一環として教文研活動があることを確認し、職場・地域に根ざした教育改革をめざし、民主教育とゆたかな文化の確立にむけた研究を行う。また、教育現場・子ども・保護者・地域にその成果を還元する②教文研活動と教組運動の一体化をはかる③今日的課題に対応していくを基本方針として、湘北教文研の事業を行ってきました。

2. 2000年度事業計画

- 1) 教育文化講座の開催
- 2) 『教育文化』『湘北教文研だより』の発行
- 3) 分局設置と、保護者・教職員のための教育資料の充実
- 4) 国際交流事業
 - ・日韓親善ユースバスケットボール大会後援
 - ・タイ国サモエン郡教育振興への援助
- 5) 教育課程研究推進委員会の設置
- 6) 教育研究活動推進分会への助成
- 7) 財相模原教育会館との共催事業
- 8) 各種団体事業への後援

3. 2000年度事業内容

「教育文化研究所」の運動を充実・発展させ、地域に開かれた教育文化を創造するため、次のとりくみを推進しました。

(1) 教育文化講座の開催

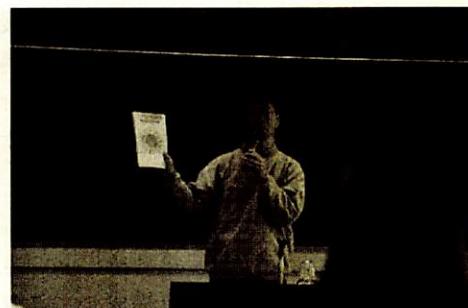
① 第14回教育文化講座

「児童虐待を子どもの権利条約の視点から考える」

講 師 井上 仁（東京都立誠明学園：児童自立支援施設）

日 時 2001年2月17日(土) 14:15~

会 場 アンリツ(株)研修センター



② 第15回教育文化講座

「歴史教科書問題を考える」

講 師 高嶋 伸欣（琉球大学）

日 時 2001年3月16日(金) 15:00~

会 場 相模原教育会館



(2) 『湘北教文研だより』の発行

『湘北教文研だより』第21号として、『湘北教育研究集会教育研究レポート目録』を発行しました。1968年の第18次から2000年の第50次までの湘北教育研究集会で提案された全レポートについて、その所在等を明らかにし、今後の研究活動の参考となるようにしました。

(3) 湘北教文研分局の VTR の充実

津久井・相模湖・座間・大和・海老名・綾瀬・厚木の各分局にVTRを購入しました。

(4) 國際交流事業

① 日韓親善ユースバスケットボール大会

日韓親善バスケットボール大会は、韓国ソウル弘益大学校師範大学附属中学校とのあいだで、1992年12月に海老名大会、93



② タイ国サモエン郡教育振興支援

タイ国の子どもたちへの教育支援活動としてのタイ国サモエン郡教育振興支援は、「ニコニコボランティア基金」を通じて1993年から継続実施しています。

(5) 教育課程研究推進委員會

教育文化研究所規定第8条に基づき、教育課程研究推進委員会を構成し、これまでの教育課程の自主編成運動の成果をもとに、「学習指導要領案」の批判・検討を通して、神奈川における教育課程の実現と新しい教育課程の創造をめざしています。この研究のまとめは、『新しい教育 教育課程の創造をめざして』として刊行します。

(6) 教育研究活動推進分会への助成

教育課程の自主編成運動推進のために、教育研究活動推進分会を募集し、助成を行っています。

2000年度 津久井・中央小分会

大和・林間小分会、南林間中分会

厚木・相川中分会

年8月に海老名・大谷中学校が訪韓してのソウル大会が開催されました。そして、94年の相模原大会からは湘北教文研の国際交流事業として、以後、2000年の城山大会と継続されています。

●城山大会（津久井選抜、相模丘中学校）

日 時 2000年8月5~8日

会場 城山町・相模丘中学校体育館

(7) (財)相模原教育会館との共催事業

① 「親と子のふれあい野外観察教室」

野原の草花や野鳥の観察など自然に親しみながら、親と子のふれあいを深めるとともに、参加者相互の親睦や心身のリフレッシュをはかるために開催しています。

2000年度 仏果山を予定していましたが、雨天のため、「生命の星・地球博物館」を訪れました。

日 時 2000年11月3日

② 「親と子のふれあい映画会」

津久井地区(藤野町・津久井町・相模湖町・城山町)、相模原地区(相模原市)、高和地区(座間市・海老名市・綾瀬市・大和市)、厚愛地区(厚木市・愛川町・清川村)の各会場で開催しています。

【ハッピーバースデー】

日 時 2000年7月15, 22, 27, 30日

会 場 高和地区、津久井地区、厚愛地区、相模原地区

③ 「親と子のカルチャー教室」

1997年度から、教育実践講座の「三原色で宇宙を描く」を、(財)相模原教育会館事業へ移管し、2000年度も実施しました。

日 時 2000年7月26日



(8) 各種団体事業への後援

厚木基地爆音防止期成同盟の加盟者が中心になって、毎年夏に海老名で開催している、2000年度で第14回目となる「夏休み・親と子の平和映画会」を後援しました。

中地区教育文化研究所のとりくみ

1. はじめに

中地区教育文化研究所は、教職員が保護者・地域住民と連携して、ともに知恵を出し合いながら、創造的な教育文化活動をすすめるという目的で1987年6月に設立され、今年度で14年目を迎えました。

今年度も事業方針のもと、教育講演会や教育実践学習会では、教育の今日的課題等について学習を深め、国際理解教室では、さまざまな国の現状や文化について学びました。また、保護者・地域住民へのはたらきかけは、教育懇談会等と連携させながら、すすめてきました。

研究委員会として、「地域文化研究委員会」「教育課程研究委員会」「授業・行事づくり研究委員会」「障害児教育研究委員会」を構成し、研究活動を行ってきました。

2. 事業方針

- (1) 子どものよりよい成長と生きる力を培う文化活動の充実をはかります。
- (2) 教職員の見識を高める文化活動の充実をはかります。
- (3) 保護者・地域住民と教職員の連帯を深め、人権・平和教育の基盤をつくります。
- (4) 講演会・学習会等を開催し、問題の共通理解と深化をはかりながら、保護者・地域との協力体制づくりをめざします。
- (5) 方針の具現化のために、各種研究委員会を設置します。

3. 事業の概要

(1) 教育講演会

11月27日 「女が変わる・男がわかる」桂 文也氏

(2) 教育実践学習会

第1回 7月24日 「コミュニケーションを通して自分に気づこう」

第2回 12月2日 「韓国の家庭料理を楽しもう」

第3回 2月5日 「子どもが主体的に学ぶ総合学習～鳴門教育大学大学院での

総合学習に関する研究を中心に～」

第4回 2月17日 「平和学習・基地見学会」

第5回 3月3日 コリアン教室「実践報告会」

(3) 国際理解教室

「ポルトガル教室」「スペイン教室」(年間それぞれ20回)

2月3日 交流会「スペイン教室フェスティバル」

(4) 教育懇談会

中地区的32中学校ブロックでの開催

(5) 「7・5全県平和教育の日」のとりくみ(独自の資料作成)

(6) 親と子による写生会(7月21・22・23・24日) 中郡、秦野、伊勢原、平塚の各会場

(7) 親と子で見る映画会(7月26・27・28・29日) 平塚、中郡、秦野、伊勢原の各会場

(8) 機関紙「ひらく」の発行

【障害児教育研究委員会】 実技研修会報告「自己表現の拡大を目指して」

実践学習会から実技研修会へ

《実践学習会》

実践学習会は、1989年から年1回開催されてきました。専門の指導者によるリズム体操や、ムーブメントなども行ってきましたが、ここ数年の間は、現場で実践を重ねている仲間が講師となり、組合の仲間に

も広く参加を呼びかけ「お互いに学びあう場」としてきました。

内容は「明日からの授業に活かせるものに」ということで、生活科・美術科などで使えるもの。そして、障害児を含んだ小1～中学生までが実践できるものといった観点で選ばれてきました。

《実技研修会》 今年度のとりくみ

どの子にも「作る楽しさ」を十分味わせたいという願いから障害児教育研究委員会では、子ども達の心を育てる造形活動について研究し、昨年度の実践学習会では、「モダンテクニック」の技法を学びました。

今年度は、平面から立体的題材へのとりくみを試みて造形活動を拡げることとなりました。できるだけ早い時期に実技研修会を実施して、それぞれが各教室で実践を記録しておき、それを持ち寄り報告し合う。今年度は、研究会のメンバーを中心に実技研修会を実施し、組合の仲間には学習したことを「教研を通してフィードバックしていこう」という流れです。

今年度は、6月12日に平塚市教育会館で開催されました。題材と講師は次の通りです。

「かんたんはりこ」「ホースで作るかにさん」 高梨聰美氏（中原小分会）指導

「花の形のカード」「色紙の箱庭」 山下 登氏（成瀬中分会）指導

実技研修会 立体的題材

まずは、教師自身が「作る楽しさ」を体験しよう！こんなコンセプトのもと集合した参加者達。そんな期待にこたえるべく、材料や道具を用意してくださった講師の方々。短い時間でしたが、とても密度の濃い充実した時間となりました。9月に行われた実践報告での教室で実践してみての声も交えてレポートします。

「かんたんはりこ」

はりこの心材には、ふうせんやざるなど様々なものが考えられますが、今回はカップ麺の容器が提案され、まさにかんたん=感嘆もの。「いろいろ試してみて、今のところこれが1番のお勧め」と講師の先生。カップ麺は、子ども達にとって身近な存在であり、その形は、かぶってみたり、ものを入れたり、二つ合わせて球形にしたりと子ども達の「何かやりたい」気持ちをくすぐります。

作り方は①しんの上にちぎった新聞紙や和紙を6回くらい貼り重ねる。（洗濯糊を薄めたもので）

②風通しの良いところで乾かす。（1週間くらい）

③容器からはりこをはずす。④切ったり貼ったり

して、イメージのように仕上げる。⑤色を塗って仕上げる。

見本の楽しい完成作品（動物になったり、ちょんまげのかつらになったりした作品）に触発されて、ぜひ作り方をものにしようと黙々と製作にとりくむ参加者でした。



「ホースで作るかにさん」

材料はホースとつまようじ。胴体部分・はさみ・足の部分をホースで作り、かにさんの目にはようじが使ってあります。安全ピンをつけるとバッチにもなることを教えていただきました。色とりどりの「かにさん」はとてもポップな印象です。



「花の形のカード」

両面折り紙3枚で、こんなに芸術的なカードができるなんて。用意していただいた写真入りの作り方手順のプリントを見ながらチャレンジしてみるとてきた！折って切って、開いて…。3枚の紙を組み合わせるところが、これまでの折り紙にない新しさでしょうか。同じ手順でやっていても色の合わせ方、切り方でその人らしいカードができるおもしろいですね。お互いの作品を見せ合って「いいわねえ。」「ビューティフル。」「おもしろい」と声があがっていました。

「色紙の箱庭」

こちらも紙の可変性に驚かされました。折ったり切ったりするだけでなく、紙をカールさせたり、ビー玉の球面を利用して丸いカップ状の形を作ったり。爪楊枝で細く切った紙を巻いていくと細い棒が出来上がり。それらを台紙の上に組み合わせながらボンドで立てるように接着していくと、箱庭の出現。チューリップ、すみれ、風にそよぐ草等。やはり色紙で切り取った恐竜をセットすると、太古の世界の箱庭です。



「百聞は、一見にしかず」 \leq 「百聞は、一経験にしかず」

実技研修会で、手を動かしている時、どの人の頭の中にも教室の子ども達の姿が浮かんでいたようです。「ここでの子は、大喜びに違いない。」「ここは、ちょっと難しいだろうから、最初はこんなやり方でやってみよう。」

実際に経験して得られるものの大きさを実感しながら、明日からの実践に胸ふくらませる幸せな時間です。そして、多くの仲間がいることやお互いに得たものを行き来させながら、さらに大きく子ども達に返していくことに自信も持てたでしょうか。

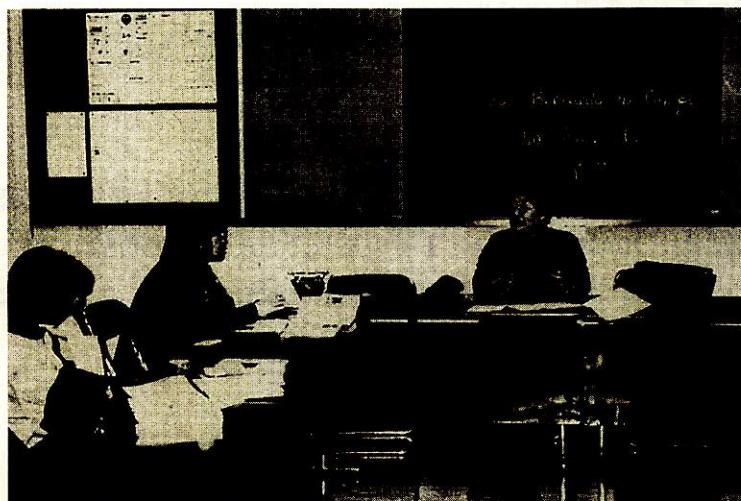
【国際理解教室～ポルトガル教室】 ポルトガル語を介して深まるコミュニケーション

年間20回、中地区教育文化研究所主催のもと、中地区的教職員を対象にポルトガル教室が開かれています。ここに集まってくる先生方は、クラスや学校にブラジルなどからきた子を抱え、うまくコミュニケーションをとりたい、何とか関わりを持ちたいと考えている方が大半で、とても熱心に勉強しています。今年は、参加者がよりじっくり勉強できるようにと、講師の加藤レダ先生のご好意で開始時刻を30分遅らせ、午後6時よりとりくみました。

レダ先生は、個々のニーズに合わせて学習を進めてくれるので、初めて参加した方でも気兼ねなくとりくむことができます。また、この教室は語学研修のみならず、様々な角度からブラジルについて知ることのできる貴重な場であり、子ども達について語る大切な時間もあります。レダ先生はブラジルの風土、教育、生活環境、流行、そして子ども達の家庭環境なども話題にしながら、生活習慣の違いについてとても分かりやすく説明してくれます。また、子ども達の様子について話題が上ると、じっくりと話を聞き、適切にアドバイスをしてくれます。忙しい校内ではなかなかゆっくりと語り合えないことも、この場でゆったりと補うことができたように思えます。

時には、レダ先生特製のブラジルのお菓子を頂いたり、レダ先生を囲んでブラジル料理を食べたり、美味しい勉強会の日もあり、和気あいあいと和やかな雰囲気の中で行っています。

今年は、教室を飛び出してのイベントは実施しませんでした。しかし、言葉や生活習慣の全く異なる日本で生活する外国籍の子ども達、地域に溶け込みにくい家族に、学区を越えた交流の場を持ちたいという願いは変わりません。今後も機会を見つけ、心の交流の場作りにとりくんでいきたいと思います。



次回は、1月26日(木)、27日(金)の2日間、各クラスで「世界の文化」の授業を行います。この授業では、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的としています。各クラスで、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。

世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。この授業では、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。各クラスで、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。

世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。この授業では、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。各クラスで、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。

世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。この授業では、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。各クラスで、世界の文化について、多様な視点から学ぶことを目的とした授業を行います。

西湘地区教育文化研究所のとりくみ

I. はじめに

西湘地区教育文化研究所は西湘の教育文化活動の発展を目的に設置され、「地域に開かれた教文研」をめざし、次の3点を柱に事業を展開してきました。

1. 民主教育を確立するための理論的、実践的研究活動に関すること。
2. 教育文化活動の推進に関すること。
3. 市民・保護者・労働者との連携に関すること。

これに基づき、教文研講演会・シンポジウム、教文研実践講座、「親と子のよい映画をみる会」の開催、教育相談事業、教文研ライブラリーの整備などを行いました。また、研究活動の部では「平和教育推進委員会」「男女の自立と共生をめざす教育推進委員会」「障害児教育委員会」の3委員会を設置しています。

II. 事業の概要

1. 教文研各専門委員会

(1) 男女の自立と共生をめざす教育推進委員会

「ジェンダーフリー」の活動をテーマに、学習資料「木もれ陽」の発行とジェンダーフリーの教育実践に向けての資料提供を行いました。また、神教組の「男女の自立と共生をめざす教育推進委員会」の活動と連携し、男女混合名簿の推進も行いました。

(2) 平和教育推進委員会

毎年夏に行っている「沖縄ワークショップ」実行委員会に参加し、ワークショップへの資料提供やワークショップ実施にあたってのアドバイスを行いました。教科書問題については情宣紙を発行し、各学校に学習資料として配布しました。また「全県平和の日」をはじめ、授業実践に役立つ資料も定期的に作っています。

(3) 障害児教育委員会

西湘地区の障害児教育に関わる問題を把握するために、アンケートを実施しました。この結果を多くの人が共通理解するように、教育研究集会での報告をはじめ、情宣紙を発行しました。また夏休みには、地区内の施設見学を行いました。

2. 教文研講演会・シンポジウム

第1回 11月24日 「子どもたちの心と行動をどう理解し、かかわっていったらよいか」

芳川玲子氏

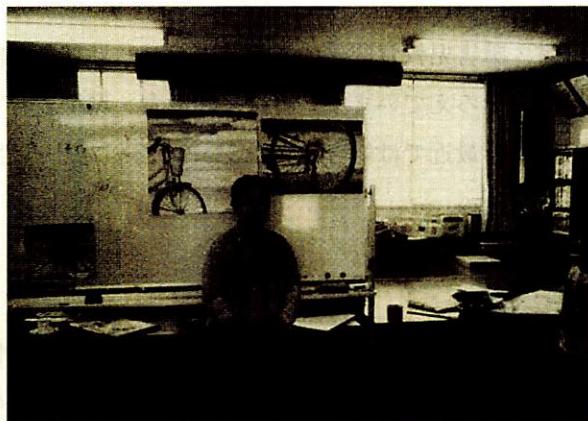
第2回 3月1日 「男女の自立と共生をめざす教育のために」

中地区女性部

西湘地区教職員の実践報告

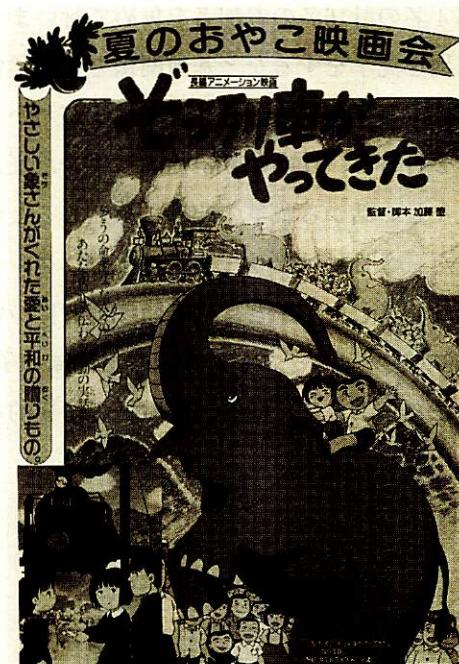
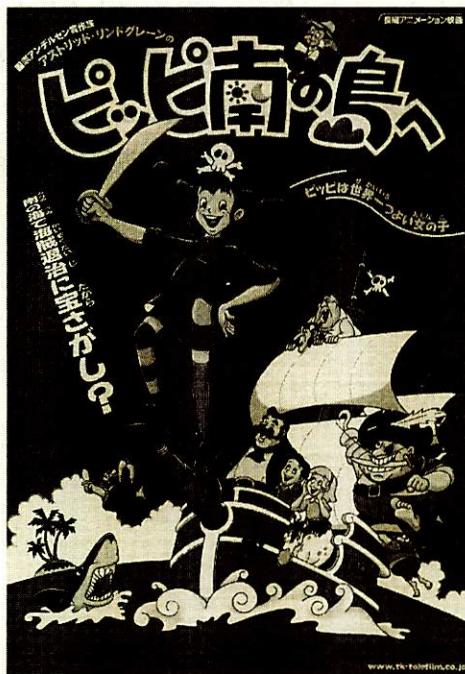
3. 教文研実技講座

「親子ふれあい木工教室」 8月8日 協力 神奈川労住協
「絵画教室」 2月18日 3月18日 「自転車を描こう」 講師 松本一郎氏



4. 西湘地区親と子のよい映画を見る会

7月30日 ぞう列車がやって来た 約450名
2月25日 ピッピ南の島へ 約450名



5. 教育相談事業

浦辺 健相談員が主に教職員の相談に応じています。

6. 教文研ライブラリー

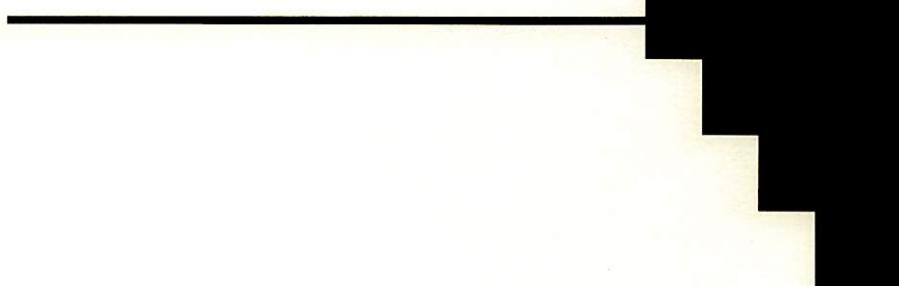
西湘地区教文研ではビデオ・平和教育写真パネル・図書・障害児教育関係の各ライブラリーと16ミリ映写機・スライド・液晶プロジェクターなどの視聴覚機器類をそろえています。特に平和教育・環境教育・保健教育・人権教育の4分野について力を入れてきましたが、最近では総合学習やジェンダーフリーに関する資料を増やしています。

7. 沖縄ワークショップ

6月1日、実行委員の募集と同時に参加募集を組合員とその家族を対象に行いました。また、子ども代表団については昨年と同様カンパと教文研からの補助により一部自己負担とし、参加者の募集作業を始めました。今回の沖縄ワークショップは、8月3日から5日の日程で子ども代表団9名、一般参加者3名、執行部4名の計16名の参加者を集めて行いました。1日目の3日は講師の真栄城玄徳さんと一緒に戦跡や米軍基地を見学するなど基地関係を主に学習しました。嘉数高地から見える普天間基地、安保の見える丘から見える嘉手納基地等沖縄の現状がわかり、子ども代表団も雨に打たれながら関心をもって見学しました。2日目は、ひめゆり学徒隊の生きた証人である宮城喜久子さんと一緒に南部方面を回りました。当時の生々しい話から戦争の悲惨さを知ることができ、また現在でもその恐怖は終わってないことを知らされました。3日目はフリータイムとし、グループごとに中部方面や南部方面へ行ったり、首里城付近を散策したりしました。子ども代表団参加者については、平和学習の成果として報告集を作成しました。

「沖縄ワークショップ」に参加した地域の子どもたちの声からも、この事業を西湘地区の市民に開かれたものとなるように、同時に教職員の積極的な参加をはかるように、継続的なとりくみをすすめてまいります。

III 県教文研資料



2000年度 神奈川県教育文化研究所 活動報告

《理事会・研究評議会報告》

1. 理事会 5月25日(木)午後2時より 県教育会館

- ・1999年度教文研活動概要報告
- ・人事案件、新年度の方向性と予算等について

2. 研究評議会

(1) 第67回研究評議会

7月15日(土)午後1時30分より 県教育会館

- ・事業報告（2000年4月～7月）
- ・各部会報告
- ・各地区教文研2000年度活動計画
- ・問題提起

「学校での防災教育」

研究評議員 木谷 要治（鎌倉女子大学教授）

(2) 第68回研究評議会

12月16日(土)午後1時30分より 県教育会館

- ・事業報告（2000年9月～12月）
- ・各部会報告
- ・各地区教文研活動報告（2000年4月～12月）
- ・問題提起

「外国籍生徒の学習と進路調査研究部会 中間報告」

研究評議員 富山 和夫（関東学院大学教授）

研究評議員 広瀬 隆雄（桜美林短期大学助教授）

(3) 第69回研究評議会

3月17日(土)午前10時より 県教育会館

- ・事業報告（2001年1月～3月）
- ・各部会報告
- ・各地区教文研活動報告（2001年1月～3月）
- ・問題提起

「教文研の20年をふりかえって」

研究評議会議長 金原 左門（中央大学教授）

*第69回研究評議会終了後、各地区教職員組合、各地区教育文化研究所をはじめ多数の方々の参加のもと「神奈川県教育文化研究所二十周年祝賀会」が開催されました。

《事業報告2000年度（4月～3月）》

1. カリキュラム総合改革委員会

- (1) 4月15日(土) ・カリキュラム総合改革委員会新年度の活動について
- (2) 5月20日(土) ・福島県三春町の「学校ルネサンス」ルボ
小さな町が育てた大きな教育
課題提起：黒沢惟昭（東京学芸大学教授）
- (3) 6月17日(土) ・教育課程を考える
戦後の国語学力の変遷について
課題提起：府川源一郎（横浜国立大学教授）
- (4) 7月15日(土) ・学校に求められているもの
教育相談そして地域の立場から
課題提起：浅見聰（東海大学講師）
- (5) 9月9日(土) ・各地区カリキュラム改革の現状報告（情報交換）
課題提起：各地区教職員組合 教文部長または、県教文研担当者
・第14回教文研教育シンポジウム具体案①について
- (6) 10月14日(土) ・新教育課程と情報教育
課題提起：広瀬 隆雄（桜美林短期大学助教授）
・第14回教文研教育シンポジウム具体案②について
- (7) 12月2日(土) ・教員養成カリキュラムの開発について
課題提起：高城 忠（東京学芸大学教授 教員養成カリキュラム開発研究センター長）
・第14回教文研教育シンポジウム実施報告
- (8) 2月17日(土) ・全国教研各分科会報告・情報交換
課題提起：岩澤政和・神教組執行副委員長 他

2. 特別研究部（外国籍生徒の学習と進路調査研究委員会）

- (1) 5月20日(土) ・外国籍中学生聞き取り調査の結果報告
・今後の調査についておよび研究のまとめ方について
- (2) 6月24日(土) ・地域学習室聞き取り調査報告
・研究・提言のまとめ方について
- (3) 9月9日(土) ・地域学習室への聞き取り調査の結果報告
報告：坪谷 美欧子（立教大学大学院生）
・今後の研究のまとめについて
- (4) 10月28日(土) ・調査研究報告書構成案について
・執筆分担の概略報告および発行までのスケジュール確認
- (5) 1月20日(土) ・調査研究報告書執筆分担の内容確認
- (6) 2月24日(土) ・調査研究報告書初校校正を終えての問題点等を協議
・報告書タイトルについて

3. 教育相談委員会

- (1) 4月8日(土)
 - ・3月の相談状況について
 - (調整会議) 本年度の活動計画、相談員の交代等について
- (2) 5月6日(土)
 - ・4月の相談内容について
 - ・本年度の教育相談事業について
- (3) 6月3日(土)
 - ・5月の相談状況について
 - (調整会議) 教育相談ハンドブック作成について
 - ・教育相談セミナーについて
- (4) 7月1日(土)
 - ・6月の相談状況について
 - ・話題提供：児童虐待をめぐって
(教育相談員 木下泰子)
 - ・教育相談ハンドブック作成について
 - ・教育相談セミナーについて
- (5) 8月5日(土)
 - ・7月および1学期間の相談内容について
 - (調整会議) 教育相談セミナーの運営について
 - ・教育相談ハンドブック作成について
- (6) 8月22日(火)23日(水)
 - ・教職員のための「第4回教育相談セミナー」の開催
 - *のべ20名の参加
 - ：基調講演 「子どもと親と先生と出会って思うこと」
山片 正昭 (横浜カウンセリングセンター理事長)
 - ：集約講演 「カウンセリングとわたし」
内山 淳 (前教育相談員・元桜美林短期大学講師)
- (7) 10月14日(土)
 - ・9月の相談内容について
 - ・教育相談ハンドブック作成について
 - ・教職員のための「教育相談セミナー」実施報告
- (8) 11月4日(土)
 - ・10月の相談内容について
 - (調整会議) 教育相談ハンドブック・キーワード原稿の検討
- (9) 12月2日(土)
 - ・11月の相談内容について
 - ・教育相談ハンドブック・キーワード原稿の検討
- (10) 1月13日(土)
 - ・12月の相談内容について
- (11) 2月17日(土)
 - ・1月の相談内容について
 - ・教育相談ハンドブック校正等編集作業
- (12) 3月10日(土)
 - ・2月の相談内容について
 - ・話題提供：これからの教育相談を考える
(横浜市大医学部附属病院 金井 剛)

*教育相談ハンドブック編集委員会：随時開催

「相談室の窓から～教育相談キーワード20～」

編集委員 委員長 広瀬 隆雄 (教育相談員)
(3名) 委員 浅見 聰 (教育相談員)
委員 中野 早苗 (教育相談員)

* 「親と教職員の教育相談室」

【1】開室日数

4月5日(木)～3月23日(金) 計198日

【2】4月から3月の相談状況（相談件数）

計313件

- ・不登校の相談
- ・引きこもりに関する相談
- ・障害に関する相談
- ・その他問題行動、性格、対人関係、学校・教員問題などに関する相談

4. 事業部

- (1) 4月15日(土) ・2000年度活動計画について
- (2) 6月17日(土) ・研究部、特別研究部、教育相談部活動計画について
・教育相談室チラシ、教育相談セミナーポスターの検討
・県教文研二十周年祝賀会について
- (3) 9月16日(土) ・各研究・相談委員会の活動報告および活動計画について
・第14回教文研教育シンポジウム運営について
・「教文研だより」の発行計画について
- (4) 12月16日(土) ・各研究・相談委員会の活動報告および活動計画について
・「所報 2001」企画

* 第14回教文研教育シンポジウムの開催

- ・期 日 11月18日(土)午後2時開会
- ・場 所 小田原市保健センター
- ・テーマ 「子どもたちに生きた学力を ここまでできたかながわのカリキュラム改革」
- ・コーディネーターおよびシンポジスト
 - ・府川源一郎 (横浜国大教授)
 - ・吉田 豊香 (県教育センター) 島田 優 (横浜市立本町小学校)
 - ・小山 伸一 (平塚市立大野小学校) 飯島 俊幸 (南足柄市立足柄台中学校)
- ・参加者 約70名

* 「教文研だより」などの発行および発行予定について

【1】2000年7月「教文研だより101号」

特集：他県に学ぶ総合学習 かながわの総合学習ヒント集刊行

【2】2000年11月「教文研だより102号」

特集：授業への参加、そして進学をめざして - 苦闘するニューカマー外国人生徒たち -

【3】2001年3月「教文研だより103号」

特集：第14回教文研教育シンポジウムそして地区からの発信

子どもたちに生きた学力を ここまでできたかながわのカリキュラム改革

【4】2001年3月 外国籍生徒の学習と進路調査研究部会報告

「外国人の子どもたちとともにⅡ 学習と進路の保障をもとめて」

【5】2001年3月 教育相談ハンドブック

「相談室の窓から - 教育相談キーワード20-」

【6】2001年3月 「神奈川県教育文化研究所二十年史」

*20年史編集委員会はこれまでに11回におよぶ編集会議を開催しています。

【7】2001年6月（予定）「教文研だより104号」

【8】2001年7月（予定）「第14回教文研教育シンポジウム」記録集

特集：子どもたちは今－「親と教職員の教育相談室」からの発信（仮題）

*20年史編集委員会：

委員長：金原 左門（研究評議会議長）

委 員：稻垣卯太郎（県教文研前所長） 伊藤 博彦（県教文研前副所長）

浅見 聰（研究評議員）

谷口 隆（元県教文研事務局長）

榎本 重次（元県教文研事務局長）

滝沢 博（前県教文研事務局長）

森 澄（県教文研所長）

岩澤 政和（県教文研副所長）

金子進一郎（県教文研事務局長）

5. 教育総研・他県教文研との交流

(1) 教育総研主催「第10回教育総研夏季研究集会」

2000年7月23日(日)24日(月)（山梨県石和）

(2) 教育総研10周年記念シンポジウム

2000年11月25日(土)（日本教育会館、専修大学）

(3) 教育総研主催「第7回教育相談全国研究集会」

2000年12月2日(金)（日本教育会館）

6. 地区教文研との連携

(1) 第26回専任所員連絡会議 6月28日(木)

2000年度県・各地区教育文化研究所の方向性について

(2) 第27回専任所員連絡会議 12月18日(月)

活動報告および県・地区教育文化研究所の今後の連携について

(3) 第28回専任所員連絡会議 3月9日(金)

活動報告および2000年度の活動をふりかえって

7. フィルムライブラリーの貸し出し状況

(2001年3月8日現在)

種 別	利用回数	利用本数	視聴者数(人)
小 学 校	9	25	993
中 学 校	9	26	2,179
高 校 他	5	12	368
計	23	63	3,540

8. 神奈川県教育文化研究所所蔵フィルム等一覧

◎貸出期間 利用日含め 7 日間 ◎費用 無料 ◎予約受付 045(241)3497
[◆16mmフィルム・8mmフィルム・スライド]

平和	
1601. 予言 (カラー41分)	・戦略爆撃調査団による記録フィルムと今なお苦しむ被爆者の現状を交錯させ、核廃絶を訴える。
1602. ひろしま (モノクロ100分)	・広島のある高校の女学生たちが勤労動員の作業中に被爆。原爆の恐ろしさを描いた戦後初の劇映画。
1603. にんげんをかえせ (カラー20分)	・10フィート運動で入手したフィルムと今なお苦しむ被爆者の訴えをおりませ、核問題の本質を問う。
1604. ひろげよう平和憲法 (カラー27分)	・日本国憲法の成立とその背景を明らかにしながら、平和憲法の大切さについて考える。
1605. もしこの地球を愛するならば (カラー26分)	・もし、核保有国がそれを使用したら、私たちの地球は一体どうなるのか。今何をすべきかを訴える。
1606. 歴史（核狂乱の時代） (カラー116分)	・第二次大戦から今日の核兵器配備の実態をえぐり、被爆者の苦しみ、怒り、そして行動を描く。
1607. トビウオのぼうやは病気です (カラー19分アニメ)	・1954年、太平洋のビキニ環礁でアメリカが水爆実験をした。海の底の魚たちはどうだったのでしょうか。
1608. ふるさとのどうぶつえん (カラー24分)	・大阪天王寺動物園の現代の平和な様子を見ながら、40年ほど昔の戦争で多数の動物が殺された史実を振り返る。
1609. ヒロシマのうた (カラー11分アニメ)	・被爆した少女が8月6日に初めて自分の生き立ちを聞かされる。でも少女は力強く生きていく。
1610. おかあちゃんごめんね (カラー25分人形アニメ)	・大空襲の日、体の弱い母は、この子たちだけは生きのびて欲しいと、炎の中に消えていく。
1611. 100ばんめのサル (カラー20分アニメ)	・戦争や核の恐怖のない平和なくらしをアニメと実写フィルムを織りませながら、世界に訴える。
1612. 核戦争 (カラー15分アニメ)	・核問題の本質を科学的に、論理的に、しかも子どもたちに分かりやすく説明し、平和の尊さを考える。
1613. 東京・ヒロシマ子ども派遣団1986 (カラー31分)	・東京の小中学生、父母、教師、140名が被爆地ヒロシマの地へ……。そして、人間の心と命を見つめる。
1614. おかあさんの木 (カラー22分アニメ)	・7人の息子達が次々に戦場へ。お母さんはその度に息子の名前をつけたキリの木を植え、一人帰りを待つが……。
1615. なっちゃんの赤い手ぶくろ (カラー18分アニメ)	・戦争の悲惨さ、平和の尊さを心の奥深くに訴える。
1616. おこりじぞう (カラー27分人形アニメ)	・核兵器の恐ろしさと平和の尊さを訴えた人形アニメーション。
1617. 象のハナ子 (カラー60分人形アニメ)	・戦争中、「動物園の猛獣を殺せ」と軍隊から命令がくだった。象を何とか助けようとする三吉少年。
1618. 樺太犬ゴン太・母をさがせ (カラー25分アニメ)	・戦争で離ればなれになった母と子が愛犬の活躍で感動的な再会をする。
1619. 日の丸と君が代 (カラー32分)	・日の丸・君が代の強制化が進む中でその問題点を再び明らかにする。
1620. 象のいない動物園 (カラー81分アニメ)	・太平洋戦争下の上野動物園での実話をもとにつくられたアニメ映画。

1621. ひろしまのエノキ (カラー20分アニメ)	・被爆したエノキを守り続ける子どもたち。平和と命の尊さを描く感動のアニメーション。
1622. 一つの花 (カラー23分アニメ)	・国語の教科書（小学校四年生用）のロングセラー教材の映像化作品。戦時中のつらい運命に耐えてひっそりと、力強く生きていく人間の姿を共感をこめて描く。
1623. 侵略・マレー半島 教えられなかった戦争 (カラー42分)	・日本軍は至るところで大虐殺を行い、残虐行為を繰り返した。それは、どうしても拭い去ることのできない歴史的事実である。
人権	
1624. アパルトヘイトの子どもたち (カラー30分)	・南アのアパルトヘイト政策を人権の立場から世界に訴える。
1625. はばたけ明日への瞳 (カラー51分)	・情緒障害児の少年の心の優しさ、クラスの子どもたちの友情の美しさを描いた児童劇映画。
1626. 太郎のかがみ (カラー56分)	・部落差別と障害者に対する差別の問題を子どもたちと一緒に学習していく、人権啓発ドラマ。
1627. 友子よ、晴れない霧はない (カラー42分)	・同和地区出身でたくましく生きる義姉をもつ女子中学二年生が、友だちを大切にし差別を許さない真すぐな心をもった子に育っていくまでを描く。
平和	
1628. 侵略 卷I・卷II 【8mm フィルム】(モノクロ60分)	・日中戦争時に日本軍が中国で何をしたかを描いたドキュメンタリー。一人ひとりに戦争責任を問う。
0001. 小田原にも空襲があった 【スライド】(カラー53枚13分)	・小田原空襲の惨状を写真、絵、当時の体験者の話等で再現し、平和の尊さを訴える。(西湘地区教組製作)
0002. 太陽がおちた 広島・長崎、第5福龍丸 【スライド】(カラー83枚13分)	・広島、長崎、第5福龍丸、三たびに及ぶ悲惨な被爆の実態を明らかにする。
0003. ひろしまの絵 【スライド】(カラー46枚15分)	・広島市民が描いた、生々しい原爆の絵。

[◆ビデオ (VHS)]

平和	
101. 証言南京は今も忘れない (モノクロ15分)	・日本軍による南京大虐殺の史実を豊富な資料で描く。
102. 沖縄戦・未来への証言 (カラー55分)	・沖縄戦の実写フィルムと現在の沖縄の姿をモンタージュしてその実相を明らかにする。
103. はだしのゲン I (カラー90分アニメ)	・ヒロシマでの原爆投下で目の前で父、姉、弟が家の下敷になり死んでしまうが、母とゲンは力強く生きていく。
104. はだしのゲン II (カラー90分アニメ)	・原爆孤児たちと明るく元気に生きるゲン。しかし、母の病気が悪化し、やがて悲しい別れが。
105. 黒い雨にうたれて はだしのゲン成人編 (カラー90分アニメ)	・被爆直後の広島に、放射能を含んだ黒い雨が。今なお死の影が生き証人たちの背後に……。
106. 夏服の少女たち (カラー30分アニメ)	・原爆死した少女が残したものは、ボロボロに燃えつきたあこがれの女学校の夏服だけだった。
107. 小さな証言者たち (カラー20分)	・ナチスの残虐の歴史をポーランドの子どもたちの絵と作文によって再現した記録映画。
108. これがヒロシマだ (カラー50分 NHK 特集)	・原爆体験を描いた数百枚の絵を携えて50日間23都市を旅する被爆者。ノーモア広島の声がアメリカへ。
109. カメラマン・サワダの戦争 (カラー50分 NHK 特集)	・報道カメラマン沢田教一は最前線で何を求めたのか。5万カットのフィルムから、彼の視点が解き明かされる。

110. そしてトンキーもしんだ (カラー50分 NHK 特集)	・太平洋戦争時代、上野動物園の3頭の象ジョン、トンキー、ワンリーたちの運命と人との交流を描く。
111. 逗子・強制連行の傷跡 事前調査'92.5.30 (30分)	・神奈川県朝鮮人強制連行真相調査団による池子、久木、沼間地区の調査の記録フィルム。
112. ヒロヒマ ナガサキ 核戦争のもたらすもの (46分)	・科学的な視点から、被爆者の証言もまじえ、原爆被爆の総合像を描いた記録映画。
113. 原爆の子 (モノクロ96分)	・広島における原爆の愚かしい惨禍について語り、反戦平和を訴える映画。
114. 東京大空襲 (カラー50分 NHK 特集)	・あの惨禍を生み出したのは米軍の日本焦土作戦だった。「東京大空襲の爆撃命令書」とその記録フィルム。
115. 農民兵士の声がきこえる (カラー50分 NHK 特集)	・岩手県の農村の納屋から、戦場の兵士が故郷の恩師に送った7000通の軍事郵便が発見された。
116. 火垂るの墓 (カラー90分アニメ)	・神戸大空襲で清太と節子の兄妹は二人きりに。4歳と14歳で生きようと思ったが……。
117. パパママバイバイ (カラー75分アニメ)	・横浜市で起きた米軍機墜落事故をもとにアニメ化。平和、命の大切さを問いかける。
118. 戦場ぬ童 (いくさばぬわらび) (カラー・モノクロ26分)	・沖縄戦の40周年記念作品。子どもの頃地獄の戦場をさまよった人々の生々しい証言をもとに、沖縄戦の実態を子どもにまとをしほって描いた作品。
119. おかあさんの木 (カラー22分アニメ)	・戦場に七人の息子を送りだした母は、息子たちが手柄を立てて、無事に戻って来ることを祈るが。平和を願い子どもを思う母親の愛を描いた作品。
120. うしろの正面だあれ (カラー90分アニメ)	・太平洋戦争開始・学童疎開・東京大空襲・家族の離散。戦争の残酷と共に、気丈に生きぬく子どもたちの姿を描く。
121. クロがいた夏 (カラー80分アニメ)	・戦争という時代のなかで子猫の生命を守るために力を会わせる子どもたちと家族、その生命を一瞬にして原爆が……。
122. ヒロシマに一番電車が走った (カラー30分アニメ)	・原爆投下3日後、広島に路面電車が走った。あどけない少女の車掌が乗務して……。
123. シンドラーのリスト 上・下2巻 (モノクロ195分 字幕スーパー)	・第二次世界大戦下のポーランド。千人を越すユダヤ人の命をナチの手から救った男の実話にもとづく再現ドラマ。
124. つるにのって (カラー27分アニメ)	・小6のとも子は、広島の平和公園で不思議な少女トモコと出会う。未来の人たちに核兵器の恐ろしさ、平和づくりへ自ら参加することの大切さを訴える。
125. カウントダウン (カラー・モノクロ30分)	・なぜ原爆がつかわれたのか。なぜヒロシマだったのか。人間はどこへ向かって走っているのか。戦後50年、ヒロシマの答がここにある。広島平和教育研究所制作。
126. あの忘れない日 —川崎大空襲1945年4月15日— (カラー・モノクロ10分)	・戦後50年をむかえ、学童疎開・川崎大空襲の証言をもとに、平和の尊さを考えようと訴える。
127. なっちゃんの赤い手ぶくろ (カラー18分アニメ)	・戦争の悲惨さ、平和の尊さを心の奥深くに訴える。(16ミリフィルム有り)
128. 対馬丸 —さようなら沖縄— (カラー75分アニメ)	・対馬丸とともに海のもくずと消えた子どもたちの姿を描くことによって戦争の非人間性を告発したドキュメンタリー・アニメ。
129. 猫は生きている (カラー75分人形アニメ)	・東京を火の海にした大空襲だって母と子の愛の絆を焼きつくすことはできない。昌男君一家と野良猫一家の必死の姿を描く。
130. 100ばんめのサル (カラー20分アニメ)	・戦争や核の恐怖のない平和なくらしをアニメと実写フィルムを織りませながら、世界に訴える。(16ミリフィルム有り)
131. 煙突屋ペロー ^{（モノクロ23分影絵アニメ）}	・ハトを助けたペローはお礼に兵隊の出る卵をもらう。ある日戦争が起こって……。1930年制作、半世紀ぶりによみがえったアニメ。
132. 真空地帯 (モノクロ129分)	・原作は野間宏の同名の小説。軍隊生活をリアルに描いた屈指の反戦映画。

核		
201. 核戦争後の地球〔第1部 地球炎上〕 (カラー30分)	・全面核戦争から一週間後の地球の惨状を実写フィルムや特撮で描き核の恐ろしさを訴える。	
202. 核戦争後の地球〔第2部 地球凍結〕 (カラー30分)	・核戦争による死の灰が長期的に生態系に影響し、地球環境を破壊していく実態を描く。	
203. 第五福竜丸 (モノクロ115分)	・彼らは太陽が西から昇るのを見た。もう一つの被爆を描く、衝撃の問題作。	
人権		
301. やがて…春 (カラー105分)	・いじめの問題を真正面からとらえ、命の尊さ、心のやさしさを考えさせる。	
302. 橋のない川 (カラー139分)	・住井すゑ原作の小説を基に映画化。被差別部落民の生活を部落完全解放を求める視点から力強く描いた作品。	
303. 住井すゑ「九十歳の人間宣言」 (カラー90分)	・1992.6.19イン武道館「橋のない川」第7部出版記念講演会の完全収録。	
304. 中学生激論ドラマ「いじめ」 (カラー45分)	・中学生たちが、命の重さに気づくには「素直に話し合い、理解し合うことが大切」と訴える。	
305. べろ出しチョンマ (カラー15分アニメ)	・士農工商の更に下に身分がつくられた江戸時代。窮状を直訴したため処刑される一家。少年長松の兄妹愛を描く。	
306. いじめよ、とまれ！ —心のケガには笑いの花を— (カラー30分) 96年制作	・ランキン・タクシーさんが出演と歌。オペラ歌手の中島啓江さんも特別出演。いじめを越えていく道をつたえている。小学生向け。	
307. 「子どもの権利条約」を子どもへ！ ～ランキン・タクシーとラップで歌おう～ (カラー30分) 94年制作	・ランキン・タクシーさんの歌に乗せて子どもの権利条約についてやさしく解説。子どもの権利条約の入門に適す。小・中学生向け。	
308. 人権ってなあに（入門編） あなたへのメッセージ (カラー41分)	・「人権」って、言葉にするとなんだか堅苦しい。しかし、私たちのまわりに目をむけると…。落合恵子さん、永六輔さんなど各界で活躍している著名人が「人権」について語りかけるメッセージ集。	
309. 人権ってなあに（女性編） ジェンダーフリー (カラー25分)	・「ジェンダー」—それは社会的・文化的に形成された性別。性による差別を乗り越え、女と男が自由に生きるために、「ジェンダー・フリー」を目指す人々の姿を紹介する。	
310. 人権ってなあに（在日外国人編） わいわいごちゃごちゃ—多文化・多民族共生の街— (カラー34分)	・フォーク歌手小室等さんの語りで、神戸市長田区と川崎市を舞台に在日韓国・朝鮮人の取り組みと、共に活動する日本人の姿を紹介する。	
311. 愛のゴスペルシンガー レーナ・マリア (カラー28分)	・ゴスペルシンガーであるレーナ・マリアさんは、1968年スウェーデン生まれ。生まれつき両腕がなく、左足は右足の半分ほどの長さしかない。「私は一度も自分を障害者だと思ったことはありません。」と語るレーナ・マリアさんの生い立ちと日常生活を、コンサートの歌と証しを交えて編集した作品。	
歴史・社会		
401. 昭和の記録～映像でつづる激動の昭和史～ 全32巻（各巻・約50分）		
(1) 幕あける昭和の時代 (大正～昭和3年／1912～28年)	(12) 再建の道けわし (昭和23・24年／1948・49年)	(23) 繁栄と公害のなかで (昭和45・46年／1970・71年)
(2) 銀座の柳と軍靴の響き (昭和4～7年／1929～32年)	(13) 講和条約調印 (昭和25・26年／1950・51年)	(24) 「列島改造」と石油ショック (昭和47・48年／1972・73年)
(3) 非常時日本 (昭和8～12年／1933～37年)	(14) 独立はしたけれど (昭和27・28年／1952・53年)	(25) 高度成長の終焉 (昭和49・50年／1974・75年)
(4) 日中全面戦争 (昭和13～15年／1938～40年)	(15) 政界再編と神武景気 (昭和29・30年／1954・55年)	(26) 混迷の時代へ (昭和51・52年／1976・77年)
(5) 太平洋戦争勃発 (昭和16年／1941年)	(16) もはや戦後ではない (昭和31・31年／1956・57年)	(27) 景気低迷と省エネルギー (昭和53・54年／1978・79年)
(6) 緒戦の勝利 (昭和17年／1942年)	(17) 消費革命の時代へ (昭和33・34年／1958・59年)	(28) 経済摩擦と防衛問題 (昭和55・56年／1980・81年)
(7) 連合軍総反撃 (昭和18年／1943年)	(18) 安保闘争と高度成長 (昭和35・36年／1960・61年)	(29) 東西緊張と黒字国日本 (昭和57・58年／1982・83年)
(8) 敗色日々に濃し (昭和19年／1944年)	(19) 先進国への道 (昭和37・38年／1962・63年)	(30) 貿易摩擦と情報化社会 (昭和59・60年／1984・85年)
(9) 戦争終結 (昭和20年／1945年・戦中)	(20) 東京オリンピック (昭和39・40年／1964・65年)	(31) 円高・国際化の中の日本 (昭和61・62年／1986・87年)
(10) 焦土の中から (昭和20年／1945年・戦後)	(21) 経済大国をめざして (昭和41・42年／1966・67年)	(32) 昭和から平成へ (昭和63・64年／1988・89年)
(11) 占領と民主化への歩み (昭和21・22年／1946・47年)	(22) 昭和元禄 (昭和43・44年／1968・69年)	

402. 昭和の誕生 (カラー50分 NHK 特集)	・昭和天皇の即位で始まった激動の時代。円タク、モボモガ、金融恐慌等の昭和初期を貴重なフィルムでたどる。
403. 日本中古品 (カラー50分 NHK 特集)	・中古衣料、使い古されたタイヤ、自動車エンジン、自動車がアジアの国でどのように売られているのか。
404. 焼き鳥までがタイ国産 (カラー50分 NHK 特集)	・アジの開き、焼き鳥など日本の伝統食までが、タイから輸入されている。外食産業の影響を追跡。
405. 想定ドキュメント 輸入食料ゼロの日 (カラー80分 NHK 特集)	・食料輸入がとだえたら…1年後には3000万人が餓死するという数値が算出されるまでを想定したドキュメント。
406. 再会～35年目の大陸行～ (カラー50分 NHK 特集)	・3,000人を超える残留孤児がまだ中国に残っている。肉親探しの手がかりを求める紀行。
407. 移住20年目の乗船名簿 (カラー前編70分・後編60分NHK特集)	・昭和43年、あるぜんちな丸がブラジルに向かった。その名簿とともに移住者たちの20年を追うドキュメンタリー。
自然科学	
501. 悲劇の巨鳥 ～アホウドリはよみがえるか～ (カラー50分 NHK 特集)	・絶滅の危機にさらされている巨鳥アホウドリ、雄大な舞とユーモラスな生態を紹介。
502. 目撃された大津波 (カラー50分 NHK 特集)	・昭和58年5月26日。秋田県沖地震によって津波が日本海沿岸の町を襲った。その瞬間を記録した映像を再現。
503. 土佐・四万十川 (カラー50分 NHK 特集)	・アイヌ語で大変美しいという意味の「シマニタ」から名付けられたという四万十。日本最後の清流を追跡。
504. これが鯨だ (カラー50分 NHK 特集)	・現在、地球で最大の生物「鯨」、話題の生物「鯨」を様々な角度から考える。
505. あかちゃん ～0歳児からのメッセージ～ (カラー45分 NHK 特集)	・誕生直後から「学習準備」をしている0歳児。その繊細な心理の発達過程の1年間を、科学的に解明。
学校・教育	
601. 日の丸と君が代 (カラー32分)	・君が代の強制化が進む中でその問題点を再び明らかにする。
602. 伝える言葉～大阪府立柴島高校～ (カラー50分)	・非差別部落出身者や在日外国人などさまざまなハンディを負った生徒たちが「自分の境遇を語る」活動を通して、荒れた学校を立て直していく。
603. 旅立とういま ～こずえさん20歳の青春～ (カラー60分 NHK 特集)	・サリドマイド禍で両腕を失った少女が、苦難を乗り越えて社会にはばたいていく青春の14年間を継続取材。
604. のぞみ5歳 ～手さぐりの子育て日記～ (カラー45分 NHK 特集)	・「幸せです」と微笑み、語る全盲夫妻の子育て記。優しくも、強い絆に結ばれた3人の歩んできた道とは。
605. こどもたちの食卓 ～なぜひとりで食べるの～ (カラー50分 NHK 特集)	・こどもたちの心と体を蝕む「孤立化現象」。1,000枚の絵が物語る意外な実態。
605. エイズの防衛をいま ～エイズは予防できる病気です～ (カラー150分)	・1992年3月に開催された財団法人「エイズ予防財団」主催のシンポジウムの記録。※ダビングでの活用を目的とする。
607. ドラマ教員室 (カラー60分 NHK 特集)	・生徒に体罰を与えたことによって表面化する教員室での人間ドラマ。教師の姿とは、学校の在り方とは。
608. 学校 (カラー129分)	・東京・下町の夜間中学校。様々な境遇、様々な年齢の生徒が学び、そこで教えることに情熱をそそぐ先生がいた。
609. やまびこ学校 (モノクロ105分)	・作文集「やまびこ学校」が原作。綴り方教室を通し、中学二年生の姿を生き生きと描く。
610. 白と黒とわんぱくたち (カラー83分)	・教室で犬を飼ったために、様々な弾圧が。黒やわんぱくたちや「わんちゃん先生」の記録。

611. 先生のつうしんば (カラー93分)	・ひそかに先生の成績をつける吾郎と、学級の腕白たちと、新任の先生との裸のつきあいから、生きた教育とは何んであるかを描く。
612. ともだち (カラー90分)	・京浜工業地帯のK市。明るい少年と気管支喘息の少女とのかかわりから「生命の尊さ」「友情」の大切さを訴え、時代の歪みを問う。
613. 人間の壁 (モノクロ145分)	・日教組「勤評闘争」の一環として全組合員の意志を結集して作られた作品。原作は佐賀県教組を舞台とした石川達三の同名の小説。
薬物	
701. シンナー・インベーダー (蝕まれる心と身体) (カラー20分)	・中学生のシンナー乱用者を通じて、身体にどのような弊害をもたらしていくかを克明に解説している。
702. ことわる勇気（シンナーの誘惑） (カラー30分)	・読本（健康に生きよう PART 4）を映像化したもの。中学生のシンナー問題に対する対応をドラマにしてある。
703. 恐ろしいシンナー・覚せい剤 (その依存症と精神障害) (カラー21分)	・専門医の解説と乱用者による体験談等、薬物乱用の恐ろしさと薬物問題が社会問題化していることについて学ぶ内容である。
704. ダメゼッタイ (シンナー団をやっつけろ) (カラー30分)	・豚をキャラクターにしたシンナー乱用の不良グループに対して正義の美少女が現れ、一寸法師のようになって豚の体内に入り、シンナーに侵された状態を説明していく。 (中学生向き)
705. 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」 (カラー20分)	・薬物乱用に対するQ&A方式のビデオ。大麻は本当に害があるんですか？他人に迷惑を掛けなければ問題ではないですか？一回だけなら…？こうした質問に答えます。
706. 「ダメ。ゼッタイ。」マリファナの恐怖 (カラー18分)	・パソコンによる知識学習の形式を取り入れCG（コンピュータ・グラフィック）で、薬物乱用の知識を学習し、心身への影響を動物実験を通して身につけさせる。アニメーションも取り入れてある。（小・中学生向き）
707. 大麻（マリファナ）はなぜ恐ろしいか (カラー20分)	・動物実験を通じて、大麻の人体への悪影響、乱用による弊害を解説している。
708. ブレイン・クラッシャー！ (覚せい剤は君の脳を破壊する) (カラー22分)	・アニメーションとコンピュータグラフィック（CG）を取り入れて覚せい剤の乱用が小学生まで拡大していることを示し、その恐ろしさを解説している。
709. 健康に生きよう	・シンナーの乱用により、中学生が交通事故を起こす。これを契機に同級生がシンナーについてグループ研究し、まとめてロングホームで発表するというもの。
710. 薬物乱用と家族 健康に生きよう PART 2	・読本（健康に生きよう。PART 2）を映像にしたもので、シンナーの乱用の少年を抱える家族がカウンセリングを受けながら、これを克服していく過程をドラマで描いている。
環境	
801. 戦後50年その時日本は 「チッソ水俣工場技術者たちの告白」 (NHK 95.7/1 50分)	・1956年4月21日、6才の幼女の診断に始まる水俣病の原因は、チッソ水俣工場の付属病院院長細川博士のネコ実験や熊本大学医学部の研究でも、水俣工場の排水にあることは明らかになりつつあり、また工場技術者たちの研究でも実証されつつあったが、工場排水は流れ続け、水俣湾から、さらに不知火海にまで流れ続け、患者は増え続けた。その経過の真実が多くの証言を通して語られている。
802. シリーズ環境問題 (NHK 98.6)	・①押し寄せる化学物質 ②環境アセスメント／開発はチェックできるか ③ゴミ果てしなき戦い ④企業静かな革命（あと12分のところで中断） ○ワインボトルが溢れだす NHK98.10/1リサイクルをめぐる問題、現実の難しい問題の構造を説明
803. 地球加熱 —2048年からのメッセージ—	・1988年、ノルウェイテレビの未来予測。2048年から1988年当時、世界は問題をどれくらい自覚していたか、合間に2048年の仮想的ニュースを報道しながら、1988年を回顧する形で語られている。中学生にも分かりやすく、そして、すでに1988年、問題は激しく指摘されていることが示されている。たいへん印象的である。
804. 日本の地下で何が起きているか (NHK 95.5/19,60分)	・阪神大地震の年の5月、日本列島に地震の多いわけを、分かりやすく説明している。阪神大地震のことも実際の写真やCGを駆使して説明している。中学の理科の教材として好適。

805. 食糧に未来はあるか (NHK 98)	<ul style="list-style-type: none"> ①農業の近代化で失われたもの 5/18 ②遺伝子多様性を取り戻せ 5/19 ・日本の食糧自給率が非常に低下している状況を考えつつ、食糧をめぐる問題を総合的に考えるので良い資料。 中学・高校の総合的学習に有用。
806. 魔威の細菌 MRSA スーパー病原菌の魔威 (NHK 97) (NHK 92.11/11)	<ul style="list-style-type: none"> ・薬好きの日本人の薬万能の傾向へ警告。今日の医学の限界を語る。病原菌が薬への耐性を短期間に獲得していく神秘のメカニズムを面白く表現。
807. 化学兵器—終わり無き悪夢— (NHK 92.12/15 50分)	<ul style="list-style-type: none"> ・化学兵器の歴史、イラクの毒ガス生産計画に群がる世界の企業。兵器開発に協力する学者と企業。蓄積された化学兵器の廃棄に苦慮する大国の現実。
808. 失われた緑のデルタ (NHK 96.2/5 45分)	<ul style="list-style-type: none"> ・1995年、石油資本と結託したナイジェリア軍事独裁政権の横暴ぶりを告発。
809. 海知られざる世界 —奇跡のバランスの崩れる時— (NHK 98.12/20 50分)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境の巨大な緩衝装置であった海が、その作用を失いつつある現実を警告。
810. ①瓜生島の伝説 (NHK 90.6/19 15分)	<ul style="list-style-type: none"> ・別府湾に昔存在した大きな島が、そこにあって栄えていた港町とともに、地震によって崩れ水没したという伝説を科学のメスをいれて実証。②検証神奈川県西部地震(NHK 93.5/30 25分)神奈川県西部地震、通称小田原地震の可能性とメカニズムを分かりやすく説明。③90年7月の九州熊本・大分の水害(NHK 90.7)植林された杉林が集中豪雨によって流出し水害の被害を深刻にした事実を説明。
811. チェルノブイリ原発事故 —隠された事実— (NHK 8/15 45分)	<ul style="list-style-type: none"> ・チェルノブイリ原発事故は、原子炉に構造的欠陥があったことも事実であるが、直接に事故の原因となったのは、二つの活断層の接点にチェルノブイリ原発があり、そこでの直下型地震が直接の引き金になったという。デンマークの研究者らの報告。他の原子炉も危険な状況にあると云われているとき重大な警告。
812. ①豊かな島のゴミ騒動 (91年5月 60分)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽放送制作の番組を優秀作品としてNHKが紹介し放映したもの。瀬戸内海の小豆島近くの風光明媚な豊島(てしま)が、産業廃棄物業者が、ゴミを利用してミミズを養殖する施設を造り、島に新たな産業を誘致し、島起しをするというウソにだまされて10万トン以上の産業廃棄物を持ち込まれた。中には外国からの猛毒物質もある。許可した県当局は法規上では問題はない対応を拒否。その経過を克明に記録している。②産廃処分場(NHK 98.7 60分)・全国各地で起こっている産業廃棄物処分場問題を取り上げ、賛否両論を取り上げて考えさせる。中学・高校の総合的学習の資料として好適。
813. ①生ゴミ再生 (NHK 98.9/30 45分)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による生ゴミの堆肥化が次々と行き詰まる中で、ある農家の創意に満ちた生ゴミの活用の実際を紹介。行政側でも発想の転換が始まっている。とかく絶望的になる環境問題の中で希望の見えるエコテクノロジーの例。②家庭のゴミはこうして減らす - 日本とドイツの徹底比較 - (NHK 99.1/11)・ドイツの先見的な思い切った政策と国民への教育の成果の紹介③海はだれのものか(NHK 99.1/12)ダイビングや釣りを楽しむ人々と専門の漁民との間の争い、価値葛藤の一つの例として中・高校でのディベイトのテーマに適当。
814. ①土地は汚染されていた —宙に浮く工場跡地の汚染— (NHK 98.12/14)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場によって汚染されていた土地が、そのまま売買され、後で責任の所在が不特定多数となって、関連業者は責任のがれの発言をして問題の解決が宙に浮き困っているという例が全国的に多数存在する。公共用地の場合も汚染されているが、財政の窮乏に苦しむ公共団体は調査の費用の捻出も難しい。汚染の経緯を示す記録もほとんど無いのが実態である。欧米では積極的に対応している。②全国各地の事業所の内外の土地が地下水も含めてトリクロロエチレン汚染されているすさまじい実態基準値の16000倍の汚染。(終わりの数十秒中断)
815. 産業廃棄物 —ハイテク日本まったくのゴミ— (NHK 96.3/3 50分)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本はかつては産業の廃液を大量に海に投棄していた。豊かさの裏に、からなげで出てくる大量の産業廃棄物は各地でうずたかく山のように積まれている。海にも山にも行き場はない。96年の時点ですでに大問題になっている。そして年々深刻になっている。これは世界の先進国の大問題でもある。どうすればよいのか。化学的知識があると問題の深刻さが一層鮮明になる。 高校生向け。
816. 衛星から見た地球 (NHK 92.12/13 60分)	<ul style="list-style-type: none"> ・1968年12月、アポロ8号から初めて宇宙から見た地球の写真が送られてきた。以来人類は宇宙に浮かぶオアシスのような天体として地球を意識するとともに、地球環境の様々な問題を宇宙から探求するようになった。全く新しい視点と方法で、地球が観測されるようになった。そのすばらしい進歩と成果の紹介。

817.「チャールズ皇太子 地球環境への提言」 (NHK 海外ドキュメンタリー (英国) 90.10/24 45分)	・ 地球の環境の状態とそれをどう改善していったらよいか、農業も今のやり方でよいのか。科学技術と人間の関係の在り方等、重要な問題がいろいろ提示され提言がなされている。1990年の提言であるが世界的に見て対策はあまり実行されてはいない。意識もそれほど高揚してはいないように思われる。
818.「地球の温暖化」 (NHK 海外ドキュメンタリー (英国) 90.10/26 45分)	・ 温暖化の問題は、今日問題にされていることが既に厳しく指摘され早めに対応しないと手遅れになると警告されているが、世界の足並みは揃ってはいない。温室効果気体を排出しない原子力発電に期待が向けられるが、これも問題が多い。総合的に考える資料。総合的学習の資料。 中・高校向き。
819.「世界の森は今…」 (NHK 海外ドキュメンタリー (ノルウェイ) 98.6~7月 各45分)	・ ①「破壊から再生へ」：特に韓国のセマウル運動(国をあげての緑化運動)について由来と実際、その成果について貴重な映像がある。②「緑を消した文明」：トル・ハイエルダール氏が各地の深刻な森林破壊の現地に立っての破壊の経過説明がある。環境保全の運動家達の攻撃と製材業者達の言い分。スカンジナビアでは対立は長期的な生産と管理の計画により対立はほとんどない。イースター島の自然破壊の歴史、文明消滅の歴史は衝撃的である。各地の森林再生の試みも紹介されている。
820.「世界の森は今…」 (NHK 海外ドキュメンタリー (ノルウェイ) 98.6~7月 各45分)	・ ③「植林が世界を救う」：ノルウェイは永い年月をかけて計画的に植林を続けてきたので今豊かな収穫があることの紹介、酸性雨の影響も継続的に調べている。ブラジルのユーカリの農園経営の実際も紹介されている。④「森はだれのもの」：森と人間の共存の方途を探る。ブルントラント首相の言葉でしめくくる。
821. ダイオキシン	・ ①「どうするダイオキシン汚染」(NHK 97.3/31 30分)ゴミ処理場で発する猛毒物質ダイオキシンをどうするか。各自治体の努力と苦悩の様子。②「調査報告ダイオキシン汚染」(MNHK 97.10/5 50分)ダイオキシンは人体にいかに有害か。愛媛大学農学部でのこれまでの研究成果からの詳細な報告。
822. 環境ホルモンについて	・ ②「環境ホルモンと生殖異変」(NHK 97.11/21 50分)長崎大学での魚の調査、日本海側のバイガイの漁獲異変が起き、ほとんど取れなくなった。フロリダの沼地でのワニの数の激減、イギリスのコイ(ローチ)のメス化、多摩川のコイのメス化など憂うべき実態の紹介③生活ホットモーニング「環境ホルモン」(98.5/29 50分)いろいろ情報があるが本当のところはどういうことか。井口泰泉教授の話。研究で明らかになったこと、これから研究がなされようとしていることなどの紹介。
823. 防災について	・ ①「震災は繰り返す」(NHK 海外ドキュメンタリー (英国) 99.1/22 45分)アメリカ、メキシコの地震と災害、そして日本の阪神淡路大地震を例にして、地震に対する人間の忘れっぽい態度への警告。防災教育の資料として貴重。②「地震予知への挑戦」(NHK 海外ドキュメンタリー (英国) 99.2/5 45分)始めにクラカタウ火山の噴火に伴う大津波の経験者の話。1700年に起こったと推定されるシートル付近のカスケード山脈に起こった巨大地震と津波の話など。
824.「ネバダ核実験の砂漠」 (NHK 海外ドキュメンタリー (アメリカ) 99.3/10 45分)	・ アメリカの核実験を推進しようとするグループが、近くの住民の犠牲を顧みず実験を繰り返した事実の経過。責任者ノリス・ブラッドレー(1998年没)は故意ではなかった、それに被害は大したことではなかったと強弁していたが、息子が、放射能がそちらへ流れしていくから急いで逃げよという警告を受けたと告発。権力の非情さを告発したドキュメント。
825.「世紀を越えて」シリーズから	・ ①「20世紀の巨大穀物商社」(NHK 99.1/24 60分)世界の穀物市場を牛耳る穀物商社カーギル社の実力。膨脹しつつある中国の食肉市場とそれに関連する穀物需要の膨脹の圧力。②「大地と水は人間を養えるか」(NHK 99.1/31 60分)アメリカの穀倉地帯が地下水の枯渇や土の疲弊によって危機的状況にあること、アメリカの農業の変化についてのレスター・ブラウンの意見。アメリカと同様の土の変化が起こっているカザフスタンの農地の実情。フルシチヨフの進めた大開拓、大増産政策の下での単作農業による風食、水不足、土の劣化、塩害など。インドでの「緑の革命」も初めは目覚ましい成功に見えたが、1980年代になると、排水を考えない水のやり過ぎによるウォーターロギング(農地の水びたし)、肥料のやり過ぎによる塩害が起こってきた。
826.「世紀を越えて」を読む (NHK 99.2月 45分)	・ 825の①②の内容に関連して日本の問題に焦点をあてて考える。

827. ①「殖えすぎたオーストラリアのウサギ」 (NHK ビデオ 45分)	・イギリスからオーストラリアに移住した人々が、狩猟用に持ち込んだウサギが、天敵がないために猛烈な勢いで殖えて、牛や羊の餌を奪う害獣になり困っている現実と排除されてさよう哀れなウサギの姿。自然のバランスを人間が壊してしまった深刻な実例の紹介。小・中学校で環境問題を考えるときの資料として好適。②「殖えすぎたシカ」(NHK94年11月 30分)日本でもシカが殖えて植林にとって大変な脅威になっている。時には冬の豪雪で餌不足になり餓死するシカが続出し、ヘリコプターで餌を空輸することもあるが、殖えすぎて間引きの射殺をすることもある。
828. 薬害エイズについて ①「何がエイズの被害を拡大させたか」 (NHK 96.6月 30分)	・防がれるはずのエイズの薬害、血友病患者への血液製材にアメリカのエイズ患者の完血が混入していた。その事実を知りながら対応が非常に遅れた。その事情を追求している。②「薬害エイズーミドリ十字に何があったかー」(NHK 96.8/26 39分)ミドリ十字の首脳陣は後に自分達の意図的な誤りを土下座して患者に謝った。しかし、患者の血液の中に入ったエイズのウイルスは消滅するわけではない。そして着実に患者は死んでいきつつある。ミドリ十字は何をしたか。とかく忘れられがちな事実の記録。③「権威の犯罪 阿部英容疑者と薬害の構図」(NHK96.9/5 30分)関係者の証言から、阿部英容疑者は、エイズのウイルスが混入していることを知りつつ患者に血液製材を注射していたのは事実であるらしい。なぜそんなことが起こったか。その原因の追求。④1999年2月9◇午後7時のニュースから フランスのエイズの問題
829. 環境問題ってなあに? (カラー20分)	・財埼玉県生態系保護協会が制作 小3～中3までを対象に環境問題を分かりやすく解説したビデオ。
830. 地球汚染 第1部 大気に異変が起きている (カラー60分 NHK 特集)	・地球を激変させる大気異変や深刻な海洋汚染問題が多発。人類が考えなければならない未来への緊急考察。
831. 地球汚染 第2部 海はひそやかに警告する (カラー50分 NHK 特集)	・(同上)
832. 調査報告 チェルノブイリ原発事故 (カラー50分 NHK 特集)	・欧州全体を汚染したチェルノブイリ原子力発電所爆発事故。汚染状況を追跡し、核の恐ろしさを見つめる。
833. 黒い雨 ~広島・長崎原爆の謎~ (カラー45分 NHK 特集)	・40年ぶりに発見された壁にくっきりと残る染みと様々な証言から、黒い雨の成分を化学分析。
834. あなたはこんな水を飲んでいる (カラー60分 NHK 特集)	・下水が飲料水に変身する。塩素や活性炭を加え、からうじて維持される都市水道の実態と将来を探る。
その他	
901. となりのトトロ (カラー86分 アニメ)	・雑木林が多かった数年前の武蔵野の森に住む動物と人間との出会いを描く。日本の自然の豊かさに気付く作品。
902. 風の谷のナウシカ (カラー116分 アニメ)	・自然を征服し、繁栄を極めた人類が戦争により産業文明を破壊する。それから1000年後、少女が自然とともに生きながら、未来的な地球を救うために立ち上がる。
903. 天空の城ラピュタ (カラー124分 アニメ)	・地球が限りある世界と判って以来、失われてしまった憧れや冒険といったものを復権させる物語。
904. 平成狸合戦ぽんぽこ (カラー119分 アニメ)	・棲む土地を失う危機に瀕したタヌキたちが、先祖伝来の化ける能力を使って人間どもに戦いを挑む。
905. もののけ姫 (カラー133分 アニメ)	・昔、アシタカと呼ばれた勇敢な子がいた。自然を愛した若者であった。深い森に棲む獣に育てられた「もののけ姫」。人間とのけとの戦いを描く。

[◆パネル]

1. 原水爆の惨禍 ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ (16枚組)
2. ヒロシマ・ナガサキ (20枚組)
3. 戦争と平和の実物資料 (16枚組)
4. 写真でみる川崎の空襲 (13枚組)
5. 大韓民国独立紀念館展示写真 (21枚組) 制作・広島平和教育研究所 1995年
6. 侵略－中国から見た日中戦争－ (25枚組) 制作・湘南教職員組合 1996年
7. 組写真「相模湖・ダム」(28枚組、含む資料 3枚) 制作・湘北教育文化研究所 1998年
8. 石けんでやさしいくらし (20枚組) 制作・日本婦人会議 1992年

— 貸出しのご案内 —

1. 貸出しを受けるには

神奈川県教育文化研究所に電話で予約するか、直接ご来所下さい。

- ・フィルム等の題名、借用期間、借用団体名、責任者名をお知らせ下さい。
- ・貸出し時には、「認め印」をご持参下さい。

2. 貸出し点数及び期間

同時に借りることのできるフィルム数は、5点までです。

貸出しが期間は、貸出し日と返却日を加え7日以内です。

3. 費 用

無料です。また、フィルム等を利用される際も、無料で上映して下さい。

備 考

- ①返却時には、所定の報告書を提出して下さい。
- ②借用期間を守り、使用後はすみやかに返却して下さい。
- ③借用フィルム等については、使用責任者を決め、取扱いに注意して下さい。
- ④資料を損傷・紛失した場合は、その損害を賠償して頂く場合があります。

9. 2000年度 神奈川県教育文化研究所・各種名簿

〈理事〉

理事長 小中 儀隆

氏名	所属
小中 儀隆	神奈川県教職員組合 執行委員長
金原 左門	中央大学教授 研究評議会議長
松井 堅	神奈川県教育公務員弘済会 理事長
東野 陽子	前神奈川県議会議員
岩澤 政和	神奈川県教職員組合 執行副委員長
門倉 慎児	神奈川県教職員組合 執行副委員長
加藤 良輔	神奈川県教職員組合 書記長
佐野朝太郎	神奈川県教職員組合 書記次長
伊藤 吉正	神奈川県教職員組合 書記次長
山田喜代司	横浜市教職員組合 執行委員長
吉田 正和	川崎市教職員組合 執行委員長
芹沢 秀行	三浦半島地区教職員組合 執行委員長
竹村 雅夫	湘南教職員組合 執行委員長
荒木 良治	湘北教職員組合 執行委員長
倉本 癱一	中地区教職員組合 執行委員長
小関 満	西湘地区教職員組合 執行委員長

〈顧問〉

露木喜一郎	第6代神奈川県教職員組合 執行委員長
三好 新次	第4代神奈川県教職員組合 執行委員長
坂東 忠彦	第11代神奈川県公立小学校 校長会会长
繁里 昭	第8代神奈川県教職員組合 執行委員長

〈研究評議員〉

議長 金原 左門

氏名	所属
金原 左門	中央大学教授 政治学
富山 和夫	関東学院大学教授 経済学
宮島 喬	立教大学教授 社会学
黒沢 惟昭	東京学芸大学教授 生涯学習論
市川 博	横浜国立大学教授 教育学
木谷 要治	鎌倉女子大学教授 教育学
府川源一郎	横浜国立大学教授 教育学
高橋 和子	横浜国立大学教授 教育学
滝沢 正樹	関東学院大学教授 社会心理学
菅 龍一	児童文学作家 和光大学講師
林 洋一	白百合女子大学教授 心理学
広瀬 隆雄	桜美林短期大学助教授 教育行政学
安斎 義昭	神奈川県議会議員
湯舟 妙子	元神奈川県教職員組合副委員長
川口 珠江	横浜市教育文化研究所 理事
宮島 郁子	雑誌「ひと」元編集委員
田中奈緒子	鎌倉女子大学専任講師 心理学
浅見 聰	東海大学講師 哲学
稻川 英徳	横浜市教職員組合 教文部長
山田 和秀	川崎市教職員組合 教文部長
浜田 基	三浦半島地区教職員組合 教文部長
石井 延幸	湘南教職員組合 教文部長
鍛冶 邦彦	湘北教職員組合 教文部長
岩田 裕之	中地区教職員組合 教文部長
高田 義仁	西湘地区教職員組合 教文部長

〈カリキュラム総合改革委員会〉

部長 府川源一郎

氏名	所属	
富山 和夫	関東学院大学教授	経済学
宮島 喬	立教大学教授	社会学
黒沢 惟昭	東京学芸大学教授	生涯学習論
市川 博	横浜国立大学教授	教育学
木谷 要治	鎌倉女子大学教授	教育学
府川源一郎	横浜国立大学教授	教育学
高橋 和子	横浜国立大学教授	教育学
広瀬 隆雄	桜美林短期大学助教授	教育行政学
浅見 聰	東海大学講師	哲学
稻川 英徳	横浜市教職員組合	教文部長
山田 和秀	川崎市教職員組合	教文部長
長 裕輔	三浦半島地区教職員組合	教文副部長
石井 延幸	湘南教職員組合	教文部長
堀 義秋	湘北教職員組合	教文部長
岩田 裕之	中地区教職員組合	教文部長
高田 義仁	西湖地区教職員組合	教文部長

〈教育相談部〉

部長 広瀬 隆雄

氏名	所属	
滝沢 正樹	関東学院大教授	社会心理学
菅 龍一	児童文学作家	和光大学講師
林 洋一	白百合女子大学教授	心理学
広瀬 隆雄	桜美林短期大学助教授	教育行政学
浅見 聰	東海大学講師	哲学
宮島 郁子	雑誌「ひと」元編集委員	
田中奈緒子	鎌倉女子大学専任講師	
永田 実	教育相談員	
木下 泰子	教育相談員	
中野 早苗	教育相談員	
畠 健一	教育相談員	
稻葉 卓司	箱根町立湯本小学校	
河村 佳行	平塚市子ども教育相談センター	
工藤 晶子	川崎市立舟形中学校	
播岡 聰	横須賀市立商業高等学校	

〈顧問〉

竹内 直樹	横浜市大附属小児精神神経科 科長
-------	------------------

〈事業部〉

部長 金原 左門

氏名	所属	
金原 左門	中央大学教授	政治学
府川源一郎	横浜国立大学教授	教育学
富山 和夫	関東学院大教授	経済学
広瀬 隆雄	桜美林短期大助教授	教育行政学
森 澄	神奈川県教育文化研究所	所長
岩澤 政和	神奈川県教育文化研究所	副所長
金子進一郎	神奈川県教育文化研究所	事務局長

〈専任所員〉

小林 達夫	横浜市教育文化研究所
米田 信一	川崎教育文化研究所
久米 武郎	三浦半島地区教育文化研究所
日原 通晴	湘南教育文化研究所
吉川邦之助	湘北教育文化研究所
菊地 一郎	中地区教育文化研究所
齋藤 明子	西湘地区教育文化研究所

事務局

所長 森 澄
副所長 岩澤政和
事務局長 金子進一郎

所報 2001

2001年6月25日

神奈川県教育文化研究所
〒220-0053
横浜市西区藤棚町2-197
神奈川県教育会館1階
TEL. 045-241-3497
FAX. 045-241-3497
e-mail : kkyobun@gaea.ocn.ne.jp
印刷：(有)神奈川教育企画
TEL. 045-253-3435

